

事 業 委 員 会

令和 4 年 9 月 9 日 (金)

事業委員会

日 時 令和4年9月9日（金）午前10時00分開会—午後6時50分閉会

場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 谷地委員長、辻下副委員長、瀧見、奥野、中原、反保、竹原、出口

傍聴議員 坂原、早川、松尾、道工

出席理事者 田代町長、中口副町長、松岡副町長、古橋教育長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長、西総務部長

相馬財政改革部長、奥都市整備部長、栞山総務部理事兼財政改革部理事

寺田総務部企画地方創生監、吉田都市整備部理事（産業観光促進担当）

岩田総務部副理事兼企画地方創生課長、小坂土木下水道課（土木担当）課長

兼二国推進課長、奥田都市整備部副理事兼土木下水道課（下水道担当）課長

佐々木都市整備部副理事兼建築課長、新保産業観光促進課長

廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

谷地委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開会します。

本日の出席委員は8名、全員出席です。

理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしく願います。

初めに、お諮りします。ただいま連絡を受けました傍聴許可申出に対して許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

谷地委員長 それでは、傍聴を許可します。

それでは、議事に入る前に、9月7日の本会議において、中原議員から要求された事業委員会に係る資料について配付されております。こちらをご確認願います。資料は、マンホールポンプ関係と、あとはみさき公園に係る資料の2種類が配付されておりますので、お手元に皆さんあるか、ご確認を願います。

なお、内容等については後ほど担当課から説明がありますので、その際に質疑等をお願いします。

それでは、案件1、9月7日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件7件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

また、私が質疑・討論するときは、副委員長に委員長の職務を代わっていただき、委員長席のまま質疑・討論することをご了承願います。

それでは、議案第40号「令和4年度岬町一般会計補正予算（第6次）について」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について、担当課から副理事説明を求めます。

谷地委員長 岩田副理事。

岩田総務部副理事　それでは、事業委員会資料の1ページ目をご覧ください。令和4年度岬町一般会計補正予算（第6次）のうち事業委員会に付託された歳入歳出予算について説明いたします。最初に、歳入予算について説明いたします。

19 寄附金、1 寄附金、多奈川地区多目的公園寄附金といたしまして120万円の増額補正を行うものです。内容といたしましては、多目的公園に進出しているだけであります株式会社ユーラスエナジー岬より今年度も寄附の申出がありましたので、新たに予算措置をするものです。頂いた寄附金につきましては、多奈川地区多目的公園管理基金に充当いたします。

谷地委員長　産業観光促進課、新保課長。

新保産業観光促進課長　22 諸収入、4 受託事業収入、商工費受託事業収入といたしまして4万6,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、海釣り公園道の駅受託事業収入（大阪府受託事業）といたしまして、大阪府の施設である道の駅ととパーク小島の駐車場や24時間トイレなどの維持管理業務に係る受託収入額の確定に伴い増額補正を行うものです。詳細については歳出でご説明いたします。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入合計124万6,000円を増額するものでございます。

谷地委員長　新保課長。

新保産業観光促進課長　続きまして、歳出についてご説明いたします。

2ページをご参照ください。7 商工費、1 商工費、海釣り公園道の駅事業といたしまして4万6,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、海釣り公園道の駅管理委託料でございます。道の駅ととパーク小島の維持管理業務につきましては、施設管理者である大阪府から本町が業務を受託し、これを本町から道の駅に併設する海釣り公園の指定管理者に業務委託しております。この維持管理業務委託料は、本町と大阪府との間で協定を取り交わし算出されるものとなっておりますが、人件費の単価については建設工事積算資料の労務単価を用い算出することとされています。この積算資料は毎年2月に改訂されるため、当初予算の要求に当たっては概算額により行っております。今回、人件費の単価の額の確定に伴い、歳出額と要求額の差額において予算に不足が生じることとなったことから増額補正するものでございます。

谷地委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 委員会資料の2ページをご参照ください。続きまして、8土木費、4都市計画費、下水道事業特別会計繰出金としまして319万円を増額補正計上するものです。内容としましては、下水道事業特別会計におけるマンホールポンプの修繕料としまして319万円を下水道事業特別会計への繰出金を増額補正計上するものです。なお、詳細につきましては、後ほど下水道事業特別会計補正予算でご説明させていただきます。

谷地委員長 岩田副理事。

岩田総務部副理事 続きまして、13諸支出金、1基金費、多奈川地区多目的公園管理基金費といたしまして、補正予算額120万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、株式会社ユーラスエナジー岬から頂いた寄附金120万円を基金として積み立てるもので、株式会社ユーラスエナジー岬は多奈川多目的公園内で再生可能エネルギー太陽光発電事業を手がけており、地域とともに発展し、社会から信用される企業としてビジョンを掲げております。寄附金については基金として積立てを行い、用途については企業が掲げる地域貢献のための事業として活用させていただく予定です。なお、財源内訳の一般財源に319万円の記載がございますが、これはちょっと誤りでございます。申し訳ございません。その部分を抹消していただきますようお願い申し上げます。以上、当委員会付託分、歳出合計443万6,000円を増額補正を行うものでございます。

谷地委員長 ただいまの説明に対して質疑ございませんか。竹原委員。

竹原委員 歳入歳出ともに寄附金ということで、ユーラスエナジーから毎年頂いております。事業収入として岬町で太陽光をもとに頑張っているのだと感じておりますが、少し確認で、このユーラスエナジーとの契約というのは20年であったと思いますが、現在、何年目になっているのか。それだけ確認させて下さい。

谷地委員長 岩田副理事。

岩田総務部副理事 竹原委員の質問にお答えいたします。

ユーラスエナジー岬さんとは、平成24年10月18日から契約を結んでございまして、令和14年の9月30日までとなっており、現在で10年でございます。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 毎年、この120万円という数字を上げていただいておりますが、そうしましたら現在で約1,200万円程度寄附をいただいているということで、これも間違いございませんね。ありがたい話なので。

谷地委員長 確認ですよ、今の金額の。今の合計1,200万円、現在までに寄附いただいているというところに対して、そちらの確認ということですけども。

岩田副理事。

岩田総務部副理事 ユーラスエナジーさんから頂いている寄附金につきましてですが、平成28年から頂いてございますので、7年間でございます。7年間ですから、合計で840万円ということになります。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 今のやり取りで、840万円ということで、ご寄附を毎年のように頂いて、企業としては社会的な貢献という役割もおありかと思いますが、ありがたい話だと思うのです。金額、累計の金額なのですが、少し私の記憶が曖昧なのですが、毎年120万円であったかとぼんやりと思って、100万円であったときもあったような気がするのだけれど、毎年120万円であったかしら。別に累計の金額が知りたいわけではないのだけれどね、事実がどうであったかと思ひまして。それだけ確認しておこうと思ひます。

谷地委員長 西部長。

西総務部長 すみません、手元に過去の資料がちょっとないんですけども、たしか120万円ずつ毎年頂いてたという記憶がございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。私の記憶が曖昧だということも分かりました。失礼致しました。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第40号「令和4年度岬町一般会計補正予算(第6次)について」のうち、

本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

谷地委員長 満場一致であります。

よって、議案第40号のうち本委員会に付託された案件は可決されました。

続いて、議案第41号「令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）について」を議題とします。

本件については、マンホールの場所の資料請求をされている議案になりますので、このタイミングで担当課から説明をお願いします。

奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 委員会資料の3ページをご参照ください。

令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）についてご説明します。

内訳としましては、1繰入金、1一般会計繰入金、一般会計繰入金としまして319万円を増額補正計上するものです。内容としましては、マンホールポンプの修繕に伴う財源調整です。以上、当委員会付託分としまして319万円を増額補正計上するものです。

続きまして、歳出としまして、2事業費、1下水道事業費、公共下水道事業費としまして319万円を増額補正計上するものです。事業委員会補足資料としまして、汚水ポンプ修繕箇所図を本日お配りさせていただいておりますので、併せてご参照ください。内容としましては、修繕料を当初3か年平均の286万8,000円を見込んでいましたが、3枚目のナンバー25のマンホールポンプが異常時に通報する通報装置1か所、2枚目及び3枚目のナンバー21及びナンバー27につきましては、水位計2か所が経年劣化により故障したため機器の更新が必要となり、修繕料を増額補正計上するものです。

当委員会付託分としまして319万円を増額補正計上するものです。

続きまして、債務負担行為補正についてご説明いたします。

4ページの箇所図をご参照ください。内容としましては、平成10年に設置しましたナンバー6のマンホールポンプ2台のうち1台は平成27年に更新していますが、残り1台は未更新であるポンプが故障したため、緊急に更新する必要があります。ナンバー6の更新するマンホールポンプは、

耐用年数である15年以上の23年が経過しています。また、排水区域は淡輪8区、海洋センター、くれない橋東側の住宅地の区域を排水する主要なポンプになります。マンホールポンプの工事の補正に伴い、ポンプの製造に7から10か月必要であり、令和4年度に工事が完了しないため債務負担行為を設定するものです。

内容としましては、事項をマンホールポンプ更新事業、期間は令和5年度とし、限度額を1,559万3,000円とするものです。なお、令和4年度に契約をしますが、令和4年度の支払いはなく、令和5年度の支払いとなります。

谷地委員長 ただいまの説明に対して質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 本会議での資料請求に応じていただきまして、詳細な追加の資料をありがとうございます。位置図で示していただいて、場所については分かりました。

それで、提案をされている319万円というのは、この今日お配りいただいた3か所、水位計の取替えと通報装置の取替えという3カ所分の事業費であると理解したらいいということですね。というのが1つと。

それから、委員会資料の4ページに位置図が示されているナンバー6のマンホールポンプ場の取替え工事のことなのですが、本会議での説明で能力が高いものであるために費用がかかるという問題と、それから更新の工事というか、修繕に時間がかかるというのも、能力が高い大きいものであるということからくるのか、そのあたりの説明をいただきたいのと。

今の説明で、更新のために7から10か月必要ということをお聞きしました。同時に緊急性を要するというもお聞きしたのですけれども、その緊急性を要するということと言えますと、今予定している、来年度にかかるというこの期間が大丈夫なのかという素朴な疑問を持つのですが、ご説明をいただきたいと思えます。

谷地委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 まず、ポンプの大きさになりますが、ポンプの大きさにつきましては、岬町内では大きなポンプになっております。また、期間につきましては、ポンプの製造に7から10か月必要になりますので、債務負担行為とさせていただきます。

もう1点になるんですけども、まず修繕のほうにつきましては、議員のおっし

やるとおりでございます。3か所です。

緊急性があるのかどうかということになるんですけども、このナンバー6のマンホールポンプにつきましては緊急性がありますが、今現状としまして、ポンプは2台あります。そのうちの1台はまだ稼働してますので、1台で稼働している状態です。ただ、その1台が故障してしまうとポンプの排水ができなくなりますので、緊急を要するという形になります。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 最後にお答えいただいたことなのですが、もともと2台ポンプが設置をされていると。今は1台が稼働している状態だということなのだろうと思うのですがけれども、その排水量というのか、処理しないといけない容量との関係で、1台でも大丈夫なのかと。ふだん2台を使って処理しているのか、ふだんから1台で行っているのか、そのあたりの仕組みはどうなのでしょう。

私が心配しているのは、1台しか稼働しない状態で、工事も入れたらほぼ1年間かかるということかと思うのですね。製造に7から10か月、その後工事だからということ考えたときに、当然担当課もご心配なのでしょうけれども、その1台が壊れたら大変なことだということで、もともと2台あるものをどう稼働していたのか。1台になったときにそれで大丈夫なのか。今稼働している1台に負荷がかかり過ぎてというような不安はないのかとか、少しそのあたりが気になっているところなのです。

谷地委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 もともとですが、本来、全てのマンホールポンプになりますが、全て2台設置しています。つきましては、汚水が一定の水量たまった段階でポンプが作動します。2台あるうちの交互に運転しているような形になります。まずは1号のポンプが作動します。一定の水位まで下がった段階で1号のポンプが停止します。次にまたマンホール内に汚水がたまれば、次は2号のポンプがかかります。だから、交互に運転するよう形になっておりますので、今の状態としてはそういう形になってはいますが、その1台が今、現状としましては故障していますので、1台で常時ポンプアップしていますので、どうしても1台に負荷がかかってきてしまいますので、またその1台が故障する可能性もございますので、早急に修繕したいという考えでございます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。奥野委員。

奥野委員 今説明いただいたのでよく分かったのですが、ポンプというのはかなり高額なものだというような数字が出ておりますが、町内であちこちのポンプ場があると思うのですが、これは定期的に点検されていると思うのですが、今後、耐用年数15年以上のものがどんどん出てくるかと思うのですが、これに伴って当然予算も必要になってくるということになるわけですね。

谷地委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 委員のおっしゃるとおりでございます。今現状としまして、マンホールポンプが町内で個人マンホールポンプを含めて46ございます。そのうち耐用年数を過ぎておりますのがたくさんございますので、順次、やはり耐用年数を過ぎていきますと故障する可能性は大きくなってきますので、そういう修繕費はかかる可能性はございます。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 便利になる一方で、またそういうメンテナンスもかなり費用がかかると思いますが、また今後、深日のほうも、下水道がどんどんまた拡張されていくと思いますが、よろしく願いしておきます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第41号「令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

谷地委員長 満場一致であります。

よって、議案第41号は本委員会において可決されました。

岩田副理事。

岩田総務部副理事 すみません。さきの一般会計の補正予算におきまして、竹原委員から

質問のありましたユーラスエナジー岬の寄附金の件について、少し修正をさせていただきます。回答で、平成28年から7年間、120万円ずつということでご回答させていただきましたが、正確な情報を確認しましたところ、平成27年から8年間、120万円ずつということでした。

以上、訂正させていただきたいと思います。

谷地委員長 金額は変わらないのですね、ということは、840万円というのは。

岩田総務部副理事 合計金額960万円ということで、840万円から960万円に変わります。

谷地委員長 960万円ですね。

続いて、議案第44号「岬町立みさき公園の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。中原委員。

中原委員 基本的には説明は本会議でお聞きしたのですが、今日配られているこの公園計画の案の抜粋の説明はいついただけるのでしょうか。この議案のところではなくて、次ですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 それでは、こちらの資料につきましては本日配付させていただきましたので、概要についてちょっとご説明させていただければなと思うんですけども、そういった形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

谷地委員長 大丈夫です。

新保産業観光促進課長 それでは、ご説明させていただきます。

まず、表紙をめくっていただきまして、1枚目でございますけれども、こちらが1基本方針・コンセプトとなっております。それで、こちらのほうには基本方針とコンセプトのほうを記載しておりまして、前回のご説明でも説明させていただいたように、基本方針としては、未来に向けてつなぐ、つなげるをキーワードに、このみさき公園を100年続く公園となるよう、またにぎわいの拠点となるよう機能を拡充し、世界に発信していけるような拠点となるような公園を目指すというような基本方針を示し、その次にコンセプトとして、生命の源である「水」

を軸として、「めぐる水」を関係概念として捉え、心と体で体感するライフエコロジカルパークということで、この①から③のところに3つコンセプトを書きおけるというのが1枚目の資料になります。

そして、まためくっていただきまして、この1設計建設工事監理業務への取組方針、実施体制と書かれた資料なんですけれども、こちらにつきましては、こういった設計から工事監理業務に至る取組の方針といたしまして方向性を記載しております。ここではランドスケープデザインを考慮したエコロジカルパークの創出ということで、多世代の人々が自然環境を体感、動植物を体験できる魅力ある公園づくりということで、町が要求水準書のほうで示しております4つの方向性、これらを踏まえまして、このページの一番下にございます具体的な導入施設、こういったもののイメージというのを記載しておる資料がこの2枚目になっております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、3枚目の3基本方針・コンセプト、導入施設、こちらの資料でございますが、こちらにつきましては、前回ご説明させていただいたときに、もう少し概略的な内容の図面を配付させていただきました説明させていただいたんですけれども、今回お配りしておる資料には、今回の計画の中で実際に設置を計画しておる施設、こういったものを網羅した図面となっております。この中には、前回の資料には記載されていなかったカフェでありますとか、トイレ、その他施設について記載されておりますので、ご参照いただければと存じます。

また、資料を1枚おめくりいただきまして、4の全体計画、ゾーニング、動線計画、配置計画というものなんですけれども、こちらにつきましては全体計画の現時点でのイメージを示した資料になっておりまして、どういうゾーニングをしていくかというのを記載した内容になっております。水をコンセプトにした計画ということで、園内に水が通っておる様子を図化したものでございまして、資料の下のほうにはAのアプローチゾーンから多目的ゾーンまで、これ現時点でのイメージなので確定した内容ではありませんが、計画内容としてこういったものを整備していきたいというような内容が記載されております。

またページをめくっていただきまして、1の維持管理業務の取組方針、実施体制でございますけれども、こちらにつきましてはみさき公園を事業者がどのよう

に維持管理していくかという基本的な方針について記載されております。大きく方針が3つございまして、利用者の安全、安心を第一に考え行動する。2点目が、美しく衛生的に保ち、快適な利用を提供する。3つ目が長寿命化を図る維持管理を行うと、こういった取組方針に基づき、こういった体制で維持管理を行っていくかという方向性というのを示したのがこちらの資料になっております。

また次のページをめくっていただきまして、1 運營業務の取組方針、実施体制と書かれた資料なんですけれども、こちらにつきましては、実際のみさき公園、新たなみさき公園の運営に関する取組のポイントというのを記載しておりまして、3つの方針というものが示されております。まず、1つ目が利用者の安全、安心を第一に考え行動する。2つ目が雇用維持、人材育成を最優先課題として進める。3つ目が特定の利用者層に偏らない、多様な利用者層をターゲットにすると。こういった運営の基本方針を示して、これに基づき計画していきたいという資料になっております。

それで、一番最後のページでございますけれども、こちらの資料につきましては、先ほど申し上げた運營業務の実施体制、人員計画等について記載したのとなっておりまして、この表に、実際、今回の計画でどの程度の雇用が見込まれるかということを示したのになっております。まず、公園維持管理業務から最後の温浴施設運營業務まで、業務の内容が記載されておるんですけれども、こういった業務をやっていただく方を雇用することによって、約240名程度の雇用が町内に創出されるというのが現時点での計画で示されているところになっております。以上が本日配付させていただきました補足資料の説明となります。

谷地委員長 それでは、ただいまの説明につきまして質疑ございませんか。奥野委員。

奥野委員 今日、突然この補足資料が出てきたのですが、もっと事前に出してもらおうことがなぜできなかったのかと思うのですが、いかがでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 今回の公園計画につきましては、内容の中に一部PFI事業者が有するノウハウに関するものも含まれておりまして、現在、事業契約前の段階ということで、町としては契約の相手方であるPFI事業者の権利や利益を害するおそれがある事項については事業者との合意が必要であるとの考えから、公園計画をこういった形で抜粋させていただいてお示しさせていただいてるんですけど

も、当初の予定では、こういったところも踏まえて議案のほうを作成させていただいておったんですけれども、中原議員からのご要望をいただきまして、内部で至急に検討した結果、今回の資料を提出させていただいたところでありまして、本来であれば、できるだけ決まったところというのは私どもとしては速やかに公表していきたいと考えておるんですけれども、公園計画については事業契約前のセンシティブな状況というところもございまして、こういった直前の配付になった点につきましては、何とぞご理解いただければと思っております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 今日議案の指定管理者の指定に関する資料は、もうこれ以上は出ないということですかね。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 事業契約前の段階でお示しできる資料といたしましては、こういった形で提供させていただければと考えております。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 今補足資料の説明をいただきましたので、先にそれに関わることをお聞きしたいと思います。ただ、私も今日、この場に来て初めて見せていただいておりますので、十分細かいところまで全て目を通してはおりません。その上でお尋ねいたします。

まず、こういった資料をご用意いただきまして、それに対してはお礼を言っておきたいと思っております。

これは抜粋ということですので、全体のボリュームがどれぐらいなのか。これの何倍ぐらいとか、おおよそ示せるようなボリューム感があればお聞きしたいということと。

それから、事業者としての秘匿性があるということですが、これ以外の部分についても公開する予定がどうなっているのか。本会議で契約、事業契約を正式にした後で公開するのであったか、何かおっしゃっていたように思うのですが、公開は全面的な公開があり得るのか、可能であるのか、お聞きしたいというのが2つ目です。それを質問いたします。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、公園計画のボリュームですけれども、今回、私どもが事業者のほうと協議しております公園計画につきましては、全体として4つのパートに分かれています。今日は抜粋版なので、ちょっと分かりづらい点もあって大変恐縮ですけれども、公園計画につきましては、まず事業方針と施設整備業務、これは公園施設の整備にかかる部分、それと維持管理業務、それと最後に運営業務、この4つのパートで構成されておまして、全体のボリュームといたしましては100枚以上の結構ボリュームのある計画となっております。これらにもそういう形になっております。

そして、2点目のご質問にございました事業契約後にどの程度公開するのかという部分につきましては、こちらの内容についてどこまで出せるかという部分を事業契約締結までに事業者のほうと協議いたしまして、支障のないところにつきましては公開していく方向で進めていきたいと考えております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 事業契約はいつ頃とお考えでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

事業契約につきましては、現在、締結に向けた詰め協議を行っておるところですけれども、今回の議会の最終日、9月28日までには締結するという形で進めておるところでございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 ということは、契約までにこのお配りいただいた公園計画の案、抜粋のものですが、この全体の案が外れるものが契約までに固まるということですね。今までの話を聞いていたらそうですね。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの中原委員のご質問ですけども、そういった理解で結構でございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 今、先ほど100ページ以上ある大がかりなものだということをお聞きして、この公園計画の全体像ですが、可能な範囲で公開をするということでありましたが、事業契約を果たす前までに全体像が確定するということでもありますから、そ

これは確定して公開可能なものについてはできるだけ早くお示しをいただきたいと。ホームページ等でも恐らく公開可能な分についてはなされるのでしょうか、私どもにも配付をいただきたいのですが、それは可能でしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えします。今後の事業契約の締結に向けた協議の状況にもよりますけれど、できるだけ早期に、出来次第、そういったところは進めていきたいなど。これは手続全体の流れですけれども、そういった形で担当課としては考えております。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまのご質問の補足をさせていただきたいんですけど、PFI法の規定によりまして、公表の考え方につきましては、PFI契約後に速やかに公開するとなっておりますので、契約をさせていただいた後に明らかにできる内容をまとめてホームページ等での公表前に議員の皆様にご説明する機会を設けさせていただければと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

ただ、今は指定管理者の指定という議案を提出させていただいておりますので、抜粋の資料を出させていただいておりますけれども、何か指定管理の指定の部分でご質問いただける内容の中に公園計画のお話もあるのでしたらできるだけお答えさせていただこうと思っておりますので、我々は住民の皆様に対してきっちりと説明していくという立場と、官民連携の事業として、PFIの事業としてやっていく中で、事業者とパートナーシップを築いて、信頼をもってこれから進めていく必要があるという立場もご理解いただきながら、その点について、議会の皆様にもご理解いただきますようお願いしたいなというところでございますので、よろしく申し上げます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 担当課のご苦労や思いといいますか、できる範囲の説明は議会にも当然だし、住民の皆さんにも説明責任を果たしていきたいというお考えなのはよく分かりました。

それで、ただ私の考え方でいいますと、みさき公園が一体どうなっていくのかなど、それがよく見えないと、なかなか指定管理の、どうぞこのグループ企業でやりますからと言われても、なかなか判断しづらいところがあるのですよね。そ

れでいろいろお聞きしております。

計画が悪いとは決して思っているわけではないのです。自然の要素も取り入れてとか、いろいろ工夫をなさっているなど思っているのですが、それが悪いとは決めつけて見ているわけではないのですが、ただ、やはり議員としてチェックするという機能を果たさなければいけないので、そういう意味でいいますと、これはいろんなPFI法の関係とか、いろんな事情がおありなのだと思うのですが、私が求めている資料は、今のところ全てお配りいただいている、お示しいただいているとは思えないのです。私個人ではですよ。努力してここまで出せるものを出していただいた、これは大変であったと思うのですよ、多分ね。だから、そのことやその姿勢に対しては評価をしたいと思えますし、役割を大いに果たそうと努力なさっているということは理解するのですが。100ページ以上あるものの中から抜粋がこれだけかとか、そうになってしまうわけなのですね、どうしても私の考え方で行くよね。ということも思っていて、要するに言いたいのは、できるだけ早く、この計画の完成版を、できるだけ多くのページが見たいということなので、要するにね。

それが私、さきほど新保課長でしたか、新保課長の説明を聞いていたら、その事業契約が9月28日、最終日までにはということであったので、最終日までにはこの計画の確定したものが配付していただけるのかと思っていたのですが、吉田理事の発言を聞くと、最終日までに配られない可能性もあるということなのでしょうか。

うんとうなずかれてしまった。そうですか。分かりました。とにかくできるだけ早くいただきたいと思います。

それで、さきほどの答弁の中で説明する機会もつくりたいとおっしゃったのかな。聞き違いかな。資料については、公園計画の確定したものについては配付だけなのか、説明する機会が何か設けられるのか、そのあたりはどうですか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 お答えします。先ほども申し上げましたように、公表の考え方につきましては、PFI事業契約後に公開していきたいと。これは法の規定に基づくものであるということをご理解いただきたいなというところでありまして、住民の皆さんに公表する前には議員の皆様にも説明する機会を設けさせていただけた

らなというふうに考えております。

その内容につきましては、公園計画100ページ全てをお出しする形ではないとは思いますが、委員おっしゃるように、全てをチェックしたいということは十分理解するんですが、そういうことについては全てをこの公園計画を公開できるというふうには考えておりませんで、先進事例等を見ながら事業者と協議して合意に至ったものについて公開をしていって、説明させていただきたいというふうに考えているところであります。

それで、ご理解いただきたいのは、PFI事業として実施、これまでしてきました、いろいろ過程を踏んできておりますけれども、その中で長い時間がかかってしまっているのは申し訳ないところですが、基本的に私どもは町民の皆さんにとって利便性の高いサービスが低廉な費用で提供できるということを軸に置いてこれまでも交渉に臨んでおります。そして、PFI事業がまだ制度としては新しい制度でございますので、内閣府の報告資料などを見ても事業契約後においても事業期間中にいろいろな諸課題が出てきておるとのことで、先進事例などを参考に、これらの諸課題をスムーズに解決するための検討もされておるところで、法令変更なども起こってくる可能性がありますけれども、一番大事なのは官民のコミュニケーションの必要性、連携の必要性というふうに示されております。

そういう状況の変化に対する対応についても、そういうところがしっかりとできてないと、30年間の事業を全うしていただくことができないとか、課題が出てくるという話であります。こうした中で、今は事業契約を締結する前の段階にあり、ただ単純に官民連携で強いパートナーシップを築けるかどうかということではなく、この事業契約前に町長を筆頭に、言うべきことは言わないといけなし、費用負担の問題とか、資金調達の問題とか、事業収支の問題とか、いろいろ協議をしてきています。一方で、事業者さんにとっては非常にハードルの高い事業でありながら、公園の収益施設を設けていただき、都市公園法という規制の中で公園全体を維持管理・運営していただきながら、公園全体を見ていただく必要があります。このような中で事業者は町の見解も取り入れてくれながら、今公園計画が固まりつつある状況でございます。また、事業契約についても、曖昧なことにしておくのではなくて、きっちりと手前で交渉しておかないと、30年乗り切っていけないと思っておりますので、私も議会のほうでも説明させていただきまし

たけれども、一方では早く開園するために進めないといけません、一方ではそういうところを慎重にすることでより強いパートナーシップができるんじゃないかということでここまでやってきておりますので、その中で必要な審査をいただくためにご質問いただいたことには丁寧に答えていきたいという考えでおりますので、ご理解いただきたいなというふうに思っています。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 今、吉田理事からのお話もございました。町長以下、担当部局によって今日までいろいろとご苦労されたのは十分分かります。なかなか出せない部分もたくさんあるかと思えますけれども、先ほどからPFI事業契約の締結に向けての公開の規制というものがあるように、今説明をされておりましたが、我々としましたらやはりここに見えていない部分をもっと、どうなのかなというのが率直な意見でございます。

簡単に言いますと、入園者はどれぐらいを予定しているのか、借地料はどれぐらいいただくようになっているのですか、そういう細かいところをできれば見たいと思うのですが、事業契約を締結するまでには公開できないという断言をなされておりますので、私は、希望としましたら、それまでにもう一度何か時間を取っていただいて、説明の機会がいただけないかというのがずっと希望でしたのですけれども。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 奥野委員のご質問、思いというのも十分分かっておりますので、私が申し上げていますのは、計画のペーパーとしてはこの抜粋でとどめておいていただきたいということでありまして、今のこの委員会の中でご質問いただいた部分については、口頭でお答えできる部分についてはお答えさせていただこうという構えでございますので、ご理解をいただきたいというふうに申し上げます。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 口頭ではお答えいただけるものであればいただけるということで理解してよろしいですね。

谷地委員長 瀧見委員。

瀧見委員 全く違う系統の質問なのですが、最終ページの管理運営体制のことに関して伺います。現時点での想定人数が変わる可能性ありとうたわれているので

すけれども、人数に関しましては、特にどうのこうの言うつもりはないのですが、この組織図でございます。組織図、例えばホテル運営事業とか、グランピング事業という形で独立採算制を考えておられるのでしょうか。

と申しますのも、各パートごとに総務、経理、総務、経理、総務、経理と全てうたっておられますよね。今の事業形態、特に私、民間出身ですので、こういうのを見ると、どうしても今の風潮からするとやはり無駄が生じているのではないかという気が出てくるのですが、組織体系としてどのように、今申しましたような独立採算の、各パートごとの独立採算を考えておられるのか、それとも30年の長丁場なので1つの会社として成り立つような形で行っていかれるのか、そのあたりをお伺いいたします。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 2日目にご説明させていただきましたように、本町の契約相手方はこの構成企業が設置するSPC、特定目的会社になります。この特定目的会社が構成企業であります構成員と協力企業に各業務を担当させるための契約行為を行い事業を実施していくこととなりますので、委員おっしゃってますとおり、このSPCさんと業務を担う企業さんの間でそういう契約を交わして、それぞれの会計については独立して計算はされるものだと思いますけども、私どもに報告いただくのは統括管理責任者でありますところから部門別のものを集計した形で提出いただけるというふうに思っております。

谷地委員長 瀧見委員。

瀧見委員 分かりました。そうしますと、本来申し上げますと、雇用人数からいうと合理化によって少なくするというのは逆の意見なのかもわからないのですが、長丁場の、30年という長丁場を乗り切っていくことに関しまして、できる限り無駄を省き、そういう直間比率ですね。できれば直間比率の間接部門を削って、できるだけ収益を上げていただきたいということを要望させていただきます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。反保委員。

反保委員 このみさき公園の導入施設が表れてますけれども、先ほどから中原委員の言われていることも共通になるかもしれませんが、この導入施設は、これはあくまで案ですよ。最終的にはこの近い、みさき公園の本来の近い図面というか、それはいつ頃になれば出てくるのですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 反保委員の質問にお答えいたします。

本日、このお配りしてあります図面ですね、今回の公園計画の図面ですけれども、現時点の計画内容というのを全て示した内容になっておりまして、今後、この公園計画の内容に基づいて、事業者のほうで基本設計、実施設計を行っていきまして、具体的な公園施設の姿というのが確定してまいりますので、その100%完成した姿というのは実施設計を終えた後になってくるとは思うんですけれども、今回のみさき公園の姿というのは、基本的には今お示ししておりますこの公園計画の図面の内容というのがベースになってくると、そのように理解していただければと存じます。

谷地委員長 反保委員。

反保委員 といいますのが、このみさき公園、私、十七、八の頃にアルバイトでみさき公園の駐車場へ行ったことがあります。大変忙しい中でアルバイトをした覚えがあるのですが、今現在は、先日までのみさき公園、非常にお客さんが来なくて、南海電鉄も1年に約3億円の赤字が発生していたと聞くときもあるのですけれど、今まで私たちが二十歳ぐらいのときは、そういった施設が乏しい。和歌山にしても、あるいは大阪にしても、こういうみさき公園のようなそういう施設がその当時はなかったので、みさき公園へたくさん人が来たように思うわけですが、この以前に比べたら、今回のみさき公園のこの施設にしても、当時から比べたらお客さんの動員数というのは非常に少なくなっていくと思うのですが、昔はそれこそ嫌というほどお客さんが来られて、駐車場だけでも大変な売上げ、当時から800円ほど頂いていましたから、大きな収入があったと思うのですけれど、こういうみさき公園の導入施設、いろいろな思いの中でやっていくわけですけど、そういうことも、人もあれでしょうか、考えた中でいろんな取り組みを計画されているのでしょうか。それともディズニーランド、あるいは大阪のUSJ、そういったものを想定した中で、同じようにこのみさき公園のほうも顧客を考えているのか、その辺だけお聞きしたいなど。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 反保委員のご質問にお答えいたします。

まず、集客の考え方というところにつきましては、約150万人ほどの見込み

を想定した公園計画が提出されております。これはみさき公園のピーク時の倍ほどになってます。そういう想定の中で独立採算でお願いしてますので、公園計画の中には事業収支計画書が提出され、30年間の運営をするに当たって料金設定をされ、これぐらいの利益を出していくというような報告もあります。

導入施設については、先ほど新保課長のほうから申し上げたとおり、お示した図がこの計画が基礎になります。ただし、30年の間の中には老朽化もしてきますでしょうし、違う形の提案もされてくる可能性もありますし、そこはまたバージョンアップ、町民の皆さんにとってバージョンアップして、より親しまれる施設の提案がなされてくるのであれば、それは事業者から申請をいただいて町がそれを認めたら、公園計画を変更する場合もあるというふうに思ってますけども、現在はこの公園計画を基礎に、委員おっしゃいますとおり、この施設で収益を上げて、事業収支計画を立てられて、30年間実施していく。その中には、地元雇用の考え方とか、にぎわいの創出として地元の人々がやられているようなイベントも組み込みながら、公園運営を実施していきたいというような内容の計画書を提出していただいております。よろしいでしょうか。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 先ほど吉田理事から、町民にとって低廉に利用できるよということとは非常に意識をされて、事業者との協議をされてきたのだということは聞いていて感じたのですが、それは当然必要なことだと思いますが、町民の皆さんは町外からたくさん来てほしいと思っているとか、集客年間150万人を想定しているということは、町外からたくさん来ていただくということだと思いますが、当然そういうことも一つの柱としてお考えなのですね。先ほどすごく町民の皆さんにということを強調されていたので、それと併せてたくさん集客をとということだと思えるのですが、それはもちろん考慮に入れて協議なさってきたのでしょ

うね。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 町民の皆様にとって有益で低廉な費用で済むという考え方は、住民の皆さんの負担のことを考えた観点から申し上げたところであります。また、町外の方にも公園を利用していただいて、にぎわいをもたらしてもらおうというのは、集客の考え方と、独立採算でお願いしている中で事業者にとっても利益が生まれ

るような考え方で町の活性化を図っていただきたいという観点のものとなります。
谷地委員長 中原委員。

中原委員 結構です。今お配りいただいた、新たにお配りいただいたもの、何かこれほど
こから聞いていこうかと思って、議案書とか、あと議案の説明の資料もいろいろ
配っていただいていますから、順番がめちゃくちゃになるかもしれませんが、先
に本日お配りいただいた資料の中からお聞きしたいと思います。

図面、導入施設ということで、これはページ数を振っていないので、3枚目か
な。表紙があり、そのあと3枚目の図面のところなのですが、グランピングはど
こに配置されるのか分からないのです。それを教えてほしいのと。それから、駐
車場については、これは全体で何台分ぐらいを想定されているのか、お聞きした
いと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、グランピングの場所なんですけれども、ドームエリアというのが図面の
右側のほうにあるかと思うんですけれども、その海側、この図面で行くと上部な
んですけれども、その海側に小さな四角が7つぐらい並んでいる箇所があるか
と思うんですけれども、ちょうどパブリックエリアと書いた字の右側のほうなんです
けれども、こちらのほうにグランピング、これヴィラの森という名前で計画のほ
うでは言われてたりもするんですけれども、こういったものが整備される予定にな
っておるといふうに聞いております。

それで、2点目の公園内の駐車場の数ですけれども、約2,000台確保した
いということで事業者のほうは計画を検討しておりまして、駅前部分にあります
立体駐車場と、海側にあります駐車場、ここにそういった必要な台数の駐車場を
整備するというような計画になっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 そうなると、この図面の左上の実線の黒丸が2つありますけれども、これは何
でしょう。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えします。

この図面の中に黒の丸が幾つかあるんですけれども、こちらにつきましては古

墳になっておりまして、みさき公園周辺には幾つか古墳のほうがあります。今回の計画では、そういった古墳にタッチしないような形で計画を検討しておるんですけれども、私どもみさき公園の担当課と、あと文化財の担当課であります生涯学習課、あと事業者のほうで連携しながら、適切な形で対応できるように取り組んでいきたいと考えております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 そうでしたか。これ全体の中で黒丸で示されている古墳とおぼしき場所は、4か所というように考えてよろしいですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまのご質問にお答えします。

中原委員ご指摘のとおりでございまして、図面の左側の丸2つと、ドームエリアの右側にある小さい丸ですね、この2つ。これが古墳エリアという形になっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 そうなってきますと、発掘調査等も行っていく必要が出てくるのかと。これは総務文教委員会の範囲の職員が関わってくるのかと思うのですが、発掘調査とか、そういうこともなさっていくのですか。していくとしたら、その調査等、このみさき公園の整備の工事ですね、そことの両立が大丈夫なのかとか、そういうことが心配になってくるのですけれども、いかがですか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

おっしゃいますとおり、4か所に古墳があるという表示になっておりまして、そのほかに埋蔵文化財のエリアが少し公園内の一部にかかってたりしております。その埋蔵文化財のエリアに含まれているところに何かを設置すると、一定の調査が必要になるというふうに聞いております。その点については、町の担当部局に現地を既に見ていただいて、大阪府との協議もしていただいて、保護するという形で進めていく考えであるというふうに聞いておりまして、近々、事業者と文化財の担当で現地を見ていただきながら、実際にどういうふうに進めていくかを決定されるというふうに聞いておりますので、またそういうことが明らかになってきましたら、報告させていただきたいと思っております。

現在、気になっていましてはドームエリア上の右側にある丸なんですね。これってプールなどの利用があったときに、ちょうどスライダーの付近だと認識しています。この丸の個所は、歴史の本でも半壊と表現がされていると文化財の担当が言ってるんですけど、恐らくここだろうなというような判断はされていまして、そこは保護していただくような形で進めたいというふうに言っておりました。なお、調査、発掘にも程度があるらしく、調査等が必要となった場合には事業者に行っていただく予定としております。

また、先ほど新保課長が申し上げたグランピング施設の補足をしておきたいのですが、パブリックエリアと文字で書いた海側にオレンジで、見えにくいですが番号を付番した3つの部分があると思うんですけど、それを合わせて恐らく10棟で考えられている計画になっているというふうに思いますので、そのご理解をお願いします。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 今の古墳の取扱いの問題で確認ですが、どうしていくのかという確定的なことは今まだ協議中なのではっきりしていないけれども、基本的には保護すると。調査が必要かどうかというのもまだ分からないということなのですね。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 担当から聞いておりますのは、可能性があるのは、この丸よりも埋蔵文化財エリアで、例えば17区のほうからずっとこのちょうどドームエリアの手前ぐらいに入ってきているエリアがあるんですけども、そこに青い建物がございましてね。その建物がエリア内に少しかかるような感じでありまして、そこについては一定調査が必要になるんじゃないかというふうなことを文化財担当は言っていましたけども、そこについてもどれぐらいの調査が必要かというのは、この場所がプールがあったところで既に造成されていまして、新設する建物の基礎がどれぐらい掘るもので、どれぐらいの影響が出てくるかというような判断をする必要があるらしいんです。専門ではないので詳しいことはわかりませんが、また、埋蔵文化財エリア以外のところについても、町の開発指導要綱によって造成がされるとか、建物が建つという場合は、その要綱に沿ってすすめる必要があるとのことでもあります。

なお、古墳が出てくるというのは、平地のほうが可能性が強いらしいので、例

えば、先ほどのご質問のあったヴィラの森のところは、山の斜面を造成されるので可能性としては低いとのことですが、出てきたら調査が必要になるし、出てこなかったらもうそのまま進むとお聞きしてるんで、ちょっときっちりとしたお答えになっているかどうか分かりませんが、そんな状況でございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 また、今、分かっている古墳についてはどうしていくのか、方向性が決まったらご報告をいただきたいと思います。

それで、さきほどの説明の中で、保護するということになれば事業者が行うとおっしゃいましたか。事業者が全て行う。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 今の中原委員のご質問ですけども、保護するというのでも、そのままの状態で置いとくかによっても変わりますが、費用負担が発生するかどうかとかいうことにつきましては、実際に確認できている古墳が、図の右側の下、畑山線を通って左側のおかの食堂に抜けるところにある管理用道路の右側、町道畑山線との斜面に石室を確認しています。ここは、事業者の計画では開発されないところですので、そのままの状態で保護されるという場合もあります。

ただ、文化財の担当者は、何かそこに古墳がありますというような表示板の設置等があれば、そこら辺はこれからの協議になってきますので、町としても保存しないといけない立場にあることも確かですし、そこは協議によって決めていきたいというふうに考えていますけども、私が申し上げたのは、発掘調査が必要になった場合、原因者である事業者の負担によって実施してもらおうと考えているということについて、ご理解をお願いしたいと思っています。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 そうなのですね。発掘調査が必要になれば町がお金を出さないといけないのかと思っていました。そうですか。

それから、この図面の中のことでもう少しお尋ねするのですが、プレイリーエリアというのがあり、その周りにオレンジの四角いものが大中小並んでおりますが、付番されているもの、小さいオレンジの箱ですね。それもグランピングなのですか。ホテル施設の関係なのですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

今ご質問いただいたプレイリーエリアの周囲に点在するこの小さい四角なんですけれども、これコテージになってくると思います。それで、これというのもホテルの一部をなすもので、動物園の中を見ながら宿泊できるような、そういった施設の設置が予定されておまして、ホテルも同様なんですけれども、ですので、このプレイリーエリアの周囲にあるホテルとか、そういうコテージみたいな宿泊施設は、動物園を見ながら宿泊していただくと、そういう施設がその周囲に配置されておると、そういったイメージになっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 それから、あと病院というように書かれているところがありますけれども、駅に近いところというか、立体駐車場の左側に位置する青色で塗りつぶされている仮施設となっていますが、この病院というのは一体何なのでしょう。

それから、右上あたりにある黄緑で塗っているナーサリーと書いてあるのだけれど、ナーサリーの意味が分からないから説明してください。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、1点目の病院なんですけれども、今回、プレイリーエリアとドームエリアで動物の行動展示を行うということになってますので、こういった動物を診療するための病院というのは園内に計画されてまして、それらが今おっしゃっていただいた病院になります。

それと、2点目のナーサリーなんですけれども、このドームエリアの中は動物のほかにも、これ気候帯によってドームの種類って分かれてるんですけども、それに応じた植物がこのドーム内で生育されてまして、そういった植物を植え替えしたりとか、そういうときの育苗施設みたいな感じで、これ仮設というか、工作物らしいんですけども、そういう苗を植えたり、苗というか、そういう木を、樹木を植え替えしたりとか、そういうのに使うのがナーサリーというふうに事業者のほうから聞いております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 この図面から見ると、前に聞いていた釣り体験みたいなものができる施設を考えていると聞いていたけれども、それはなくなったのかということが一つと。そ

れから、これを見る範囲では、スケートボードパークをみさき公園の中にという要望が出されていましたが、それはないと考えていいのか。2点お願いします。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、釣り体験の施設なんですけども、そちらのほうについては今回の計画には含まれてないというところがございます。

2点目のスケートパークのお話なんですけども、これについても町のほうでまた別途、スケートパークの事業を進められているということで、こちらのほうには含まれてないような形になっております。

谷地委員長 新保課長、釣り体験が書かれていますけれども、ないということですかね。

様式4の①に、④に大阪湾の活用、水上アクティビティや釣り体験という記載はありますけれど。新保課長。

新保産業観光促進課長 すみません、私がちょっと今申し上げた説明の釣り体験というのは、事業提案があったときとの比較でちょっとお話しさせていただいたんですけども、事業提案があったときが、この図面の右上にあります平面駐車場のところに商業施設がありまして、その中で実際に釣りを体験しながら、いろんな商品とかも売るような、そういう商業施設、こういったものが計画されておったんですけども、そういう施設がなくなったという、今回駐車場の計画に変わっておりますので、その部分のご説明ということで申し上げました。

それで、谷地委員長のほうからお話がありましたアクティビティの問題なんですけれども、今回のみさき公園の計画ですけれども、図面のほうにも始まりの海というふうに書いておりまして、今後、こういう今現在のみさき公園エリアだけではなく、海とも関連したアクティビティを、どこまでできるかというのはまだ計画段階なので明らかではありませんが、そういったところも関連していきたいというところで、そういったアクティビティの部分が記載されているというところがございますので、よろしく願いいたします。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 今、委員長がご指摘になった釣り体験、その説明は分かりました。

その下に、これは果物狩り施設と書いてあるのですが、これは図の中のどこに

こういういいものができるのかお聞きしたいです。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 今ちょっとこのお話のもとになっている資料というのは、今日お配りさせていただいた資料の2ページ目のほうの下にある、具体的な導入施設とか、こういったところの部分に書かれている内容というところかなという理解でちょっとお答えさせていただいてるんですけども、ここの具体的な導入施設の中で、いろいろな内容をここに書かれております。ただ、実際これというのが、園内に整備する公園施設ですね。こういうものに加えて、今、中原委員からご質問のあった果物狩りとか、そういったソフト面といいますか、公園内の修景施設というか、そういう樹木とか、そういうのを使った体験活動というのも併せて書いていただいている形になるんですけども、そういう実際のアクティビティといいますか、そういう体験みたいなソフト事業というのは、今後の公園計画を進めていく中でより具体化していく内容かなとなっております。具体的に今、この施設関係、導入施設の図面のほうにプロットされておるかというのと、プロットされてないものというのもございますので、誠に恐縮ですけども、その点ご理解いただければと思います。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 具体的なという表現がありつつ、イメージと書いてあるので、どう理解したらいいのか難しいなと思いつつ見えています。この中で、どこかに実際にそれというものが配置されることもあるし、そうではないかもしれないという感じで見たらいいのかと聞いていて思っていました。

それで、今、私が、果物狩りと言ったのですが、果物だったら果実と書くよね。これ何と読むのでしょうかね。野菜とかもあるのかな。まあいいです。収穫体験みたいなこともできるような施設も考えているのかとか、何かいろいろできて楽しそうだなと思って見ていました。感想だけ言わせていただきました。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 私からは、質問を絞って数点させていただきたいと思っております。

議案書をいただいている中で、指定管理者ということで株式会社アークルが、岬町に所在地を置いた上で事業を展開してくれるということを提案の中で聞きまして、事業者が岬町にあるということは、行く行くというのですか、事業が始ま

ったら岬町の中で税金とかも発生してくるし、雇用者のことに関しましてはかなりの税収入になってくるのではないかとこのように思っておりますが、SPCとの関係でございまして、以前からグループ企業を組んで請負契約ということを一つずつの会社とアークルが契約をしながら進めていくということで、また資料の中にある履歴事項全部証明書を見ると、目的としてそれぞれの会社の内容とかも集約した事業者だと、これがアークルだということなのですが。

みさき公園でもうけた事業収入というのが、どのぐらいというのか。アークル自体の予想されている事業料、収入ですね。計画はあると思うのです。その概算というのですか、そういうのも示されると、示されているのではないかと考えているのですが、公表できますかどうか、一度尋ねたいと思います。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 竹原委員のご質問にお答えします。

この事業が行われることによる町への収入的なお話だと思うんですけども、こちらについては、都市公園法に基づいて町の条例を設置しておりまして、新たに設置する施設につきましては、2日目にもご説明させていただきましたように、設置管理許可の取扱いになりまして、設置管理許可を出しますと、簡単に言いますと、土地の使用料を頂くということになります。それは新設される施設の敷地に対する使用料ということで、条例で単価が定まっておりますので、その使用部分が、実施設計等で明らかになった面積が確定すれば実際に頂く金額が確定してくると考えております。

その土地の使用の話ですけども、新しく公園施設となる建物が建ちますとその下の土地を使用することになりますが、その土地の使用面積が建築面積と同じになるのか、前のスペースも使いますよということで少し広がった面積になるのか。例えば、プレイリーエリアなどで言いますと、建物がホテルのほか一定のものしか建ちませんが、そのエリアを動物の生態展示に使いますので、そのエリアの土地全体を使用して収益を生む有料施設を設置するというので許可を与えますので、その土地の使用面積分の使用料をもらえるものと考えております。そのほかにもカフェであったり、遊具の設置であったり、特定の工作物や簡易的な工作物もエリアには置いていただけたらと思うんですけども、その中で有料的に事業者の収入として入る部分については、設置許可を与え使用料をいただくとい

う考え方になります。灯台についても、今後の協議になりますけども、利用形態を確定し設置管理許可の対象施設となれば使用料をいただくことになります。

そのほか指定管理の部分になりますけども、指定管理料の支払いは考えておりませんが、募集要項の中で示しております、森林エリア等については町から一定の負担を双方の協議で決めますよという話になっていますので、今後確定して決定する部分になると考えております。ですので、使用料についても負担の部分についても今後の協議により確定していくことになります。

それ以外に、町への収入というのは、先ほど委員もおっしゃいましたとおり、建物が建てば固定資産税がかかりますし、自動車を使えば自動車税がかかりますし、それが軽自動車であれば町に入ってきますし、事業者が安定的に利益を出してくれれば、町内に設置していただいた法人から、法人税も入ってくると考えています。

あと、金額的なことをお聞きになられたと思うんですけども、公園計画での試算では、約3,000万ぐらいであったかと思いますが、これは正確ではないと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。結果的には、設計が終わった段階ではっきりしてくるのかなというふうに思っています。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 具体的ではない、あくまで計画というか、提案された話で3,000万円という数字が出てきましたけれども、これは確認ですが、使用料の話ですよ。事業規模といいますか、事業者が考えておられる全体的な額というのを、150万人訪れるのでかなりな額だとは思いますが、そういう話は現時点ではないのでしょうか。

谷地委員長 収益の見込みということですよ。吉田理事。

吉田都市整備部理事 計画では、ドームやプレイリーエリアのアクアオーブ、そしてホテル、コテージ、グランピングなどの宿泊施設。それで釣り体験施設はなくなったけども商業施設はできますので、商業施設、温浴施設、それに駐車場収入などが事業者が収入として考えておられる内容です。初年度等は抜きにして、年間で、恐らく172億ぐらいの収入が見込まれていたと記憶しております。施設ごとで入場単価が違うので、それを積み上げて計算されていると思いますが、それぐらいの売上げは上がるという見込みで、安定的に利益も出していけるような事業収

支計画を提出いただいています。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 あくまで見込みということですが、入られている構成している企業ですね。S
PC構成企業というのは、それぞれ本社機能というのですか、東京とか大阪とか、
大規模にあって、またPFI事業者が岬町に置いていただいているということで、
何を聞きたいのかというと、大きな事業の172億円と想定されている部分の大
半が岬町のこのアークルという会社に残るのか、それか大半はそれぞれの会社の
収益になってしまうのかということところが知りたいのですよ。それは教えてもらっ
ていないのでしょうかね。想定されているのですか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 お答えさせていただきます。私どもに提出されています公園計画は、
アークルとして出してこられてるものだと考えております。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。奥野委員。

奥野委員 時間がもうお昼前になってきましたが、こうして小出しでいろいろと答弁はい
ただくのですが、やはり今手元に持っている書類は出すわけにいかないわけです
ね。出してもらえば早いと思うのですけれども、それはいけないのですね。公表
はオーケーなのです。ここで。だから、口頭でいろいろ答弁をいただいている
ので、それはPFI法にはかからないのですね。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 PFI事業はPFI法に基づいて実施しておりますので、事業者にも
法令遵守を求めていますけれども、我々も法令遵守する必要がありますので、
今のような説明をさせていただいているという状況をご理解いただきたいです。

奥野委員 説明が引っかけられないのですねということなのですけど、いいのですね。口頭
でいろいろと回答いただいていますけれども、それはPFI法には引っかけからな
いということなのですね。

谷地委員長 資料公開ではなくて、口頭で同じ内容を答えるのは大丈夫なのということ
ですね、法令遵守。

奥野委員 大丈夫なのですね。それを確認したいのです。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 非常に答えにくい質問だと思いますけど、そこは審査をいただく上

で質問を受けた部分については、あらかじめ事業者にも了解をいただいております、答えられる範囲で答えさせていただいているというふうにご理解をいただきたいなというところです。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 聞き出したらいろいろまだまだ出てきそうな気はするのですけれども。そんな気がするので、手元の書類を出してもらったら早いのと違うかなと思うのですが、それはできないということですので、私は何点か先に質問させていただきます。

最初、指定期間が10年の議案が出たと思うのですが、それを急遽30年に切り替えられましたよね、差し替えられましたよね。最初、10年の期間のものが数日のうちに30年の議案に差し替えられたと思うのですが、それはただの印刷間違いであったのか。何かその根拠は何でしょうか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 基本的に、PFI事業の契約期間は最長30年まで認められています。このような中で事務次官通知において、PFI事業を行う中で、指定管理者制度も併せて実施する場合には、PFI事業の契約期間の範囲内で設定したらいいという通知がされているわけです。

そうしたことを踏まえ、どうするべきかという事業者との話し合いの中で、事業者が提案してきているPFI事業の契約期間の30年で行くのか、指定管理期間は5年、10年、15年で行くのかという議論の中で、町としては10年ごとに更新していくような考え方であるとお話をさせていただいておりました。

しかし、議案提出日の8月30日を過ぎた段階で事業者から、10年とした指定期間については、事業契約期間と同一の期間で指定いただきたいといった強い要請がありました。その理由といたしましては、PFI事業でSPCが契約後に行うプロジェクトファイナンスなどの、資金調達を進めていく中で、事業契約は30年もらってるけど、指定管理は10年しかもらってないよということになると影響が出るというお話をいただきまして、非常にタイトな時間の中弁護士にも確認をし、町長を筆頭に内部で検討させていただきました。

弁護士の回答によりますと、先進事例でも、契約期間と同一で指定管理の指定を行うことが一般的で、事業者が言っている影響が出るという部分については、指定管理期間を10年にすることで事業者側にとってリスクな話になるという

のは事実であるとのことでした。ほかの事例を見ても同一にしているのがほとんどで、まれには違うものがあるかもしれないけれども、ほとんどは同一の期間ですよというふうにお聞きしましたので、今回、非常に申し訳ございませんでしたけれども、急遽の議案の差し替えをお願いさせていただいたというところです。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 30年に延期された理由、よく分かりました。

それで、今回、今日は指定管理の指定の委員会採決になってくるのですが、これは最終指定管理がなされたとしたら、その後はもう事業契約の内容の議会同意は必要ないということですね。それ確認させてください。

谷地委員長 どちらが答えられますかね。吉田理事。

吉田都市整備部理事 8月の1日の全員協議会でもご説明を申し上げましたとおり、今回の事業契約については議会の議決事項に当たらない契約となります。ただし、指定管理者の指定につきましては議決事項でありますので、公園計画の内容については、指定管理者の指定とセットのものでありますから、事業契約についての議決は必要ありませんが、指定管理者の指定の審議の中で必要なご説明は申し上げるというふうにお答えさせていただいたところです。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 それでは、細かいところを聞かせていただきますけれども、先ほど使用料というか、土地の使用料で3,000万円ぐらいという金額、建物を含めた、まだ不確定ですが約3,000万円というお話であったと思いますが、以前、南海電鉄とも、あれは固定資産税ですかね。あれも3,000万円ぐらいであったかと思っておりますけれども、その同等の料金が見込めるという、まだそれより増える可能性もあろうかということまで理解しておけばよろしいですか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 申し上げました額は概算として捉えといていただきたいと思っております。また確定していきますので、その際にはお伝えしますが、増える、減るという議論はここではちょっと避けさせていただきたいと思っております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 お昼前になりますけれども、今、それでよく企業誘致、いきいきパークなんかでもするとき、いろいろ企業に優遇的な条例的なものがあるじゃないですか、い

ろいろ。固定資産税を免除するだとか、水道料金がどうだとか、そういうものは今回は発生しないのでしょうか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 P F I 事業として募集要項で公募している中には、そういった免除規定等は含まれておりません。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 分かりました。使用料を何年間免除しましょうとか、そういうのは一切まだ、今はないのですね。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 募集要項の中では決められておりませんが、協議の余地はあると思いますので、事業者には30年間の事業をしていただく中で要請が出てくる可能性はないことはないと思ってますけれども、それは実際の要請が出てきたときの判断と考えております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 いろいろ細かいことを聞きますが、先ほど150万人の入場予定者数だという数字が出ておりましたが、入園料はもう決まっているのでしょうか。決まっていればお教えいただきたいと思います。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 事業収支計画が出されてるということですので、それぞれの料金は計画の中で設定されて事業収支計画書を出してきています。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 1人大人幾らだとか、そういう数字はお教えいただけませんか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 公園内は各エリアが設けられて、それぞれの有料施設が設置されることになってますので、それぞれのエリアに必要な、料金が設定されていますけれども、詳細につきましては今お答えできる状況にないので、ご理解いただきたいと思います。

奥野委員 委員長、もうお昼ですからどうしますか。まだ少し聞きたいところがありますが。

谷地委員長 奥野委員、あとどれくらいありますか、質問は。まだまだある。

そうしましたら、暫時休憩を取りたいと思います。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷地委員長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

再開は13時からとします。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

谷地委員長 それでは、会議を再開したいと思います。

それでは、また改めて、質疑ございませんか。竹原委員。

竹原委員 今回、議案第44号ということで、岬町立みさき公園にかかる指定管理者の指定ということで、私、この議案をもとに質問させていただいております。そして、今朝、配られた補足資料、これも興味深い内容でございますが、この補足資料の内容について、午前中の質疑を聞いていると、話せる範囲と話せない範囲とがあるということでしたが、その基準というのがどういう基準であったのかというのを先に確認させていただきたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 竹原委員のご質問にお答えいたします。

現時点で、そのお話しできる内容というのは、その事業者のノウハウに関しないところとっておりますが、そういったところになってまいりまして、そういった観点から今回お示ししている内容についてはお話しできるということでお示しさせていただいているという、そういった形になっておりますのでよろしくお願いたします。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 吉田理事のほうがこれはいけるけど、ここは未公開ですよと言われる場面があったと思いますが、理事は何か基準というのがお持ちでしょうか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 竹原委員のご質問にお答えさせていただきます。

私が午前中に申し上げましたのは、事業契約締結前の段階にあつて、今はPFI法については事業契約後、速やかに公表すべきことがPFI法に定められてお

りまして、法施行規則で具体的な事項が挙げられております。そんな中で、今、2日目の中原議員の資料請求がありましたので、事業者のノウハウに係る部分として出されている公園計画でございますので、事業者を確認を取らせていただいて、昨日、これはオーケーですよということで出させていただいたものになるということで、ほかのものも出そうと思ったら、当然、事業者の了解を取る必要があるというところがありますが、それであっても審議に関わることでしたら、口頭により、できるだけの説明をしていただいて結構ですと事業者から了解をいただいておりますので、このような趣旨からご説明をさせていただいたところです。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 ということは、今回、この議案書に関わることはこちらの理事者側としては、ほぼ疑問点は答えてくれるということですが、こちらの資料に関しては、その先方の了解が必要ということというように理解したのですが、そうすれば、いつかの時点で、この事業者から私たち議員に向けて説明してもらおう場というのを設けてもらうことは可能なのでしょうか。どうでしょうか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、PFI事業で独立採算型で提案を受けて実施する事業でございます。提案内容については、事業者のノウハウ部分でありますので、私どもが提出いただいた内容についてお答えさせていただくというのには少し限界も感じておりまして、そういうご要請が議会のほうからあるのでありましたら、その内容を受け止めて、内部及び事業者と検討させていただくことはできるのかなと思っております。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 細かいところを理事者に聞くのも、正確な答えかどうか少し分からないところもありますし、直接聞ける場があるという設定ができる方向を目指していただきたいと思っております。今回は私自身は、この議案書のところの質問にとどめたいと思いますので、そういった運営で進められてはどうかと委員長にもお願いしたいと思います。

谷地委員長 ただいま、竹原委員のほうから一応提案という形でお話があった件ですけれども、先ほども吉田理事からも、今回、提出いただいた資料というところが、や

やはりあくまでPFI法とか、そういったところで公開できるものが限られるというところで、今、一応、昨日、事業者の確認を取って、出せるところは出したけれども、それでは、それに対する質問への回答というところもやはりなかなか町の判断でするのは難しいシーンもあるということかと思うのですね。となったときに、やはり事業者に直接、話を聞ける場というところが設定できないかというところかと思うのですけれども、そこを委員の皆さんにお諮りしたいと思うのですけれども。今回のこの議案第44号というのは、あくまで岬町立みさき公園指定管理者の指定についてという部分で、やはり、今日出された、この公園計画という部分についても、皆さん、すごく気になる部分もたくさんおありかとは思っていますけれども、そこをいろいろ聞いていっても、先ほど吉田理事がおっしゃるとおり、回答が難しいというシーンもたくさんあるということなので、そこはまた別の場で説明していただくという方法で、今回はあくまで指定管理者の指定に影響するであろうというところの質問にある程度絞るという形でご協力をお願いできないかという、そういった提案ですよ。皆さん、それでよろしいでしょうか。中原委員。

中原委員 あまり意味がよく分からないのですが、要は議案に関わることだけを質問するという意味ですか。

谷地委員長 質問をされても答えるのが難しいシーンがあるから、ある程度細かいところというよりは、そういったところに質問を絞ることというのができるのであれば、そういったところで協力してもらえないかという、そういったご提案ですね。

中原委員。

中原委員 委員会制を取っている以上は、細かいことを質問できるように委員会制を取っているわけではないですか。だから、議員がそれぞれ疑問に思うことは質問するというのは当たり前だと思うのです。それで、配られた資料がある以上、それに関わって質問するというのは当たり前のことだと思うのですよね。何か、議員自らが、自分たちの手足を縛るというか、そういう態度はどうかと私は思うし、委員長もそういう提起を受けて、何か質問の数を減らせみたいないように聞こえる。私には聞こえたのです。そういう扱いはやめてほしいと思います、この委員会の審査のあり方として。そういう扱いはするべきでないと、私自身は大分、午前中に、すみません、これについては聞かせてもらったので、あまりここから先は議

案の中身で聞いていくことに主にはなるのですが、議員の側から質問を、体力を使うから、私もしんどいし、なるべく絞り込んでということはもちろん考えますけれども、それはそれぞれの判断に基づくところで、気持ちは、協力し合うという気持ちはあります。だけど、今日配られた、これに関わることは聞いたらだめですみたいな。そういう運営はふさわしくない。そういう意味で言っているわけではないというように竹原委員も手を振っておっしゃっていますが、私はそういうことは良くないと思います。

谷地委員長 今、竹原委員から説明があったのは、事業者から、中原委員。

中原委員 答えられること、答えられないことあるという話で、聞いて、答えられないことであつたら答えられませんと行って言ったらよろしいではないですか。だから、聞くことそのものを阻害するような態度はとるべきでないと思います。

谷地委員長 というところで、そういったご事情もあるというところで、それをもちろんご理解いただきたいという、そういった提案かと思うのですね。一応、それを補足する意味で、事業者からもきちんと説明していただく場というところを設定できますかという、そういったご質問かと思うのですが、そういった理解でよろしいですかね。中原委員。

中原委員 私は可能なのであれば、竹原委員提案のように事業者から直接いろんなことをお聞きできたらよりよく分かりますのでいいなと思います。

谷地委員長 そういった形で、事業者等、説明していただく場を検討していただくということでもよろしいでしょうかね。奥野委員。

奥野委員 この事業者と設定いただくのはありがたいですが、時期はいつなのですか。もう最後の事業契約が済んでからということですよ。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。私が説明させていただいたのは事業契約後に速やかに公表が義務づけられておりますので、契約後のタイミングかなと思っております。

基本的にPFI事業と申しますのは、我々は要求水準を出して、民間事業者さんの活力と資金を活用する法律に従って、この事業を実施していただくものでございますので、そこの部分については民間の持つノウハウで提案内容に従いやつていただくこととして独立採算型でお願いしてるわけなんです。審査講評の総評

の中でも大変ハードルの高い要求にもかかわらず、それをやっていただけるという評価があり、その提案の中身というのは事業者の持つノウハウでやりますので、公園計画の内容を契約前の現時点で我々が答えるには少し限界が生じてきてますということをご理解いただきたいと思っておりますことと、あと、事業契約後の公表につきましても、P F I法の施行規則で定められており、公表の内容は特定事業の名称や期間及び概要、公共施設等の立地、実施方針を作成する時期に限られており、午前中にご質問を受けた内容よりはるかに狭い範囲のことになっています。

もう一つは、泉南市のロングパークも同じように都市公園でP F I事業で独立採算型でやってまして、そのときに公表された内容が、場所はここですよ、条件はこうですよというような感じと、あと今回お出ししているような平面図、そういったものが出されている程度と聞いております。そこをご理解いただきたく説明させていただいた次第です。私ども担当者としての立場をご理解をいただきたいというふうに思っています。

谷地委員長 それでは、ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 今、奥野委員が事業者からの直接の説明の時期はいつ頃かということをお聞かれたのですよね。契約後、速やかに。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 事業契約後にP F I法に基づいた公表をしなければならないんですけども、その公表前が適切な時期というふうに考えております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 そうだったのですね。すみません、きちんと理解できていませんでした。

ということは、公園計画そのものが出せる範囲でいただけるより前に事業者とお会いできるということなのですか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

公園計画は、事業契約前に確定しておく必要があります。公園計画が確定して事業契約の契約書の条項が双方合意できる内容になった時点で事業契約を締結することになります。そして、事業契約締結後に法令に基づいた公表をしなければならないとなっておりますので、その手順の中の公表前のタイミングであれば、それ以降であれば対応できるのかなというふうに考えております。

谷地委員長 今の答弁を整理すれば、事業契約後かつ一般への公開前、この間のどこかのタイミングということですかね。吉田理事。

吉田都市整備部理事 事業契約の締結を起点にして、町の公表前が適切な時期であると考えますが、別に議会の皆さんが、法令に基づいた公表をした後でもいいというのであれば、それでも設定できます。ただ、事業契約前には公表はできないところがありますので、そこはご理解いただけたらなということでもあります。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 私はPFI法そのものはよくないと思っているのです。でも、随分前にもPFI法の活用そのものが始まった頃からPFI法そのものに対しては不透明な部分が多い。というか、指定管理者も同様ですけれども、選考の経過がつまびらかにならないとか、そういうことを言ってチェック機能が果たせないという観点もありますし、反対してきたのです。ただ、財政面から考えると有利な面があるという背に腹は代えられないというところもありますので認めてきたところなのです。

それで、念のために確認なのですが、そのPFI法の施行令に基づく公表内容というのは非常に幅が狭いと。だから私は嫌なのだけれど、公園計画そのものは先ほど確認したとおり、秘匿性のあるものについては伏せるということになります。それ以外については資料を示していただけるということは間違いないですね。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 中原委員のご質問に答えさせていただきます。

公園計画というのは、民間事業者の提案のノウハウであるというふうにお応えさせていただきました。ですので、公表できる資料を私どもは決められないと思ってます。事業者さんが議会の皆さんにぜひ説明したいとか、説明したくないとかも含めて、事業者さんの決定できる事項だと思ってますので、ただいまはそういう申し入れをさせていただくというふうに、そのことについて検討させていただくというふうにお答えさせていただいたつもりであります。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 確認してよかったです。ということは、今日配られている、この公園計画の案というところで、これも案なので、この中身が確定したものではないということが前提ですけれども、これ以上のものが全体100ページ以上あるというような

ことで、これ以上のものが1枚も配られないということも可能性としてはあり得るということですか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 中原委員のご質問にお答えします。

可能性としてないことはないと思いますけども、事業者もこの地で事業をやっている中で我々職員に対してもそうですし、議員の皆さんに対してもそうですし、住民の皆さんに対しても、事業者自身がここでやっていくことについて皆さんと連携をしていきたいということは申しておりますので、それを分かっていたくために必要な資料は出していただけるんじゃないかというふうには個人的には思うところであります。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 知的財産権とかの問題もありますから、公開できないものもあると思いますけれども、できるだけ資料を提出いただきたいと申し入れていただきたいと思えます。引き続き質問していいですか。

今回のその議案に関わることなのですが、差し替えて議案書、ホチキス留めのものをいただきました。それで、その中から少しお尋ねをしたいと思います。

表紙をめくって1ページ目のところで、右と左の箱があるのですが、右の箱の中の、右の箱というのは、その指定管理者の指定手続の概要ということで、2番の指定管理者の指定についての(1)番、ここに書かれているのは岬町として定めている条例と照らし合わせて、どういう作業をしてきたのかということが示されているわけですが、その大きな2番の(1)の条例第2条なのですが、募集、公募手続ということで、募集事項及び仕様書等を明示、のが抜けているのかと思うけれど、の上、指定管理者を公募することというように書かれていますけれども、これは条例でいいますと、このままの言葉は一切条例の中にはないわけですね、ないのです。それで、公募の手続に当たっての決まりをずらずらと設けられておりますけれども、その中の10番の町長が必要と認めるものという、これは条例の中で、条例第2条の(10)というところがありまして、町長が必要と認めるものというのがあったのですけれどもね、それを具体化、今回の事例に当てはめるとこういう言葉になったという意味で書かれているのかというのが1つです。

それからですね、ページ数が打っていないので、履歴事項全部証明書の表面の

真ん中あたりに目的とあります（１）から（９）まであるのですが、この５、６、７、８、この事業内容について、もう少し詳しくお話をいただけないかと、ご質問いただけないかというように思っています。

それから、その裏面なのですが、全部事項説明書の裏面の監査役、これは多分、しょうもない質問だと思うのですが、岡田里奈さん（角野里奈さん）、違う読み方か間違っていたら失礼なのですが、これはどうして括弧でこうなっているのかという素朴な疑問です。とりあえず、そこまでにしておきます。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。まず１点目のご質問の、このみさき公園に係る指定管理者の指定に関する資料の、この右側の指定管理者の指定手続の部分と、このみさき公園に係る指定手続の概要のところの（１）で交付手続について、条例第２条というところが、直接その募集要項及び仕様書等を明示の上、指定管理者を公募することというのは、この第１０号のところに書かれている町長が認める事項かというところの内容に沿ってというものかというご質問だったと思うんですけども、こちらにつきましては、右側のこの指定管理者の指定手続の概要というのは、ここの条例の内容を概略的にまとめたような内容になっておりまして、ここから読み取れる内容といえますか、第２条の第１号から見ていきますと、この公の施設の概要とか、もろもろのその申請に係るような内容について書かれておりまして、そういったところを含めて、この右側の欄を書いているというところかなと考えております。それで、相対する形で今回の左側の欄で、その公募手続の実際どういう形でやったのかというのを説明させていただいておるところでございます。

それと、２点目の全部事項証明書の５、６、７、８の部分のご説明でございますけれども、この５番、ちょっとこれなんですけれども、今回の事業なんですけれども、動植物園があるということで、この５から８の部分というのは僕らも直接確認していない事項も含まれておりますので、類推の部分はあるんですけども、一般廃棄物とか、その牛ふん、鶏ふん等の収集とか、こういうのっていうのは、そういう動物からのそういうふん尿とかそういうのも出たりする部分もあると思いますので、それで履歴事項全部証明書って大体その法人を設立するとき、幅広にこの内容を取ることが多いと思いますので、そういった部分も含めて、そ

ういう動物を飼育している施設ということで、こういう内容が入っているのかなというのが5番のところでした、6番の部分につきましては、今回計画というのが、ドーム施設とかがありまして、奥の電力を利用することが見込まれる計画にもなっておりますので、そういったところの電力需要を賄うためにこういう再生可能エネルギーの活用というのもSPCとして検討されているのかなというところでございます。

それで、託児所及び保育所の経営なんですけれども、ここの部分についてはちょっと直接私どもも聞いておりませんのであれなんですけれども、今回の事業というのは、その子どもさんにもここに来ていただいてというような内容のものになっておりますので、こういった内容も含まれているのかなというふうに考えております。

あと、内航海運業ですけれども、今回、その海もみさき公園の今、隣接して海岸もございまして、すぐの計画ではないとは思いますが、そういう海も活用した事業というのも将来構想の中に含まれているかもしれませんので、そういったところも含めて、ここに記載されているのかなというふうに考えております。

それと、もう1点ございました監査役の方のお名前なんですけれども、これは岡田里奈さんという方の、横の括弧書きのお名前というのが旧姓を表記されているのかなというところかと思われますのでお願いいたします。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 2点目にお答えいただいた全部証明書の目的の中で、(7)と(8)については、説明いただいたのは類推によるところということでありましたけれども、(7)と(8)については、事業者にできれば聞いて、またご報告をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、その先の資料の中でもう少しお聞きしておきたいと思います。

全部証明書の次のページなのですが、指定管理者の指定についてというところで、大きな1番の(2)番、ここが私、どうもいまいちイメージが湧かないのですよ。事業者といろいろお話をされているでしょうから、もう少し説明を加えていただけたらと思うのです。というのが、その従来型の動物園とは違うものを造りたいと。野生動物を見るのではなく、体感するというのが少しイメージが湧か

ないのですね。その下の（３）の主な施設の概要というところで、動物の生態系を観察もできると。そういう意味では何というか、非常に興味深いところだなと思っっているのですが、この点については審査講評がありましたよね。その中でも動物の保護とか、そういった観点についての言及もあったわけですね。少し心配されているのだなと。動物保護、動物倫理の観点から、安定的な経営の重要性を十分に理解し、堅実な計画内容とすることというように審査講評の中では意見が、要請事項ということで事業者への。出されているのですが、果たして、こんなことができるのかと素人ながら思っっているのです。動物園の世界は私もあんまり分からないのですけれど、ここからイメージするのは、何というか自然に近い形でその動物が生息ができるということが前提になるのではなかろうかなと。そうでないと動物の本来持っている生態系を観察なんてできないわけですね。これをどういうふうを実現できるのだろうかというのが素朴な疑問なのです。

事業者の方といろいろお話されているでしょうから、もう少しイメージが湧くような説明を加えていただけるとありがたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、１点目の（７）と（８）の部分については、また私どものほうから事業者のほうに確認させていただければなというふうに考えております。また、今後報告できればと考えてます。

それで、２点目の施設コンセプトの部分ですけれども、今回の動物園、イメージしづらいというのは当然のお話かなというふうに思っっておりまして、私どもも、これは事業者との協議の中で知り得た、ちょっとこれ担当個人としての説明になってくる部分も大いにあるんですけれども、今回の計画というのが、まずその動物を観察する視点としましては、従来の動物園でありますと、動物がおりの中に飼育されていて、閉鎖空間といいますか、限られた閉鎖空間の中に動物がいてのを外から人が見ると。そういうようなイメージが一般的な動物園のものかなと思っんですけれども、今回、私どもが聞っっている中では、そういうおりに困った動物の展示ではなく、おりを取っ払って自然環境に近いような形で御覧いただけるような、かつ視点についても、普通の動物園でありましたら、おりの前に立っって動物を見ることが一般的かと思っんですけれども、今回の場合は、様々

な視点といいますか、例えばドーム内、今回、全天候型の動物園があるんですけども、こちらにつきましては、例えば、地上の視点の部分もありますし、ちょっと高いところから、その動物を観察できるような工夫をしたり、あと、そういう中には水を張ってプールみたいなものを造って、その水辺の動物も観察できるようにするような計画になっておるようですが、そういうものについては、その水中の視点からも見るようなことができるようにして、そういう今までの動物園とは違う形で動物を鑑賞いただけるような、そういう計画になっております。

また、もう一方のプレイリーエリアという、ここの外の部分なんですけれども、ここの部分もおりで囲うような形ではなくて、その動物が放し飼いのような形になって、それを見ていただけるような、そういう施設になっておると。それらに加えて、園内、エントランスに、今でARとかVRの技術もございますので、そういう視点を通して動物を見ていただけるような、そういう施設も計画しているというふうに聞いておりますので、様々な視点から動物を観察していただくような、そういう施設になっておるといところで考えております。あと、動物の福祉の問題といいますか、動物保護というのは近年、やはり動物愛護の観点から様々なところから何かあると、やはりお叱りを受けるというようなところもあるかと思っておりますので、そういったところについても、配慮しながら進めておるといようなことは協議の中では聞いておりますが、具体的にどういう形というのは私どもも十分に把握してないはございますので、ただ、そういったところには配慮した計画というふうには認識しておりますので、よろしく願いいたします。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 そうなのですね。物ができてみないとよく分からないのだろうとは思いますが、あれですね、何か、逆に人間のほうがおりの中にいるような感じなのかとか思い、今聞いて思っていたのですけれどね、おりと少し違うだろうけれど。そうですね。何か、これはうまくいったら、何か、それこそ社会見学とか、何かいろんなことに発展できそうな、教育とか学習とかそういうことにも発展していきそうなものだなと。興味深い、面白いと今聞いていて。感じると同時に、果たして、そんなことが、そんなうまいことできるだろうかということも一抹の不安は持っておりますけれども、少しイメージが膨らみました。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 すみません。履歴全部事項の5番、6番とか、7番、8番のことに
ついて、ちょっと補足させていただきたいんですけど、今日、公園計画のお話を
聞いている中で、事業者は、事業を進めるうえで、SDGsや環境負荷のことを考
え事業展開していくことは非常に重要なことだと言っておりました。それと、教
育についても大変大切なことであると、という話がありました。その都市公園で
認められる施設という話もありますけれども、30年の間、公園計画そのままで
何もせずということではなくて、新たな展開も考えに入れ公園の魅力を上げて
いきたいというようなお話もいただいているところがありまして、この7番、8
番あたりはそういうことになってくると思います。5番、6番というのは、そう
いう環境負荷の視点による取組も今計画の中でやっていくために定款に目的とし
て入れられているものだというふうに認識しております。

必要であれば、もう少し事業者を確認をさせていただきたいと思うんですけれ
ども、知り得ている部分で答えますと、そういうことかなと思ってます。その環
境負荷とか教育が、資金調達をする上でのプロジェクトファイナンスにも有利に
働くものだというふうにも言って、それが安定経営にもつながるというふうなこ
ともおっしゃっておられました。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 全部証明書の目的の(7)と(8)、必要ならばとおっしゃられましたが、聞
きたいので聞いておいてください。お願いしておきたいと思います。

30年間という長い期間ですから、新しい展開ももちろん入れていかないと、
集客の維持はできないですよ、当然ね。そういう面もありますけれども、やは
り、その先、何かこう変わっていく、もともとの計画と変わっていくものがある
のだとすれば、それをお聞きしておく必要があるだろうと思っていますので、事
業者のほうで何かお考えのことがあればお聞きしておきたいと思います。

それから、もう少しお尋ねするのですが、私、本会議で審査選考委員に意見は
聞いたのですかとお聞きしました。それで一応、委員会としての任務はもう講評
を出した上で終わっているだろうと思うのですが、その後、さらに意見を聞くた
めということで、6月議会の折に補正予算が組まれました。その関わりで本会
議でお尋ねしたところ、3人の方にはお聞きしたということでした。その3人
の方にお尋ねしたときのやり取りといいますか、意見等、何を聞いたのかという問

題もあるのですけれど、その辺の中身をお聞きしたいと思います。それで、委員は6人いるけれど、予算も6人分つけたけど、どうして3人なのかというところは時間がなかったからかと思っっているのですが、それか、必要なことだけを聞いたと。必要な分野の人にだけ聞いたということなのか、そのあたりもお聞きしておきたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

今回の6月議会で予算措置していただきました学識経験者に対する意見聴取なんですけれども、先ほどありましたとおり、3名の方から意見聴取を行いました。分野といたしましては、建築と景観デザインと法律の分野の方というふうになっております。

建築の方につきましては、今回の計画というのは、公園施設としていろいろな施設もございますので、そういったものに対するご意見のほか、今回、その立体駐車場の話とかもございましたので、立体駐車場についてもご意見を伺いました。

あと、景観デザインの専門の先生につきましては、公園全体の内容についてご意見をお伺いしまして、こちらにつきましては、やはり公園としての回遊性を高める取組というのが必要ではないかというところのお話がありました。あと、パブリックスペースの充実というのは、みさき公園というのは都市公園でございますので、一番重要な部分でもございますので、そういったところには配慮していくべきではないかというような趣旨の御意見はいただきました。

あと、法律を専門とする委員ですけれども、今回の公園計画と併せ、また事業契約のお話というのもございますので、そういったところに対する助言、アドバイスをいただいております。

あと、これ以外の先生方というのが、PFI事業者選定委員会のほうには3名いらっしゃいまして、それらの先生につきましては、今後、また公園の管理運営、大学の先生とかになってくるんですけれども、観光分野とか、そういったところの先生方とかになってまいりますので、今後また公園の管理運営のお話でありますとか、活性化の観点の部分、こういったところから、今後また条例のほうでも出てきますけど、みさき公園の協議会を設置予定にしておりますので、そういったところにおいて、またご意見をお伺いしていけたらなというふうに考えておりま

して引き続き、選定審査委員会の先生方には御協力を賜りながら進めていけたらと考えております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 今、お聞きした範囲では特に景観デザイン。景観デザインというのは、専門という委員長の下村教授に当たる方なのかな。はい、そうですか。

そのあたりの、その委員の意見も反映して、さらに充実した計画に練り上げたという印象は持ちましたので、意見を聞く機会が設けられたのは良かったと思っていますのですけれど、私はてっきり、その6人の委員にさらに意見を聞くというのは、その公園計画の案を6人皆さんに見ていただいて、公表で掲げられている留意事項とか課題解決というように問題提起されているわけで、そのことへの回答を事業者から得るというためのものかと思っていたのですが、それは私の思い違いであったということですかね。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 今回、学識経験者の皆様にお伺いしたのは、そういった課題等の部分というのも、もちろん、公園計画の確定に当たっては、やはり建築とか景観デザインとか、そういったところが一番大きい観点になってくるのかなということもありまして、そういったところのご意見を聞いたという形になっておりまして、一定、そういった課題についてもご意見を聞いてフィードバックしておる側面はあるというふうに考えております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 そうしますと、念のため確認するのですが、その事業者への要請事項というのが、審査講評として幾つか設けられているわけなのですね。その中身が担保されることが必要だろうと思うのですけれども、そこはその点については町として話はされていますか。

例えば、集客数の低迷や、経営収支状況の悪化が万一見込まれる場合を想定し、その改善に向けた的確な対応策について提案することを期待するというようなことだとか、あと資金調達ですね。出資、融資、ファンドによる各資金調達を具体化し、その内容及び調達見込みの確実性を町に説明の上、本事業を実施すること。ファンドによる資金調達のリスクを明確にし、町に説明の上、本事業を実施することというようなことが設けられているのですが、そういった点については事業

者と町の担当で話をされていると考えていいのでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えします。先ほど、中原委員おっしゃっていただいたとおり、そういった観点の部分につきましては、私ども町担当者のほうと事業者のほうで綿密に協議を行いまして調整を、協議を進めておるというところがございます。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 審査講評に関わる部分についてのただいまの新保課長の回答について補足させていただきます。

審査講評いただいた部分の各項目については、項目の列挙したものとを事業者とすり合わせて全て公園計画の提出様式、提案時のものの中に含まれてるわけなんです。そこをブラッシュアップというか、先生の意見を踏まえて、アップした計画書を提出してくださいという要求をして、それによって提出いただいておりますので、全てカバーされてるというふうに理解していただけたらと思います。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 だから、公園計画が見たいと言っていたのはそういうことなのですよ。示せないというのは、少なくとも現時点では示せないし。全面的な公開はできないということは理解しますが、だからなのです。別にあなた方を疑っているわけではないのだけど、提起された問題がどのようにクリアされているのかを知ろうと思えば、公園計画そのもので確認させていただく以外ないのです。それはやはり言葉で大丈夫よ、きちんとなっているよと言われただけでは、私はチェック機能は果たせないと思っているのです。

でも、きちんと審査講評に基づいて、それがクリアされるのか、クリアする担保はどこにあるのか、どういう手法を持って問題提起されたことを解決するのかということをきちんと事業者にも示し、またその回答を公園計画の中に反映をしていただいたと。その経過は適切だと思いますので、そういう意味でも公園計画をできるだけ幅広くオープンにさせていただいて確認させていただきたいと思います。

それから、私の聞きたいことは、あともう少しなのですからね。もう少しいいですか。

今回、提案されている事業で、ウエーブプールはなくなったわけですね。これまでの説明の中でも、そのウエーブプールについては、委員会の中でもどうかという声があったような説明が1回あったかと思っているのですが、そのことで構成事業者や協力企業などが変わるということはないと思っていますのうかということが1つと。

それから、それに関わって、その事業者のことなのですが。構成員とされる事業者と協力企業というように位置づけられている事業者があり、それが運營業務の取組方針や実施体制の中の、そこの中に組み入れられていくというか、そういうことなのかと思って見ているのですけれど。

少し細かいことですが、それぞれの事業者、構成員とか協力企業が、お配りをいただいた公園計画案の抜粋のどこに当てはまることになるのか分かりますか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 中原委員のご質問にお答えします。

1点目のウエーブプールの公園計画が変更になったことにつきましては、前回にも説明させていただいたとおりでございますけれども、構成員として参加されていた企業でございましたけれども、事業者から脱退の申し出があり、それを承諾したところになります。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 今回の説明で私はびっくりして、いや、まさかそんなことがあるのかと思ったのだけど、というのが、そのウエーブプールの運營業務と温浴施設を株式会社JPFというところがしますというように審査講評の中であったわけなのです。だから、温浴施設は残っているから、この会社は温浴施設だけなのか、何せ、残っているのだろうと思っていたのだけれど、構成員が変わるということですね、なるほど。

それ以外に構成員や協力企業が変わることはありますか。計画が少し変わったということもあって。それで、私が聞いたのは、この資料の公園維持運營業務や、生態園運營業務などありますよね。それらのどこにどの会社が入るのかと思ったのだけれど、あの、これは細かい話だから、さすがに、後でまた個別でお聞きできたらいいと思いますが、さきほどのJPFが辞退されたということになると、それでは温浴施設はどこがするのかというような疑問が生じてきたり、あとは構

成員や協力企業に変更がないかとは思うのですけれども、そこはお聞きしておきたいと思います。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 中原委員のご質問にお答えします。

構成員と協力企業を総称して構成企業といいますが、メンバー構成についてはウェーブプール運営事業者の撤退、それと建設業務を担う事業者ができなくなったということで、事業者から要請があつて、辞退されました。これについては、建設業務を担うということで、町としてはドーム建設など、その事業者が抜けても円滑に建築業務を担える事業者を追加してもらうことを条件にした条件付の承諾をさせていただいて、現在は追加企業も出てきております。また、ウェーブプールがなくなったことで、私どもが条件として求めたのは、町民、利用者が憩える無料のスペースをもう少し充実させてくれないかということです。こうした条件も踏まえ、事業者から、遊具事業者も2者の追加がありました。ですので現状といたしましては、代表企業が1者、構成員が4者、協力企業が11者で間違いなかったかと思ひます。間違いがあつたら、また訂正させていただきます。結果としましては構成企業が当初よりもさらに充実したんじゃないかなというふう感じておるところでございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 今、答弁の中で、ウェーブプール運営業務を担う事業者が脱退したというようにおっしゃいました。それは株式会社JPFと審査講評の中に書かれている会社のことを指しておられるのですか。

それから、もともと、その会社が温浴施設を運営するというようになって、役割としては担っていたようなのですが、そうしましたら、それは別の会社が担うという話になっているのか、お聞きしたいです。

それと、協力企業ですが、もともとは8者だと思ひのです。それで、そこから1者抜けて1者入つたから8のままだけれど、さきほどの説明で遊具を運営してくれる、それが協力企業なのか、構成員。協力企業のほうだろうね、位置づけとしてはね。2者入るとなれば、プラス2で10かと思つたりして聞ひています。どうでしょう。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 すみません。J P Fで間違いありません。要するに当初の計画から構成員1者、協力企業が1者抜けました。その後協力企業が4者増えたという事になります。追加された企業は、建設業務を担う事業者が2者、そして遊具を担う事業者が2者入り、温浴施設の運営については当初そういう予定でありましたが、構成企業の中で、商業施設を担うとしていた事業者が温浴施設も担うということに変更になっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。ということは、温浴施設は協力企業の中に位置づいている事業者が運営するということですね。あとは非常に細かいことになるので、それは結構です。また後で別の機会にお聞きしたいと思います。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。奥野委員。

奥野委員 5月の町長のタウンミーティングの中でもお話があったと思うのですが、この前も町議会の一般質問の中でも、町内の住民との説明会というのか意見交換という場を持つようなお話があったかと思うのですが、その辺は予定されていますか。いかがでしょう。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 奥野委員のご質問にお答えさせていただきます。

今日の答弁の中でも、今回のその事業者につきましては、町議会はもちろん、住民の皆様にもこの事業を知っていただきたいという思いを持って取組を進めていただいているというのは私どもの協議の中で聞いております。

ですので、もしそういう住民の皆様にご説明するような機会を設けていくというのであれば、また今後、こういったご意見もあったということで事業者のほうにお伝えさせていただきまして、またそういった部分については検討させていただければなというふうに考えております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 よろしくお願ひします。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員。

中原委員 いろいろお聞きいたしまして、賛成と反対となると賛成はできないなど。すみませんね。皆さんご苦労されていて、そしてまた、たくさん時間をいただいて、いろいろお聞きしたところではありますけれども、やはり、公園計画が非常に大事だと。それを見せていただき、自分の目で見確認をさせていただく必要があるかなど。特に疑いを持っているとかそういうわけではないのですが、今日、いろいろ聞かせていただいた中でも、ああ、そうだったのだということが幾つもありましてね、そんな大きなことではないのかもしれませんが、もう少しいろいろなことが分かった上でないと賛成という判断には至りづらいと思っておりますので、ご苦労されている皆さんのことを考えると非常に心苦しいのですが、賛成にはなりません。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 議案第44号「岬町立みさき公園の指定管理者の指定について」、この事業委員会で賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

令和2年3月末をもって閉園といいますか、南海電鉄による営業が終わった。このみさき公園が新たに生まれ変わる第一歩をここに至るまで準備をしていた、町長をはじめ、理事者の皆様には大変なご苦労をかけていた、この案件がようやく出てきて、さらに丁寧な質問の答弁を聞きまして、なおかつ、話しにくいところではございますが、事業規模、これはもう町財政のほぼ倍ぐらいの規模、大きく上回る規模の事業だということを認識させていただきました。それこそ岬町を今後、どうしていくのかというものを左右する事業でございます。それをしっかりと議会議員としても見守らせていただき、よりよい新たなみさき公園にするためにしっかりと頑張らないといけないと思うところもあります。ぜひいいものになっていただきますよう議会そろって賛成していただきたいなど、このように思い賛成討論とさせていただきます。

谷地委員長 瀧見委員。

瀧見委員 議案第44号に賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど竹原委員もおっしゃられましたように、議員おっしゃられたことにプラスさせていただいて、指定期間が令和4年9月30日までを早急にこの期間でこの議案を通していただかないと、前職が銀行員なので、銀行、多分、この融資案

件に関しまして、銀行団は数行によって銀行団を組まれると思うのです。その場合、シンジケートローンというものを実行するのですが、返済期間等がこの指定期間でないと恐らく融資案件を通すのが多分、他に前例がないような特例になってくると思われます。そういう観点からしましてもスムーズな融資を実行していただいて、事業の早期成立を目指すためにも私は賛成させていただきます。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 今日いろいろと答弁いただきまして、まだまだ不明なところもたくさんあるのですが、唯一、株式会社アークルが積極的に参画いただき、新たな指定管理者として、今後ますます開園に向けて大いに期待し賛成討論いたします。

谷地委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第44号「岬町立みさき公園の指定管理者の指定について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

谷地委員長 挙手多数であります。

よって、議案第44号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第47号「岬町立みさき公園条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷地委員長 それでは、質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 本会議でご説明いただいた参考資料を基に質問いたします。

参考資料の1ページの大きな2番、主な改正内容というところの(1)番、権利譲渡等の禁止を緩和するというご提案かというように拝見しておりますが、その中で当該権利の譲渡だとか、転貸しが場合によっては認めることができるということなのですね、提案としては、この条項の。

これは、考えようによっては、転貸しをした場合、普通であれば、もともと予

定していた事業者が使用料を岬町に納めるということになりますけれども、転貸しした場合、さらにそれを上乘せして貸すと、そんなことも可能になってくるのでしょうか。というのが1つ目です。

それから、2つ目、同じ1ページの大きな2番の(3)なのですが、100分の6、これは建蔽率ですけれどね。特例の上限を100分の6から9に改める。これはその先の説明を読んでいると、その100分の6を超えない。今のところの公園計画はですね、ということになっているのだけれど、今後、さらにそれを上回ることがあるかもしれないから9にすると。ここをもう少しご説明をいただきたいと思っています。というのが2つ目です。

それから3ページですが、真ん中の下あたりの(7)のAに関わってお聞きするのですが、有料公園施設の種類ということで、今回、野外ステージを廃止するというので、これはまあ削除するのだということでありました。それで、この野外ステージを廃止するというのであるならば、そもそも急いで区域の変更、それをする必要があったのかという疑問が生じてくるのですけれども、その点はどうか。

というのが、当時の審議のときも申し上げましたけれども、野外ステージがそもそも今の区域の基準に当てはまっていないと、それは歴史的な経過があったから致し方ない面があるのでしょうか、そもそも現時点で、その野外ステージが既に基準を逸脱しているという事情もあるのだということをお聞きしていただきましたので、それはやむなしなのかと心の中では思っていた1つではあったのですが、結局のところ、野外ステージを廃止することなのであったら、何で、あのときすごく急いで区域の変更をしたのかというように思っていて、そのあたりの説明をいただきたいと思います。

それから、同じページの一番下、自動二輪車の定義を削除するということなのですが、こうなると自動二輪車は、どこに止めることになるのか。要するに、事業者が設置をする駐車場に止めるということになるのかお聞きしておきたいと思っています。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。まず1点目の転貸しの件なんですけれども、事業者と事業者から転貸しされる、その事業者との関係性の

お話になってくるのかなと思うのですけれども、あくまで町がその設置管理許可で使用料をいただくのは、そこに施設を設けるために使用料を設けて、そこで使用料をいただいて、実際その事業者が設けた施設については、その中で、事業者とそのテナント業者、そこの間の関係性の話になってくるのかなと思われまので、その中で、のやり取りかなというふうに考えております。

それと、2点目の建蔽率の問題なんですけれども、こちらにつきましては、先ほどご質問にありましたとおり、今回、条例において、上限を100分の9に改めておるといふところなんですけれども、これは実際、100分の6を超えない程度になっているといふところもあって、それはどういう施設かなといふところかと思うんですけど、この、大阪府建築部署との協議になるといふところの施設といふのは、立体駐車場になっておりまして、こちらの立体駐車場につきましては、都市公園法に定めます立体都市公園制度というものを活用していきたいといふ提案を事業者から受けております。この立体都市公園制度といふのは何かといいますと、その土地の有効活用と都市公園の法律的な整備を図るために、都市公園の区域を立体的に定め、例えばなんですけれども、建築物の屋上部分に都市公園を設置したり、都市公園の地下部分を活用できるようにした制度でございます。この制度を活用しまして、建築物の上に都市公園の広場を設置した場合、広場より下の部分といふのは、今回の場合、その立体駐車場があつて、その立体駐車場の屋上部分に広場を整備すると。そうしたら、その広場の部分より下、広場の部分は都市公園になりますけれども、広場より下の立体駐車場といふのは、公園施設に含まれないといふことで、その建蔽率の基準に入つてこないといふような形になります。ですので、この立体都市公園制度といふのが認められた場合は、この100分の、ここの概要版にあるように100分の6を超えない程度になってくる可能性があるんですけれども、万一、この立体駐車場の部分が、大阪府の建築部署との協議の結果、立体都市公園としては認められないなといふようなことになった場合は、この部分の建築面積といふのが公園施設のところに含まれてくる形になりますので、そういったことの可能性も否定できへんといふことで、今回、その建蔽率のほうを100分の9に改めているといふようなところになっております。あと、それと、すみません。

谷地委員長 用途地域の件。吉田理事。

吉田都市整備部理事 用途地域の変更について、野外ステージの廃止により、用途地域の変更は必要なくなったのではないかとのご質問ですが、用途地域の変更は、昨年度の予算で、作成いたしました用途地域の変更検討書に基づいて、大阪府と協議しています。その中には、野外ステージは廃止となりますが、今後のみさき公園を考えた場合、通常の都市公園の考え方に加え、大阪城公園や泉南ロングパークのように、観光の観点も含めた、集客を期待するような活用をしていくのであれば、今の用途よりも広く捉えられる近隣商業に変更するほうがいいのではないかとご意見もいただいております、この機会に用途地域の変更も進めてまいりたいと考えているところでございます。

1つ目の権利譲渡の禁止のところを少しだけ補足させていただきたいんですけども、ここの説明資料の中に、2行目にP F I事業者が設置管理許可を受け、設置した公園施設ということ的前提条件にしていますので、町としてはあくまでもP F I事業契約者に設置管理許可を出すこととなります。そのうえで、ただし書の部分というのが、P F I事業契約者に設置管理許可を出した施設の一角に複数のテナント事業者が入る想定で追加しているものとなります。具体的に言いますと、ホテルなんかで、ホテルの施設の中にテナント事業者が何者か入るというような想定の中で設置管理許可の中にそういう申請をいただいたら、そこは認めましょうというただし書規定になっていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

谷地委員長 もう1つ、自動二輪、どこに止めますかという質問。吉田理事。

吉田都市整備部理事 自動二輪車の件につきましては、既存の駐車場も野外ステージとともに、廃止されることから既存駐車場というところの削除もしています。事業者の計画では、既存駐車場に代わる新設の立体駐車場を造るという提案を受けていますので、自動二輪車は新設される立体駐車場に対応してもらえるものだと考えております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 いろいろ分かりました。

2つ目にお答えをいただいた建蔽率の特例の上限を100分の6から100分の9に改める。その事情については立体駐車場のことだということで、大阪府の建築部署と協議は、もう始まっているのか、全くこれからなのか、そのあたりを

お聞きしておきたいのと、それから、これはまたさらに100分の9よりさらに増えると、増やさないといけないというような提案が今後出てくるということもあるのでしょうか。

それから、用途地域の変更のことなのですが、野外ステージの廃止というのはいつ頃分かったのか。要は地域変更の議案は、あれが出てきたのはいつだったのかと思い、よく覚えていないのですが、あのとき、野外ステージがメインという印象も持っていなくて、全体として、より幅広い活用を目指して、近隣商業地域にしたいということなのだとということも思っていました。ただ、結構説明の中で、野外ステージがもうだめですということも語られたような印象があるのですよね。そこからすると、その野外ステージを廃止するという計画が用途地域変更の議案の提案のときに分かっていたのかどうか、そこはお聞きしておきたいと思います。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の100分の6から100分の9に変えたことについて、さらに建蔽率の増加をするとか、変更する可能性があるのかというご質問についてお答えします。そもそもこの建蔽率の問題は都市公園法の中でオープンスペースとして利活用する都市公園を造るにあたって、その施設の中に建てる建物については、その面積に一定の制限がありますよということで、施設の用途により100分の10や100分の2を超えてはならないという面積制限が原則になっております。そのうち100分の2の施設に該当する部分について、今の時代に応じて集客も可能とするために、そこを利用する町民はじめ利用者の皆さんの利便性向上などの目的で必要な施設を造る場合は、100分の2を参酌して、必要な率を市町村が条例で定めることが許可されています。それで、前回100分の6とさせていただいたところ。そのときに、他市町では100分の10に設定しているところもありました。

今回、説明させていただいたのが新保課長から100分の9ということですが、この根拠といたしましては、立体駐車場が立体都市公園制度としての適用が認められなかった場合において、100分の8.4ぐらいの数字になる試算をしている中で100分の10としてしまうのではなく、100分の9と厳密に

必要部分の変更をさせていただいております。

そういうことで、法律でいえば、条例で定めれば可能ですけども、やっぱりもともとの都市公園というのが、自然の中で楽しめる空間スペースということでもありますので、あまりむやみやたらに増やしていくことが好ましくないという考え方は持っております、ただし、それが町民の皆さんや利用者の皆さんの利便性の向上につながるような提案があつて、これを必要と認める場合につきましては、また議会の皆さんにその率についてお願いするかもしれないということをご理解いただきたいと思います。

谷地委員長 用途地域の野外ステージの廃止に関して。

吉田都市整備部理事 用途地域の変更につきましては、野外ステージは、建築基準法が施行される前に既にみさき公園にあったもので、建築基準法上の既存不適格建物としての取扱いが現在まで続いており、都市公園法の建ぺい率の制限ではなく、建築基準法による厳しい制限されておりました。この野外ステージを撤去をすることで、建築基準法上の制限が解除されることとなり、本来の都市公園法上の取扱い方になるということです。つきましては、事業者から提案を受けた時点で、その野外ステージが撤去されるという、その時点で大阪府に相談に行ったのが最初です。

その後、事業者の提案を確認したところ、新たな導入施設にも観覧席が設けられることがわかりましたので、今後の活用も踏まえ、都市公園法の建蔽率を考えた場合、実情に応じた建ぺい率を条例化することにより、みさき公園の全体面積34ヘクタールの10%程度となる3万4,000平米ぐらいの建物を建てることができます。事業者の提案ではドームが結構面積を取りますし、今回は、立体駐車場も含めて100分の9で条例化することが適切でなおかつ、用途区域の変更については、ホテルや、コテージ、ドームの中にも観覧席が設けられますことから、近隣商業に変更していくのが今後の提案に則しているということで、このまま用途地域変更の協議を進めてまいりたいというのが我々の意向でございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 1点目の大阪府の建築部署との協議はもう始めているのですかという質問にお答えいただいているのでお答えをいただきたいのと、それから、おっしゃるように、100分の6という建蔽率の特例の上限を現時点ではそうなっているけど、

前はもう少し小さい数字であったと。1回、議会を通したわけですよ。今回さらに提案されているというところで、あまりコロコロ、クルクル変えるというのはどうかというように、この事柄に限りませんけれども、そう私は思いまして、また増やすというのは最初の印象であったわけなのです。

今、説明を聞いて、府との協議の結果どうなるのか分からないということはあっても、最悪の事態に備えて、さらにギリギリのというのか、例えば、区切りよく100分の10にしてもいいのではないかという考え方もあるのか知らないですけれども、計算をすると100分の9にとどめておこうというのは妥当な判断だと思うのですが、1回変えました。そこからさらに変えますというのが、私からすると、致し方ない面はあるのでしょうかけれども、あまりそういうふうに変えないほうがいいでしょうと思ったのと、府との協議、例えば、協議を始めているかどうか後でお答えいただきますが、協議が整ってから提案することとはできないのかと。協議の結果ですね、事業者や長が望んでいる結果になったとしたらですね、わざわざ100分の9に引き上げる必要はないわけなのです。だから、協議が整った上で、やはりだめだったと、上限を増やさないといけないというようになってから提案されるほうがいいかと思うのですが、そこはどうかということも併せて聞いておきたいと思います。

それで、二つ目にお答えいただいた野外ステージのことなのですが、今、時系列が私もよく覚えていないのですが、議案が提案されたときは野外ステージを廃止するという計画であったことは確かですか。はっきりしていますか。どちらが先であったかというのが分からなくて、その事実確認だけさせていただきたいと思います。

それと、説明の中でホテルやドームの中に観覧席みたいなものが含まれてくるだろうからということなのですが、建築基準法でいうところのいわゆる野外ステージは観覧場という位置づけであったと思うのですが、ホテルやドームの中に設けるものが観覧場という建築法上の位置づけのものなのではないかということをお聞きしておきたいと思います。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 大阪府との協議は既に開始をしております。前年度に一度お伺いさせていただいてまして、都市計画局・公園課等の関連部署の担当職員が集まって

私ども都市整備部で出向いてご相談に行っております。そこで、公園計画が確定したら用途地域の変更検討書等とともに提出して、再び協議に臨むようにということでは、その間も大阪府の当初予算要望の際には、みさき公園についてのご協力をお願いして、大阪府も協力関係をもって我々のことを気にしていただきながらご指導いただいているというところでございます。

その中で、用途地域の変更のことについては、先ほどご質問のあった提案内容について相談をさせていただいている中で、これもホテルでテラスに出て動物を観覧できるような造り込みをするようなご提案であれば、そこは観覧場に当たる可能性があるので、これからの活用も踏まえて用途地域を変更していくほうが、よりいいんじゃないかということでございます。

建蔽率の100分の9を協議が整ってから変更するのも一つの手じゃないかというところでもありますけども、おっしゃられるとおりであると思います。どちらにするかという判断になってくるかと思いますが、今回は立体駐車場の件だけではなくて、事業者からの実際の契約後に実施設計・基本計画に入的过程中で、面積が提案されている内容よりも変更となる可能性もありますので、そういったことにも対応するためには、今6%の範囲内では、ドームがあるので、ギリギリの範囲になってきているところがあります。そういう意味でも余力を残しておき、円滑に事業が進められることができるよう、今のこの機会に変更しておきたいというのが町の意向であります。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 大阪府との協議、建蔽率の特例の上限についてですが、既に一度協議をなさったということですが、その後もいろいろ連絡を取り合いながらということでは、大阪府も協力的だということをお聞きしましたけれども、感触としてはどうですか。

さきほど言った立体駐車場以外もあるというのはまた言いはるので、100分のどれぐらいになっていくのかというのは分かりませんが、立体駐車場が敷地面積というところでは一番不安視される場所だろうと思うのです。そのあたりで大阪府と協議をしていて、どういう出口になりそうかという感触はいかがかお聞きしたいということと、二つ目のことでお聞きしたのは、用途地域変更の議会への提案時に野外ステージを廃止するという事業者の計画は明らかになってきたのか、タイミングの問題で、お聞きしたいのはそこだけなのです。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

立体駐車場の件で大阪府にご相談させていただいている感触ということですが、立体駐車場については建築基準法上の建築物であることは間違いありません。それが都市公園法でいう施設の建築面積に含める必要がある建築物かどうかというところの、立体都市公園制度について聞きに行きました。都市公園法ですから、都市公園として有効な活用になってどうかというところが視点になっているようで、みさき公園は駅前のレベルに合わせた広がりを持たせるようにするんだったら、立体都市公園制度として適用は可能という感触はいただいています。広場下の駐車場部分については、都市公園法でいう建築面積には含めないでいいかもしれないなというところは思っていますけども、一担当者のお話ですので、正式に決定してもらう必要があります、そこは含みを置いてるところになります。結果として、それで収まってくる場合もあるということをご理解いただきたいと思います。

谷地委員長 もう一つはタイミングです。野外ステージが廃止されると分かったのが、用途地域変更の議案とされたタイミングとどちらが先か。

吉田都市整備部理事 議会に予算を提案させていただいたのは、たしか令和2年の12月の議会だったと思うんです。補正予算で、それを結局繰り越させていただいて、3年の予算で検討書というのを作らせていただきました。そして、新たな令和4年度予算で変更のために必要な予算をさらに当初予算で計上させていただいているところです。令和2年12月の時点では取壊しは決まっていなかったと思います。

令和3年5月に再募集をかけて提案をいただいていますので、町としては、その当初の考え方は南海が設置していた野外ステージの制限がかかっているということについて、早く解消しなければならないんじゃないかということで協議をしながら、提案をいただいても大丈夫なように、用途地域を変更しておくほうがいいんじゃないかというような考え方があったかと思うんです。

谷地委員長 中口副町長。

中口副町長 今、吉田のほうから言うた令和2年の協議の中で、その当時、PT会議、今でも持ってるんですけども、南海から引き取るに当たって、残す施設、残さない施設のPTの会議でやりました。それで、当初、観覧席を住民コンサートホール

とかに使えるんじゃないかということで、残す方向で確定したんですけども、あの裏側に控室とか準備室がありまして、その辺をその後、担当のほうで調査した結果、残すには危険建物というか、控室もできない状況があるということで、最終どうするかということで変更になった経緯があるということをしてPTの座長として報告させていただきます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 今の中口副町長のお話ですと、残すつもりであったけれども、最終的に残さない施設という位置づけに変えたということですか。なるほど、そうだったのですね。

谷地委員長 中口副町長。

中口副町長 ちょっと補足させていただきますと、最終的に、今、中原委員から再度言われたように、残す施設から残さない施設になったんですけども、ついこの間ですけども、今、開放している中で、先般、その席のところで一部住民がけがされたという事案も出ましたので。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。竹原委員。

竹原委員 岬町立みさき公園条例の一部を改正する条例案で、みさき公園の駐車場の既存の分のことに関して記載がありますが、現状、駐車場として使われている町民の方並びに和歌山からとか多数おられると思うのですが、影響があると思われませんが、どのように考えられているのかと、この条例が施行されてからどのように持っていこうとしているのかだけ確認させていただこうと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 竹原委員のご質問にお答えいたします。

駐車場ですけれども、令和4年度から定期券利用のほうを廃止しておりまして、それまででしたら定期券利用の方に一定ご利用いただいて、駐車場を活用いただいていたんですけども、現状、私どもも日常見回り等もしておりまして、確認しておる中では、定期券利用があったときに比べて利用の台数というのは非常に減っておるといところもありまして、今後新たなみさき公園の整備のほうにかかっていくわけですけれども、民間の駐車場も近隣にはございますので、その部分の影響というのはそんなに大きなものではないのかなというふうに考えております。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 現状でもドッグランを使ったりするのに800円払って入ってくる方がいるのかと、そういう方がいつまでというのですかね、どのような計画になっているのかと、ご答弁をお願いします。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 先ほどの竹原委員のご質問ですけれども、今回、公園計画が確定して、事業契約を締結した後に事業者のほうで基本設計から実施設計に入っていくと、そういった中で具体的な整備スケジュールが見えてくるかと思えます。

それで、今回の計画ですけれども、恐らくなんですけれども、整備工事が始まると、今、先行開園している公園部分というのは、恐らく全て閉鎖した上で工事に着手していただくような形になってくると思ひまして、例えば、先ほどご質問にあったような、ドッグランの部分だけ開けて、ほかの部分を開めてるとか、そういったことというのは恐らくないのかなというふうに考えておりましたけれども、そういった部分も含めて、今後、事業者との協議の中、今現在利用いただいている住民はじめ利用者の皆様のそういった部分は十分配慮しながら進めていきたいというふうには考えております。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 新旧対照表の中でお尋ねいたします。

中でというか、議案の中身が新旧対照表になっているだけなのだけれど、3ページ目の協議会のことなのですが、改めて今回、条例の中に協議会の設置という項目を追加して入れるということも提案の一つでありますので、お尋ねしますが、これはいつ頃から設置する考えなのか。過去にも尋ねられておりましたけれども、今回改めてお聞きします。

それから、その協議会の構成員ですが、観光及び商工関係団体を代表する者、これは(5)にあります、これは1人を指すのか、複数人を指すのか、どういうイメージでここに記述されていると理解していいのかお聞きしたいということと、それから、(7)公園利用者の利用の向上に資する活動を行う者など、このイメージがうまくできませんので、(7)については、例えばどういう方を想定しているのかということをお聞きしたいと思ひます。

それから、4ページの規則で定めるという記述がありますので、まだ、恐らく

規則は整っていないのではなかろうかと思いますが、まとまった段階でご配付いただけるかお聞きします。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、協議会はいつぐらいから設置されるかというお話ですけれども、こちらの構成員にはいろんな方が含まれていますし、公園施設の設置または管理許可を受けた者ということで、事業者とかも含まれておりますので、こういった関係団体等と調整しながら、公園整備に必要な時期、こういった意見を聞きながら進めていく必要があると思いますので、今後調整しながら時期は決めていきたいと考えております。

それで、2点目の観光及び商工関係団体を代表する者のところですが、こちらにつきましては、今回の公園というのは、町の観光でありますとか、もちろん商工業、こういったところに深く関連してくるところでありますので、これはお一人というわけではなくて、観光とか、商工とか、そういったところを代表する方というのを選任していくようなイメージになるのかなと考えております。

それと、(7)の部分なんですけれども、実際に具体的にどういう人かというところ、なかなか難しいところはあるんですけれども、(1)から(6)の中で限定列挙されていますので、それ以外で公園の活動に対して、これはあくまで利用者の利便性の向上を協議するための団体ですので、できるだけ幅広く読めるように、そうそう活動されている方にも加わっていただく必要があるようでしたら、そういった方に入っていただいて、協議会のほうを構成していくようなイメージになるのかなというふうに考えております。

あと、規則で定めるところの内容ですが、これにつきましては、条例で定めている内容というのは、あくまでも設置について必要最低限の内容になっておりますので、ほかの町の規則とかもありますけれども、そういったような内容も参考にしながら、協議会を設置して運営していくに当たり必要な事項をその中で定めていきたいなというふうに考えております。

谷地委員長 きりのいいところで暫時休憩を挟みたいと思いますけれど、中原委員、あと、質問はどれぐらいかかるのですかね。中原委員。

中原委員 最後に答えていただいた規則のことで言いますが、整ってから配付してもらえ

るのですかというのが私の質問です。だから、たくさんいろいろお答えいただいたのだけれど、時間が長くなっていて、お疲れの方も出てきていますので、聞かれていることにストレートにお答えいただければ時間は短くて済むのではないのかと思っています。

もう一度お尋ねしますが、規則は整えば配付していただけるのか、お答えいただきたいということと、それから、協議会の設置の時期は、全然分からないのですが、かなり先と考えるべきなのか、整備工事を行っている最中ということイメージしたらいいのか、そのあたりもう少し時期についてお考えがあれば。全く今、考えはありませんでしたらそれでも結構ですので、お答えいただけたらいいと思います。それから、協議会の構成員ですね、全体は何人ぐらいをお考えなのか、それも併せてお聞きしておきたいと思います。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 規則の設置時期のことですが、先に申し上げましたとおり、事業契約後は、基本設計など設計業務に入るとのことですので、それが恐らく今年度内はかかるだろうということですので、その時期を見据えながら、来年度当初ぐらいから予算をお願いしたいというふうに考えているところで、人数については10人前後だと思いますけれども、正確な数字については今のところは必要な方に入ってくださいということでご理解いただけたらお願いします。

谷地委員長 また、規則の配付は。

吉田都市整備部理事 規則は出来上がり次第、また配付させていただくようにいたします。

谷地委員長 ほかに、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

中原委員 賛成はしません。発言していいですか。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 私は石橋をたたいて渡るので、一つ言うと、先ほどの100分の6から100分の9、特例の上限は結論を待ってから引き上げてもいいのではないかという思いもありますし、やはりいまだに公園全体の出来上がりがどのようになるのかよ

く分からないということもありますので、今の時点では賛成しかねると考えるものであります。

谷地委員長 瀧見委員

瀧見委員 ただいまのみさき公園条例の一部を改正する条例案、賛成の立場で討論させていただきます。審議を聞かせていただいたところ、やはり事業者あつての内容を事業者と協議しながらまとめていただいて、町の判断だけではなくて大阪府なりと協議しながら進めているということが明らかになって、今後30年の契約を見据えて整えおくべきことをしっかりとまとめていただいていると理解しましたので、賛成とさせていただきます。

谷地委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第47号、岬町立みさき公園条例の一部改正について原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

谷地委員長 挙手多数であります。

よって、議案第47号は、本委員会において可決されました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷地委員長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

再開は15時10分からとします。

(午後 3時02分)

(午後 3時10分)

谷地委員長 それでは、会議を再開します。

認定第1号「令和3年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略し

たいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷地委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の5ページから10ページをご覧ください。

それでは、質疑ございませんか。反保委員。

反保委員 2点お聞きいたします。

まず、1点目、6ページ、空家対策総合支援事業補助金、この総合支援事業とはどういった支援をされるのかお聞きしたいと思います。

それから、もう1点は、9ページの中ほどにレンタサイクル利用料4万500円とありますが、これは今、岬町観光という人をたくさん集まるような企画がなされていると思うのですけれども、レンタサイクル、そういった方向から見ていくと、収入が4万500円というのは少ないと感じるのですけれども、レンタサイクルの置き場所というのですか、利用場所は岬町に今、何か所あるのか、その辺をお聞きしたいと思います。以上2点、よろしくお願いします。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 反保委員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の空家対策総合支援事業補助金について、どういった事業かというところのご質問だったかと思えます。

内容としましては、岬町の中にあります不良空家等の除却に対する補助金というものを出しているんですが、その補助金の事業になります。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 反保委員の2点目のご質問にお答えいたします。

レンタサイクルなんですけれども、こちらの設置場所は、深日港にございます「さるぼるた」になっております。こちらのほうで貸出しを行っておりまして、1回当たり500円となっております。昨年が81件の実績がございましたので、4万500円という形になっております。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、一時に比べて減少はしておるんですけれども、一番低かった令和2年度に比べたら若干回復基調にはございまして、今後また深日洲本ライナーもございまして、よ

り多くの方にご利用いただければなというふうに考えております。

箇所数は1か所でございます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 委員会資料の5ページで、住宅使用料についてお聞きします。

町営住宅使用料等住宅共益費というものがもう少し下にあるのですが、それぞれ予算として組んでいた金額よりも大きな金額になっています。その要因を教えてくださいたいと思います。

それから、町営住宅使用料に関してもう少しお聞きしますが、これは不納欠損も記載されております。滞納分についても不納欠損額が記載されておりますが、これは債権を放棄したという意味で受け取っていないのか、お聞きします。

それから、同じページの節3の河川使用料の電柱敷等使用料とありまして、これはどこの電柱敷等になるのか、町内にたくさんあるものを指すのか、お聞きしたいのと、どうしてそういうことを聞くかという、予算のときよりも調定額が大きくなっているのか、何か要因があるのかと思ってお尋ねするものです。それについてもお答えください。

それから、その下の節4都市計画使用料なのですが、公園使用料（駐車場）ということで、ここに金額が記載されてありまして、その内訳ごとの金額を念のためお聞きしておきたいと思います。

以前お聞きしたときは3種類の構成になっているというか、お金を足し合わせて調定額を出しているのかというように思っているのですが、そのあたりについてもう少し詳細をお聞きしたいと思います。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目、町営住宅使用料と住宅共益費の費用について予算から金額が上がっているという件なんです、まず、町営住宅使用料につきましては、入居者の動きがありまして、その分と、入居者の収入等に応じて若干の変動がありますので、その部分になろうかと思えます。

共益費について、上がっている部分につきましては、共益費の減免対象者の変動という部分がありますのと、コミュニティルーム使用をいただいたので、それに伴って共益費を徴収させていただいた分も一部含まれているところがあるかと

思います。

それと、3点目、不納欠損額につきまして、こちらの方は住宅使用料と滞納分を合わせて、両方とも債権放棄の分ですかというご質問については、議会の方に報告させていただいていますとおり、債権放棄の分になります。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 中原委員の河川使用料の電柱敷等使用料のご質問についてお答えします。

まず、場所のほうなんですけれども、岬町内各所の青線水路敷に建っている電柱の使用料になります。当初予算より増えている分につきましては、申請を忘れていたものがありまして、その分につきまして訴求して請求したために歳入が増えております。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 公園使用料の内訳についてご説明いたします。

こちらは3点ございまして、まず、1点目が、みさき公園駅のロータリー部分にある駅前自動車専用停留所の使用料でして、3事業者から使用料が64万8,000円となっております。次に、公園駐車場の定期券利用者からの使用料が156万2,000円となっております。最後に、公園駐車場の一時利用者からの使用料、こちらのほうが108万4,000円となっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 町営住宅の共益費についてももう少しお聞きします。

コミュニティルームの分も増えている要因の一つかとお聞きしたのですが、それはコミュニティルームを使用したら利用料が発生するので、その分が増えた要因だという意味でしょうか。

それから、河川使用料の電柱敷等使用料のことなのですが、これは予算のときは9万6,000円と書いていたと思います。それが調定額としては27万何がしということで、これは今回初めて気がついたというか、過年度分も含まれているということがあるのでしょうか。

それと、聞くのが恥ずかしいのですけれども、私は、青線という言葉がよく分かりませんので、説明してもらえますか。これまでも青線とか赤線とか聞いたことがあるのだけれど、聞いたときしか理解していないのかな。忘れてすみません、

この機会に教えてください。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 共益費の分についてお答えさせていただきます。コミュニティルーム使用増に伴ってというところですが、コミュニティルームが令和3年度については、団体の方が使用されていますので、使用に伴って団体の方にも空調使用料等は徴収はしているのですが、全てそれで賄えている状態ではありませんので、住民の方々も参加している中で共益費として徴収している状況にあります。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 中原委員のご質問にお答えします。まず、当初予算よりも増えているのは、占有者のほうが申請を忘れていた分につきまして訴求していただき、その分が決算では増えているという形になっております。

次に、青線水路ですけども、法定外公共物というもので、国から移管を受けたものになるんですけども、法定外公共物には青線、赤線というのがありまして、いわゆる里道水路というものになります。里道というのは、昔から公図とかで記載されております昔からの道になりまして、「さとみち」と書いて里道と言います。青線と私、言ったのは、すみません、正式には水路敷、構図では青く塗られている水路敷になるんですけども、昔からある水路になりまして、それが今回の河川使用料の電柱敷等使用料のところで占用料としていただいております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 コミュニティルームについてももう少しお聞きするのですが、これは一つは、利用料をどのように定めているのかお聞きしたいということと、それから、さきほど利用料だけでは賄い切れないので、住民にも負担していただいているということをお聞きしたと思うのですが、ということは、使っていない人にも、要は共益費の中に丸めてコミュニティルームを維持するためのお金を負担していただいていると、そういう意味ですか。詳しく説明をいただきたいと思います。

それから、河川使用料なのですが、先ほどお聞きしたような事業はあるもののですか。どちらがどうなのだろうね。申請漏れが原因なのですね。町が気がついていなくて、請求するのを忘れていたというわけではないわけですね。分かりました。それはそれで結構です。

コミュニティルームのことをお聞かせください。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 共益費、コミュニティルームの件でお答えさせていただきます。

ちょっと言葉が足らなかったかなとは思いますが、コミュニティルームを団体の方に今、使っていただいております。使用に当たっては、コミュニティルーム利用として行政財産使用として申請をいただいて、行政財産使用許可というところで許可して使用していただいております。部屋の使用については、住民のためになるような活動等をしておりますので、使用料としては無料という扱いで、徴収はいたしておりません。

ただ、団体のほうが利用するに当たって、電気や空調等を使われる部分がある中で、空調についてはコインタイマーで設置しておりますので、そちらで使用料なり払っていただいております。電気等については、共益費のほうから支出する形にはなっております。共益費というところにつきましては、住民の皆さんで負担していただいておりますので、コミュニティルームに参加されている方、されてない方もいらっしゃるかなとは思いますが、そちらについては団地全体として徴収している状況になります。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 了解いたしました。

同じページの下から四つ目と下から三つ目なのですが、観光使用料と農業使用料ということで、無線基地局設置使用料と電柱敷等使用料が設けられていて、金額は非常に小さなものとなっているのですけれども、これは何なのかお聞きしたいと思います。なぜ聞くのかは予算のときに見受けられなかったからです。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、観光使用料の無線基地局設置使用料ですけれども、こちらにつきましては、道の駅みさきに携帯電話の無線基地局を設置しております。その使用料となっております。そして、農業使用料の電柱敷使用料ですけれども、町内のため池敷地内に電柱がございまして、その占用使用料となっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 今の電柱敷等使用料のため池の敷地内ということですが、これはこれまでもずっと予算書に載っていたのかな。私の見間違いかしら。新たに新設したとか、そ

うということでしょうか。どこのため池の電柱なのか。この機会なのでお聞きできたらと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらですけれども、令和3年度からになっておりまして、池の位置ですけれども、美化センターのところの池になっております。令和3年度からということをお願いいたします。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 委員会資料6ページの、これも予算のときにありましたが、決算で出ていないと思われるものがあるのでお尋ねしますが、空き家対策総合支援事業補助金というのが、さきほど質問が出たものとは違い、もう一つあったのですね。それは15万円という歳入の中では予算計上されていたのですが、それがここに記載がないということは、その事業はなさらなかったと理解をしいのか、お聞きしたいというのが一つです。

それから、下から二つ目の社会資本整備総合交付金道路整備等ということで、これは補正予算か何かで以前提案いただいていたものであったのか、これは何であったのか理解できないものですから、これまで聞いていたら申し訳ないのだけれど、教えていただきたいと思います。

それから、次の7ページの上から三つ目、総合相談事業交付金の歳入がありますが、調定額が予算よりは少し低い状況になっています。その理由と、それからこれは資料請求をこの場でしておきたいと思いますが、この総合相談事業に関わり、この予算を使つての相談の実績を後ほどで結構ですので、書面でご提出いただければと思います。

谷地委員長 岩田副理事。

岩田総務部副理事 中原委員の質問にお答えいたします。空家対策総合支援事業補助金の中で、企画地方創生分といたしまして、空家の利活用分のいわゆるリノベーションの補助金というのがございました。その分につきまして、当初1軒の予定がございましたが、最終的に申請がございませんでしたので、歳入がないという状況でございます。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 中原委員のご質問にお答えします。

6 ページ、下から 2 番目の土木費国庫補助金、道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金道路整備等ですが、こちらは西畑線整備事業の令和 2 年から令和 3 年に繰り越した分の交付金になります。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらの前年度から総合相談事業交付金の額が減っている部分ですけれども、こちらにつきましては、前年度よりも基本割の額が若干減っておりまして、この分によって若干予算要求額が減っておるといような形になっております。

谷地委員長 あと、資料請求の実績の資料。

新保産業観光促進課長 実績の資料のほうはまた提出させていただきますので、よろしくお願いたします。

谷地委員長 出口委員。

出口委員 何点かほかの方が聞かれましたので、1 点だけお聞きします。

私、毎回お聞きしておりますけれども、5 ページの節の住宅使用料で町営住宅使用料の不納欠損額が 1 2 万 7 2 0 円、収入未済額が 1 万 6, 7 0 0 円と、町営住宅使用料の滞納分の収入額が 4 0 万 5 0 0 円、そして不納欠損額が 4 4 万 3, 4 6 3 円、収入未済額が 1 1 8 万 8, 3 2 0 円、こういう形で記載されているのですが、この詳細を教えてくださいたいのと、それと、今後の収入未済額の場合はどういう回収方法を取るのか、その辺を件数ともども詳細をお教え願えますか。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 ご質問にお答えさせていただきます。

町営住宅使用料・滞納分などの不納欠損額、収入未済額等の記載につきまして、まず、町営住宅使用料不納欠損額の 1 2 万 7 2 0 円については、1 件 1 人の不納欠損となっております。それと、滞納分の同じく不納欠損につきましては、3 件 3 人分となっております。それと、あと収入未済額としまして、町営住宅使用料として 1 万 6, 7 0 0 円につきましては 1 人 1 件分となっております。同じく、滞納分 1 1 8 万 8, 3 2 0 円につきましては、4 人分の 4 件となっております。

それと、あと収入未済につきまして、回収等というところですが、こちらの方は滞納している方などについて個別に文書を送付させていただいて、収入をしていただくようにというところで指導させていただいているのと、個別に訪問等を

させていただいて、収納していただくようにというところで今現在も行っておりますし、今後も引き続き行っていく予定になっています。

谷地委員長 出口委員。

出口委員 不納欠損額ですけれども、12万720円と44万3,463円、これは多分10年ほど前から滞納があつて不納欠損に陥ったのかと思うのですけれども、その辺はどうですか。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 出口委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの不納欠損につきましては、年数としては、1人の方はちょっと前からなる時代のところはあるんですが、その他の方につきましては、この1年とか2年とかいう間の中での滞納などの不納欠損処理ということになるかと思いません。これについては、議会の方にも報告はさせていただいている状況にはあります。

谷地委員長 出口委員。

出口委員 今お聞きしましたら、多分、コロナの関係で収入が減になったとか、そういう形の中で、この1年の間にこのような不納欠損が出たということによろしいですか。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 お答えさせていただきます。コロナの関係というところでは直接はないのかなとは思いますが、複数の方がいらっしゃいますので、不納欠損になった理由というのは、いろいろあるところではありますが、何点か言いますと、まず、自己破産がなされて、免責が決定した方がいらっしゃるといところと、その他については、単身者の方でお亡くなりになられてというところと、あとは相続人の方等が債権の放棄をされたとか、そういうような内容の方にはなろうと思います。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 2点お聞きします。

委員会資料8ページの中ほどの財産収入で単純な質問ですが、土地貸付収入750万4,500円とあるのですが、これはどこの貸付けだったのでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 奥野委員のご質問にお答えいたします。こちらの土地貸付収入につきましては、みさき公園のコンビニの部分の土地貸付収入になっております。セブンイレブンの土地の貸付収入になります。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 もう1点、次のページの9ページの諸収入の中ほどの道の駅みさき納付金471万9千何がしと上がっていますが、令和3年度もたくさん納付いただいて、大変ありがたいですけれども、参考に、売上げの金額とか教えていただけるのであれば、総売上げですね、その利益の何%かだと思っておりますが、このパーセントも参考に教えていただきたいのと、令和元年、令和2年の納付金の金額も参考に教えてください。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 奥野委員のご質問にお答えいたします。道の駅みさきからの納付金につきましては、まず、収入があって、その収入から仕入れや人件費、光熱水費等の支出を引いた金額の8%という形で算出しております。それで、こちらにつきましては、この決算書のほうにありますとおり、471万9,000円になっていると思うんですけど、この内訳ですけども、収入が7億4,562万5,278円でございます、そこから支出であります6億8,666万5,912円を差し引きますと5,899万9,366円になりまして、この額の8%ということで、この471万9,000円という額を算出しております。

参考までに、令和2年度と令和元年度の納付額ですけども、令和2年度に納付された額が388万919円で、令和元年度に納付された額が264万7,762円となっております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 年々、町に納付金が増えるということは、それだけ売上げも上がっているということでございますので、どんどんお買い上げいただきたいと思っております。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員長 委員会資料の8ページの下から3段目の海釣り公園管理基金繰入金についてお尋ねします。

当初予定していた金額に達していないようなのですが、運営状況によるものなのか、事情をお聞きしておきたいのと、一定の計画に基づいてこの基金が積み立

てて、長期的な収入も含めて修繕等に充てていくというようなこともありますから、その計画が狂うということにならないのかどうか、そのあたりについてもお聞きしておきたいと思います。

それから、委員会資料9ページの真ん中あたりにマスコットキャラクターグッズ売払収入というのがあります。これは予算額のときは129万4,000円と記載されていたと思いますが、調定額としては32万何がしというところで、このあたりの事情をお聞きしたいのと、2021年度に新しいグッズを検討しているというようなことも予算審査のときに言及がありましたので、そのあたりについても状況をお聞きしておきたいと思います。

それから、その下の道の駅みさきの納付金に関わってお尋ねするのですが、この道の駅みさきの納付金については、運営をいただいている事業者からの納付金ということになると思うのですが、それぞれの商品を持ち込んでいる人ですね、生産者といいますか、その方にとっての納付金といったら変なのですが、事業者に一定割合でお支払いされていると思うのですが、支払う手数料というのかな、そのあたりでいろいろ、これは聞こえてくる声でですね、その手数料の見直しを求める声などがあったりしますけれども、何か対応とか変更するとか、そういった動きがあったのか、今後そういうことを考えているのか、そのあたりについても参考までにお聞きしたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 まず、1点目の繰入金のお話なんですけども、この繰入金というのは、内訳ですけども、これは町が実施した道の駅の修繕工事とか、工事設計委託料とか、そういう工事の費用に対する繰入金になっておりまして、その総額が584万500円というふうになっております。

それとマスコットキャラクターグッズの関係でございますけれども、令和3年度の実績ですけれども、グッズのほうが合計263点売れてまして、最も多い内容というのがパーカーになっております。パーカーが大体3,000円程度のものでございますけれども、これが60個程度売れてまして、あと、缶バッジとかフェイスタオルとか、そういった数百円台のものがありまして、そういったものの合計がこの32万8,530円というような形になっております。

新しいグッズの内容ですけれども、そちらにつきましては、今年度、ぬいぐる

みみたいなものも作ったりしていたように思うので、今まであったデザインとか、たしか最近でありましたら手拭いとかも新たに作っておったと思いますので、そういうものをマスコットキャラクターのデザインを活用しながら展開していつて、岬町のPRといえますか、そういったところにつなげていきたいなというふうに考えておるところでございます。道の駅の質問のところですけども、ちょっと確認させていただきたいんです。すみません。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 道の駅の件は私が出店者だとします。それで、作ったものを売りたいから持っていくのですが、売れたらいくらかアプラスに渡します。その渡す金額の割合の見直しを求めるような声が数が多いわけではないのですが、聞いたことがあるのです。私は別にそれを見直すべきだとか、そういう立場では今のところはないのですが、それについて何か検討を加えたりとか、そういったことがあるのかと、そういう質問でした。意味を分かってもらえました。

それと、ついでに聞くといったら何なのですが、マスコットキャラクターグッズ、私はみさっきーのイラストはすごく好きなのです。それで、いろんなグッズが欲しいのですが、1個しか持っていないのですけれど、手拭いとか、そういう新しいグッズがあれば広報委員会で議会クイズに答えてくれて、抽選でみさっきーグッズをあげているのですよ。私、そこに新しいものが出たら入れたらどうかというのを今、聞いていて思いましたので、また、活用できそうな新しいものがあれば、ぜひご紹介いただきたいと。今でなくて構いませんので、また機会があれば教えてほしいなど、景品に取り入れていったらどうかと思いましたが、また、ぜひ教えてほしいと思います。

それと、もう1点聞いてもいいですか。

今のキャラクターグッズの三つ下、海釣り公園納付金、私が聞くべきはこのことだと思いましたが。施設整備費として500万円、入場料金の7%という設定で、入場料の7%というのは私は反対しましたが、引下げられたという経緯がありました。計画に基づいて海釣り公園の納付金というのを毎年頂いているわけですね。それが予算よりも少ない額になっているので、その事情とか、あとはさきほど聞いていたけど、その施設整備の積立をしていますが、そこに影響が出ないかと思って質問いたします。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。まず、1点目の道の駅の関係ですけれども、こちらにつきましては、特産品に商品を購入していただいている方ですけれども、15%の手数料を頂いておるような形になっております。

こちらのほうにつきましては、私どものほうも道の駅の指定管理者と協議する中で、利用者の方から、そういうものについていろんなお声をお伺いしているというようなことは聞き及んでおります。ただ、道の駅の指定管理者につきましては、事業者として一定の利益を出しながら事業を継続していく必要がございますので、そういったところは緊密にコミュニケーションを図りながら、利用者からのご意見というのでも聞きつつ、実際の声を聞いてですね、そういった声が多量に多い場合はまたいろいろ協議を進めていく必要もあろうかなと思いますけれども、現状では、現在の形で多くのお客様にも来ていただいておりますし、円滑な運営が図られておるのかなというところもございますので、そういったお声もあるということは十分頭の中に入れながら、今後、指定管理者のほうと連携してコミュニケーションしていきたいなというふうに考えております。

それで、2点目のマスコットキャラクターグッズの新しいもののご紹介につきましては、やはり岬町のことを知っていただくためのグッズとしてマスコットキャラクターグッズを作っておりますので、ぜひ、議会の広報の関係でも活用いただければと思っておりますので、また改めて紹介のほうをさせていただきます。

それと、海釣り公園の納付金の件でございますけれども、令和3年度につきましては634万5,827円が納付されております。

この内訳につきましては、令和2年度分の施設修繕負担金の残額250万円と令和2年度利用料金のうち284万5,827円、それと令和3年度の施設修繕負担金の100万円というのが内訳になっております。それで、令和2年度から分割納付した分が大半を占めておまして、令和3年度分につきましては、令和4年度、今年度に分割してまた納入していただくということで、今月、「とっとパーク」のほうから200万円納入していただけるというふうに聞いております。

このような形で分割納付して、今現在は、令和2年度分までは納めていただいておりますけれども、令和3年度分は現在分割して納付中ということで、やはりこれっていうのは新型コロナウイルス感染症の影響というのが非常に大きいとい

うのが指定管理者、担当課である私ども双方の認識でございまして、毎年報告させていただいております「とっとパーク」の利用状況ですね、こちらにつきましても、令和元年度から非常に落ち込みが始まりまして、令和2年度とかというのは非常に厳しい状況、令和3年度も若干回復基調にあったけども、厳しい状況が続いておって、「とっとパーク」としてもいろんな経営改善策というのを模索しながら取り組んでいただいておりますが、やっぱり新型コロナの影響というので厳しい状況が続いております。そういったところは緊密に連携しながら、私どもとしても経営改善策というのも十分検討していただくようお願いしながら、なんとか円滑に運営していただいて、コロナ前のような形で納付金を納めていただけるような状況に一日も早くなっていくように努力していきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 今、海釣り経営状況についてお聞きしました。大変な中、納付金を納めてくださっているのだということをお聞きしまして、コロナの影響もありますが、いろんな物価が高騰しているという問題、水光熱費とか、そういうこともあるので、これは海釣り公園のみに関わることはありませんが、やはり町内事業者という観点から何らかの対策ですね、固定費そのものが上がっていくというか、そういう部分があるので、必要であれば、そういう財政的な援助についても、ここだけではありませんけれども、考えたらどうなのかと思いました。

最後の10ページなのですが、10ページの一番上の光熱水費求償費というのが何か教えていただきたいと思うのと、その二つ下のいきいきパークみさきのシャワーの利用料と建物罹災共済保険金、今、言った三つの説明をいただきたいというか、いきいきパークみさきのシャワーの利用料というのは予算のときには特に入ってくる予定はなかったのかと思って見ていたのですが、決算には出ていたので、事情があればお聞きしたいと思います。

それから、昨年度の途中から過疎債を利用するようになっていたりして、いろいろ付け替えというか、振り替えというか、そういうことがこの一番下の町債のところを見ていて、そういうふうにしたのだと思って見ているのですが、この町債でもともとこういう予定であったのだけれど、これは過疎債に変えましたとか、その辺の全体像があればお聞きしておきたいと思います。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 中原委員のご質問にお答えします。光熱水費求償金ですけども、これは電気代になるのですけども、岬町が一部負担しております谷川水門で令和3年度に大阪港湾局の発注による谷川港排水施設電気設備改良工事というのが実施されております。その際に施工業者が谷川水門の建物の中に現場事務所を設置しまして、その現場事務所で使った電気代を業者より岬町のほうに納めていただいたものであります。

谷地委員長 岩田副理事。

岩田総務部副理事 中原委員の質問にお答えいたします。

いきいきパークみさきシャワー利用料につきましては、5分間で100円の利用料を取ってございます。それが令和3年度につきましては18回の利用がございました。これにつきましては、当初予算の要求時に項目のほうを設定してございませんでした。その分をゼロから1,800円という形で掲載させていただいております。

それから、もう1点ですが、建物罹災共済保険金でございますが、こちらにつきましては、いきいきパークみさき実りの森の子ども用遊具のシールド破損による建物共済保険金の収入でございます。

谷地委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 中原委員の最後の質問の過疎債の考え方について、財政のほうからご答弁をさせていただきます。令和3年度予算編成の時点では、過疎債の適用を想定しておりませんでした。過疎債の地域指定が令和3年4月ということなので、今回の決算書の表記から過疎対策事業債を適用する部分については括弧書きで（過疎対策）と表記をさせていただいたものでございます。

適用の考え方は、岬町が策定しました市町村計画に位置づけられた過疎対策の中で、説明のできるものについては過疎債を適用したいということでございます。御存じのとおり、過疎対策事業債につきましては交付税の算入が70%と、とても手厚い財政支援制度になってございます。

今回の決算では、資料の10ページを見ていただきますと、過疎対策が適用される部分については（過疎対策）と括弧書きをさせていただいております。一方、過疎対策の位置づけが難しいというものについては過疎対策の表記がございませ

ん。

町道整備事業債については、ご覧のとおり、括弧書きのあるものとないものがございます。過疎対策の括弧書きのあるものについては、西畑線、美化センター線、池谷向出連絡線などがございます。道路の考え方といたしましては、当該地域を通過して幹線道路に抜けることができるとか、あるいは当該地域から公共施設への通行ができるといった位置づけとなっている部分については一定の説明ができると。しかし、括弧書きのないものについては、中身が中孝子地区の路肩の改修でございます、これは単なる路肩の改修にとどまるという事業ということから、それは難しいではないかということでございます。このあたりについては大阪府と調整・相談させていただいた上で対応させていただいているということになってございます。

そして、一番下の目が51番の土木債の町道整備事業債については、中身は西畑線でございますけれども、これについては令和2年度から令和3年度に繰り越した事業でございます。前年度の事業ということで、過疎債の対象にはならないということでございます。財政としては財政負担を考え、最大限有利な起債を取りにいきたいと考えた結果でございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 過疎債を有効に活用してということはよく分かりました。もともと予定していただいた事業が増えたということではなくて、もともとは過疎債を使う予定ではなく、考えていたものを過疎債で当てはまるとか考えられるものはこちらでというふうに振り分けたと考えたらいいですかね。

谷地委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 中原委員のご指摘のとおりでございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 さきにお答えいただいていた建物罹災共済保険金なのですが、実りの森のシールド破損というようにおっしゃった。何か事故とかあったのですか。それとも風がきつくてとか、自然現象によるものなのか、念のため聞いておきたいと思えます。

谷地委員長 岩田副理事。

岩田総務部副理事 中原委員の質問にお答えいたします。

シールド破損につきましては、強風による劣化でございます。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 関連で、中原委員が質問していただいた、相馬部長が答えていただいた町債の件でございますが、過疎対策ということで、事業委員会に付託されているのがこの2点で、合計2,660万円、そのうちの交付税といたら70%で返ってくるのかと思っております、予算書全体を見るとですね、全部合わせたら1億5,000万円ぐらいあるのかなと。この総額というのがどのようにして決まっているのか。国の中で過疎債を使っていいという、そういう全体があったと思われませんが、令和5年の予算を組むときにどのようにこの過疎債を取りに行くのかということで、そういう観点から、どのように考えられているのか教えてほしいと思います。

谷地委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 ただいまの質問にご答弁させていただきます。

過疎債の全体額の考え方でございますけれども、例えば、令和3年度の総務省が定めました地方債計画を見ますと5,000億円となっております。ちなみに、令和4年度については5,200億円ということで200億円増加してございまして、対象の過疎団体についても増加をしているという中で、過疎団体の増加を踏まえた上で総務省が定める地方債計画についても一定の見直しが行われているという経過がございます。

岬町については大阪府が市町村の窓口になりまして、市町村でどれぐらいの過疎債の要望があるのかといった調査がございます。その調査については夏前ぐらいからスタートをして、この時点ではあくまで予算ベースということですが、その後、補正予算であったり、また事業費の増減であったり、一定そういった状況がございまして、最終的には年度末に確定するわけなんですけれども、まずは夏前ぐらいからエントリーするというので、総額の要望をさせていただきます。これらを各都道府県が窓口になって総務省で集計する形になるんですけども、令和3年度については、岬町については要望額の全額が認められた状況になってございます。

ただ、あくまで、先ほど言いましたとおり、地方債計画の中での上限額というものがありますので、事業のボリュームによっては一定制限がかかる可能性があ

りますが、令和3年度については認められたということでございます。令和4年度についても、引き続き、精力的に要望を行っていきたいと考えてございます。

令和3年度についての一般会計部分については、岬町で過疎債が認められたのが、1億4,300万円程度でございます。また、下水道事業特別会計についても一定認められてございます。

令和4年度については、今後照会が来て回答する形になっておりますが、金額については、令和4年度の予算にお示ししているとおりでございます。令和3年度に比べましたら若干の増となっております。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 分かりました。金額的にも1億4,300万円、70%といたら1億円を超えていくのかな。それが過疎って、ほかの市町から、どうよ、岬町というような感じなのですが、結構有利な財政支援をいただいているのかなど。有効利用していただきたいと、そういうことでございますので、説明ありがとうございます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 質疑なしと認めます。

これで、一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を併せてご覧ください。

まず、衛生費に入ります。

決算書137ページの目1保健衛生総務費のうち節18負担金、補助及び交付金の一部(土木下水道課)及び決算書143ページの目3環境衛生費のうち節18負担金、補助及び交付金(土木下水道課)に係るものをご覧ください。

質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の137ページの土木下水道課に記載の部分ですが、これはいわゆるコロナの独自対策として、水道料金の基本料金の半額減免をした金額がストレートにここに記載されていると捉えていいのかどうか、確認させてください。

谷地委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 委員のおっしゃるとおりでございます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 これで衛生費の質疑を終わります。

続いて、農林水産業費に入ります。

決算書154ページから163ページをご覧ください。

質疑ございませんか。瀧見委員。

瀧見委員 ページ158ページ、目農地費、同じく159ページの区分、工事請負費のところの翌年度繰越額といたしまして、繰越明許費1,817万8,000円というのが記載されておりますが、予算書の125ページをご覧ください。区分、工事請負費2,990万円、この部分の一部が繰越明許費としてうたわれたという認識でよろしいのでしょうか。また、よろしければ、その場合の内容等を教えてください。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 瀧見委員のご質問にお答えさせていただきます。先ほどご質問いただいた内容というのは、ご指摘いただいたとおり、逢帰奥池の廃止工事の関係になっております。それですね、こちらの工事ですけれども、おっしゃっていただいたように、当初3,000万円弱の金額で事業費を組んでおったんですけれども、こちらのほうは単年度でその事業を実施するのが困難というのは設計段階で見えてまいりまして、その関係もございまして、年度を分割して実施するという形になりまして、準備を進めておったんですけれども、その準備を進めておる最中に、令和3年8月に豪雨がございまして、逢帰ダム周辺の道路が崩落いたしました。その関係で、逢帰奥池廃止工事を行うためには逢帰ダムの付近の道を通行する必要があるんですけれども、その道の復旧工事を優先して行わなければならないということになりまして、復旧工事をやった後に当初予定しておりました逢帰奥池の廃止工事をやるということで、その逢帰奥池の廃止工事の分を繰越しておると、そういうことになっておりますので、当初の予算よりまず減額して、それで工事内容を分割して令和3年度にやろうと思ってたんですけれども、林道逢帰線の崩落で事業が着手できなかったために、令和4年度に繰越しになったという、そういった内容になっておりますので、よろしく願いいたします。

谷地委員長 瀧見委員。

瀧見委員 よく分かりました。その件に関しまして、令和4年度での工事になるというお答えでございましたけれども、要するに、令和4年度で完築するのでしょうかというのが一つと、それと、私はまだ議員になって1か月なのですが、予算書のほうは単位が千円の単位ですね。決算書が単位が円なのですけれども、これは昔からこういう形なのでしょうか。それとも、もしくは何か理由があつてこういうことをされているのか教えてください。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 瀧見委員の1点目のご質問にお答えさせていただきます。

令和4年度に完成するののかというところですが、分割して逢帰奥池の廃止工事というのをやってまして、池の廃止工事を行うために必要な管理用通路というのを整備する工事というのを令和4年度に行う予定になります。こちらにつきましては、令和4年度内で完成予定になってまして、今の予定では、それが終わりましたらまた予算要求しまして、池の廃止工事に進んでいきたいと、そのように考えております。

谷地委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 先ほどの瀧見委員のご質問にご答弁させていただきます。

予算書は千円単位、決算書は円単位といったご質問でございます。これにつきましては、地方自治法の施行規則におきまして総務省のほうから様式が示されてございますので、その方法に準じた形で示させていただいているものでございます。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 決算書159ページ、節18負担金、補助及び交付金の中で、その枠の中の一
番下の農作物特産品化支援補助金についてお聞きいたします。

令和3年度は3団体から補助金申請があつたと聞いておりますが、その中で、深日地区で農地100坪を借地して作付されておりました。この借地の件で後で分かったことなのですけれども、地主の方から作付に対して事前に一切の連絡がなかった。又貸しされているということで、地主の方が大変心配されております。今後、担当課でこれに対してどのように対処されますか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 農産物特産品から支援事業補助金の件で、奥野委員のご質問にお

答えさせていただきます。私どもがこちらの事業に当たりまして、前提といたしまして、本町内で栽培される農産物を活用して、特産品化やふるさと納税謝礼品の拡充を主な目的にしておりまして、申請に当たって申請者の概要でありますとか事業契約、同意書、誓約書などの書類を提出していただいておりますので、農地の権利関係というところの要件というのは、今の要件には含まれていないというのが現状となっております。ですので、私ども、この事業を行うに当たりまして、農地の権利関係というのは当事者間で適正に行われているという認識でこれまで進めておったところでございます。

ただ、委員おっしゃるように、農地の権利移動につきましては、耕作目的で農地等の売買とか賃借使用する場合と違ってというのは、農地法第3条で農業委員会の許可を受けなければならないところもございますので、そういったことがある場合というのは、その効力が生じない形になるのかなと思いますけども、私どもとしては、先ほども申し上げたとおり、その確認までは行ってないという現状がありまして、委員からのご指摘というのも今般初めて聞いたお話でございます。ただ、そういったお話があるということでございますので、今後そういった農地の権利移動が適切に行われているのかどうかというところについては、どのように確認していくべきかという点も含めて内部で検討していきたいと考えております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 令和3年度に作られた方が1年で終わられたと聞いております。また、令和4年にも次の団体の違う団体が同じところで継続して耕作されると聞いておりますので、所有者というか地主は又貸しされて何の連絡もないということだけを心配されているわけで、作ることに對してどうこう思っていないのでしょうか、事前に何の連絡もなく行ったということの心配なので、向こうに對して了解をもらえればそれで済む話だと思うのですが、いかがでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 奥野委員のご質問にお答えさせていただきます

私どもといたしましても、その部分につきましては、手続については適切に進めさせていただく必要があるかなというふうに考えておりますので、そういったお声があるということというのは、今回の奥野委員のご指摘で私どもも認識し

たことをございますので、その対応について今後検討しまして、適切に対応していきたいと考えております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 後の対応をまたよろしく願いしておきたいということで、今、この決算ということですので、49万6,784円の補助を出した休耕田対策というか、特産品を作るということでの成果ですね、サツマイモとニンニクに特定してであったと思うのですが、その辺の成果はどうでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの奥野委員のご質問にお答えさせていただきます。

こういった補助金事業というのはですね、一朝一夕にすぐに成果が出るというのは、正直申し上げて、なかなか難しい部分というのもあるというのは私どもとしても認識しておりまして、やはりこういうことを継続するためにこの補助金を使っていただいて、スタートアップに生かしていただくというのが一番重要なことなのではないかなというふうに考えております。ですので、補助金を出して何とかそれがすぐに成果につながるというのは一番いい話だと思いますけれども、やはりこうした取組を進めることによって、少しずつでもいいので、私どもとしては、町の遊休農地の解消に向けたような形で農業に携わってくれる人が増えていってくれて、道の駅みさきで農産物を販売してくれてというところに少しでもつながっていくというところに価値があるのかなと思っております。

もちろん奥野委員がおっしゃるように、すぐに成果が出たら私どもも一番いいとは思いますが、こういったことを継続していただくということが最も大事ではないのかなというところで、少しずつでもそれがつながるように町としても連携して進めていければなというふうに考えております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 今、新保課長が言われたように、岬町内のあちこちに休耕田がたくさんあるわけをございますので、その辺りをしっかりと見ていただいて、ただ、農産物というのは、収穫しようと思ったら本当に5か月なり半年ぐらいかかるようなものですから、気長に継続していかないといけないのですが、1団体が1年で終わってしまって、補助金だけ出して終わってしまったということですので、どういう理由かよく分からないですけれども、やはりいろいろご苦労があったのかなという

ように察しますが、継続してできるような栽培のもの、去年は二つしか特定していなかったですが、今年はどうなのですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 奥野委員のご質問にお答えさせていただきます。

今年度につきましては、去年はサツマイモとニンニクという形で限定をしておりましたが、今年度は幅広く栽培していただけるようにしたいという考えから、特にこの作物というところの指定はしていないというところでございます。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 今年の話をしたら少しまだ早いですけれども、短期でできるものもあろうかと思えますから、その辺よろしくをお願いします。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 今、質問があった件に関わり私もお聞きしたいと思えます。

この農産物特産品化支援事業補助金、特産品化は本当に難しいなと思うのです。これまでもいろんな団体が似たような、ほかのところからの補助金なども活用しながらやってきておられたけれども、何かができたというのは聞いたことがないのです。それぐらい困難を伴うものなのだというように思っています。

それで、昨年度の実績について、私、事前の実績の報告書をいただいておりますので、その中でお聞きしたいことをこの場でお聞きしようと思えます。

一つは、申請の決まりなのですが、申請時の地図の提出は必須になっているのか、またなっているとしたら、どういった形で提出することになっているのかお聞きしたい。どの場所で特産品化の補助金を使った事業をしようという計画のときですね、その申請のときの地図の在り方についてお聞きしたいと思えます。

それから、補助金というか、事業の継続性の問題ですね。事業の狙いとして、継続して、先ほどのサツマイモやニンニクでいいますと、何年も続けて収穫をし、安定した収穫を続けてできるようになり、いろんなところに販売をしたりとか、実際にふるさと納税の謝礼の品にもなったりもしていますけれども、そういうことを続けていくということが一つの狙いだと思うのです。

岬町の補助金のチラシにも継続性を見込めるものというようにはっきりと書かれていました。それでお聞きするのですが、昨年度の補助金を支出した3団体は、さきほど奥野委員から一つの団体は中止しているようだと。事業の継続は難しか

ったようだということをお聞きしましたけれども、3団体とも今の状況などを、もしご存じでしたらお聞きしたいと思います。

というのが、計画書であるとか実績報告書も写しを拝見しましたので、そこには継続して収穫が得られるようにしていきたいという計画でも書いていましたし、初年度はこうだ、2年度以降はこうだと書かれているのですよね。それがどうなっているのかなど。2年度以降は補助金はないわけで、2年度以降のことまで口が出せるのかという問題もありますが、計画書として提出をして補助金を受け取っている以上、計画どおりに事を進めていこうとするべきだと思うのですが、三つの団体がそれぞれどうなっているのか、その点についてももしご存じでしたらお聞きしたいと思います。

それから、成果ということで、先ほど奥野委員からもありましたが、具体的な成果があればお聞きしたい。ふるさと納税の返戻品というか謝礼品として、今もあるのはニンニクの加工品が確認できましたが、それ以外にも何かあるのかと思っているのです、つかんでいたらお聞きしたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の申請に当たっての地図の添付の件ですけれども、こちらにつきましては、地図をご提出いただいているわけではないんですけれども、私どものほうで一度確認しまして、一緒に行くというのも、タイミングの問題もあるのでなかなかできない。私どものほうで大体確認はさせていただいております。ですので、図面として添付はさせていただいておりません。

2点目の継続性の部分なんですけれども、こちらにつきましては、昨年3団体から申請いただきまして、事業を行っていただきました。そのうち2団体については、今年度についても継続してやっていただく意向と。実際、今現在スタートしているのは1団体で、もう1団体は継続して実施していく意向ということでお話を伺っているところです。

それで、昨年1年で終わった団体の方につきましては、私どもも取組の内容と見ておりましたけれども、非常に熱心に取り組んでいただいております、何とか私どもとしても継続していただけたらなというところもありましたけれども、この補助金を活用していただいている方というのは、1団体は法人で、残りは任

意団体みたいな形の方が取り組んでいただいております。やはり農業を実施するに当たっては、なかなか手間の問題もありまして、本格的にするにはやはり人手が一定必要というところもありまして、団体でやっていただいているんですけども、やはり団体でやっていくと、継続していく中でその団体の中でいろんな事情とかもあるかもしれませんし、私どもは深いところまでは存じ上げませんが、1団体については1年で終わっているというところは確認しております。ですので、私どもとしては、何とか継続しながらやっていただいて、補助金が支出できるというのは限りはあるんですけども、継続していただきながら、少しでも岬町の農業の振興の端緒になつたらなというふうに思っておるところです。

それで、成果のほうですけども、今、1団体のニンニクを使った加工品というのは、ふるさと納税の謝礼品として採用されて使っていただいていますし、昨年実施していただいた団体につきましても、主な内容としては、道の駅での販売ですね。道の駅みさきがございますので、採れた農産物をそちらのほうで販売していただいて、その販売していただいた結果としては、大体出したやつは売れておるといような形で私どもも聞いております。

あと、1団体の取組として、ふるさと納税の謝礼品として、芋掘り体験とかということもやっていただいて、非常にそちらのほうも好評だったというふうに認識しております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 地図の問題なのですが、提出は特に求めているということは分かりました。

ただ、私が何どうして地図のことを言うかということ、頂いた資料で地図がついているところもあるのです。それで、その地図の示し方が地図上に丸い輪っかがついているのです。その輪っかの中でどこでやっているのか分からないわけだったので。だから、現地確認をしているということなので、そうであるならば、担当課でその場所を塗りつぶすとか、もっと分かりやすい形で示しておく必要があるのではないかと思いましたが、それから、地図が添付されていない団体も一つありましたので、その辺については今後改善されたらどうかと思ったということでお尋ねします。

それで、成果のことなのですが、学校給食などにも活用されたのかと思っております。具体的に、小学校なのか、中学校なのか、幼稚園なのか、全部なのか、

どれぐらいの規模でそういう活用ができたのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、最初の頃に答えていただいた内容がうまく理解できなくて、3団体あり、1団体は1年のみで中止されたと。残りの2団体は継続されているということなのですね。そこに関わっているいろんなことをおっしゃって、うまく理解できませんので、私のそういう理解でいいのでしょうか、お答えください。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。地図の件につきましては、委員ご指摘いただいた内容をまた私どもでも十分踏まえて適切な形で対応できたらなと思っておりますので、また、よろしく願いいたします。

それと、成果の給食の部分ですけれども、たしか小学校とか、保育所とか、そういうのが芋掘りに来ていたというのは記憶しているんですけど、小学校の給食で使われたというのはたしか聞いていたと思うんですけど、具体的な範囲とか、その辺についてはまたお調べいたしまして、改めてご報告させていただければと考えております。

あと、継続性の部分のところで団体の状況の説明の内容が分かりにくくて誠に申し訳ないんですけども、端的に申し上げますと、2団体が継続、1団体が去年で終了と、そういうような形でございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 この質問の初めに申し上げたとおり、何か特産品化ができれば本当にいいなと思っているのですが、今2団体が継続して事業を行っている。両方ともニンニクかと思うのですが、今年の6月とか夏頃に収穫予定というように実績に書いてあるところもあり、続けていけるところには、引き続き継続していてもらえればなど。

去年の予算審査のときだったか、岬町はニンニクが気候的にというか、土なのか分からないのだけれど、結構合うのかなということを発言してしまして、なにかブランド化というか、そういうことにつながればいいなと思いますので、引き続き、その2団体は今年度はお金がないわけだけれど、頑張ってもらいたい。町としてできる支援をお願いしたいと思います。

谷地委員長 もう少しで17時になるのですが、このまま続けたいと思うのですけ

ども、どうでしょうか。中原委員。

中原委員 私の希望は、予備日の活用です。

今日は今日でできるところまですればいいと思っているのですけれども、私、いっぱい付箋がついているのです。それで、予備日の活用をもしするのであれば、そこまで聞けることを担当課に行って聞いて、聞かなくていいようなことを減らしたりもできるのかとか、そんなことを考えたりしていますが、私の意見はそうです。

谷地委員長 ほかの委員は。竹原委員。

竹原委員 運営上の意見を申しますと、恐らく延長しても何時に終わるか分からないと思われまので、私も、5時であれば5時で終わっていただきたいと思っております。どうでしょうか。

谷地委員長 行政側からの意向としては、できればこのまま時間延長して行いたいと聞いていまして、意見が分かれていますので、延長するかどうかというところを挙手で人数で決めようかと思うのですけれども。田代町長。

田代町長 今、延長するかということでご議論をいただいているんですけども、会期中でこんなことを言うのは申し訳ないんですけど、私、月曜日の予定が全部詰まっているんですよ。継続をできたらありがたいんですけどね。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 私なりに長引くというのは想定してはいますね、委員会の予備日というのを設けているということですから、町長の意向はそうですけれども、委員会に出席しているのはこのメンバーだけではなくて、下で控えている職員もたくさんいます。全体からすると、超勤代も発生しますし、役場全部が動いているということになりますので、できたら5時半までに終わってあげるのがいいのではないかな。

議会はルールとして予備日があるのですから、ルールで、延長しても5時半に終わるのがいいのではないかと考えております。

谷地委員長 中口副町長。

中口副町長 行政からお願いしたいんですけども、継続審議で引き続き始めていただけたらありがたいです。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 委員長は、先ほど挙手でそれぞれの委員の意思を確認しようとされました。それはなされるのでしょうか。

谷地委員長 増田事務局長。

増田議会事務局長 この会議は委員会ですが、委員会につきましては5時までという規定はございません。ただ、会議規則で議場での本会議につきましては5時までということになっておりますので、その前に、延長する場合は「よろしいですか」という形で、議長が同ような形を取ります。それで、何人か以上の異議が出ましたら、その場合は起立によって採決を取る形を取ります。ですので、今のこの委員会につきましても、議場での時間延長に準じた形とするならば、採決を取るという形かと考えます。

谷地委員長 事務局からお話があったとおり、一応、議場のルールに従って、一旦、採決という形でどうするか決めようと思います。

本日の事業委員会を延長することに賛成の方、挙手を願いたいと思います。

(挙手多数)

谷地委員長 挙手多数ということで、このまま延長をして進めさせていただきたいと思えます。

途中の段階ではあるのですが、一旦ここで暫時休憩という形で、休憩を取りたいと思います。

次の再開は17時10分から再開です。

暫時休憩します。

(午後 5時00分)

(午後 5時10分)

谷地委員長 それでは、会議を再開します。

先ほどに続いて、農林水産業費について質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の155ページ、一番下の農業委員の報酬についてお尋ねいたします。

農業委員は14人で構成されていると思うのですが、決算としては192万7,100円というように支出がなされております。これは予算のときは220万8,000円という予算額であったと思いますが、その192万7,100円というのは、いわゆる報酬とその上に能率給が加算されるのでこういう金額になるのかと思っています。この192万7,100円の内訳を説明いただけるとありがた

いと思います。

それから、もう一つ聞いておこうと思います。

159ページの目4農業振興費に関わってお尋ねします。決算としては出てきておりませんが、有害鳥獣の処分手数料についてこの機会にお聞きしたいと思っております。

といいますのが、毎年のように有害鳥獣処分手数料というのは計上されてきたのですが、大阪府が事業を縮減したということもあって、また岬町にとってはアライグマを処分するたびに1頭当たり3,500円かかってしまうという事情もあり、町独自で処分できるようにという工夫をされているということだと思いますが、全く手数料がかからないということになったのかどうか。決算書の中で有害鳥獣処分の手数料という項目が見当たらないということは、全て町で処分ができたということなのか。また、そうする場合に、岬町の中で、例えば薬剤とか、そういうものは必要になるのではないかと思うのですが、それはどこで支出を確認すればいいのかお聞きしたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、1点目ですけれども、農業委員会の報酬につきましては、基本給と能率給でお支払いしています。基本給のほうはですね、これは条例に定めた額ですけれども、会長が11万5,200円で1名、それで委員が1人9万6,300円掛ける13名、これが合計136万7,100円となっております。それで、また能率給、こちらのほうは実績に応じて支払われるものですが、1人1日5,000円となってまして、これが112日分となってまして、56万円、この合計が決算額となっております。したがって、予算額のときは能率給が全てマックスで支払われたときという形になってますので、差額が生じているというところでございます。

次に、2点目の有害鳥獣の処分手数料ですが、委員ご指摘のとおり、こちらにつきましては、全て町で処分しておりまして、大阪府への持込みがないので、その部分の手数料がゼロとなっております。処分に当たりましては、この需用費の消耗品のところで、私どものほうで炭酸ガスボンベを購入しまして、それによってアライグマの処分を行っている、という形になっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 農業委員の報酬について、能率給のことをもう少しお聞きしたいと思うのですが、1日当たり5,000円という支出であるということですが、これは1日ということなので、1日どれぐらいお仕事をすればとか、何かそういう決まりがあるのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

以前の審査のときにこの能率給については、1人当たりの月の上限が6,000円だとお聞きしていたのですが、それは今も変わらないということなのか。

それから、能率給については、ご本人が申請という形で報告して支給をされるということになるのか、そのあたりの仕組みも含めてお聞きしたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 能率給の積算に当たっては、実績に応じてということで、14人がおまして、年間最大で168回、月1回の14人というような形になってまして、そういう積算でやっておりますので、その範囲でお支払いしているという形になっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 その実績に応じた支払い、どのように実績を計るのか、そのあたりをお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 実績については、農業委員会の委員がそういう実績の表みたいなものを毎月作成してまして、そちらにより確認させていただいております。

以前6,000円と言ってた単価なんですけども、先ほど申し上げたとおり、5,000円になっておりますので、その点よろしく願いいたします。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 5,000円というのは月に5,000円に上限が下がったということですね。そうですか。そうだと、どのように請求をするのか。時間単価とか、そういうふうな仕組みができていますか。能率給については、昨年度の決算上でいきますと56万円支出をされているということになるのですね。その56万円の根拠を知りたいということなのですかけれども、いかがでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 56万円の根拠といたしましては、日数掛ける112人分という

形で実績がありましたので、それに基づいて56万円をお支払いさせていただいております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 112人分をもう一回説明していただいていいですか。112人分とは何を指しているのか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらにつきましては、毎月、能率給でマックスだったら、14人いらっしゃいますので、それが12か月ということで168回になるんですけども、昨年、新型コロナの影響もありまして、活動できてない月っていうところがありまして、その分が上限の168回から差し引かれて、実績としては112日分になっておりますので、その実績に基づきましてお支払いしているところになっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 112日分とおっしゃったのですね。すみません、聞き違いました、人だと思いました。112日分。

谷地委員長 1人1日5,000円という。吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただ今の中原委員のご質問の補足ですが、14人の委員が毎月活動されましたら14人掛けるで168回分になり84万円が予算額となりますが、新型コロナウイルスの影響で活動できなかった月がある委員もいらっしゃって、月5,000円の単位で活動していただいて、委員から活動報告を頂いた分に対してお支払いをしていますので、令和3年度の決算額については112回分で月単価5,000円を掛けますと56万円となります。

谷地委員長 日当5,000円で月に一回、一人活動するということですか。今の説明だと。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 確か、月単位だったと思います。

谷地委員長 では、一月に複数回の活動のところもある。月の上限が5,000円。

新保産業観光促進課長 委員の方は月に何回もパトロールしていただいたりしていますので。

谷地委員長 ということは、人、日ということではなくて、人、月という感じですか。

中原委員。

中原委員 この能率給について、他の自治体の農業委員会ではどのように支給しているのかというのを幾つか調べたのです。細かく一時間につき1,000円とか、いろいろ決め方があり、それに基づいてご本人から請求をしていただくというルールのところが幾つかあったものですから、今のでいくと、月当たり5,000円だと。特に活動時間については設けがない。一回何時間だろうと何分だろうと月の中で一回活動をすればその月の5,000円を受け取るということですね。逆に言うと、たくさんパトロールしたり、した方でも5,000円だということですね。この能率給のあり方はどうなのでしょうね。特に委員の中で不公平感があるとかそんなこともないですか。今のところ。

谷地委員長 吉田都市整備部理事。

吉田都市整備部理事 今のご質問にお答えします。

この活動は国の交付金を頂いて支給しています。農地利用の最適化に関する事務の農業委員会の必須事務とされたときに設置されたものですが、この能率給の中でも種類がありまして、農地パトロールなどの農地の状況を見回り農地の相談を受けたりするのがこの5,000円の範囲内となり、ほかには、農地の集積や、遊休地をなくした実績などがあれば、もう少し単価が上積みされる報酬となっていたと思います。

そういったことで各団体にいろいろ状況が違うかと思うんですけども、うちの部分につきましては、月の中で農地パトロールや農業者に相談を受けた活動に対して月5,000円で支給しているものとなります。なお、月にどれだけ活動されても上限は5000円ということになります。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 今、吉田理事がおっしゃったほかの補助金の仕組みのこともおっしゃっていて、適正化推進員であったかと思うのですが、岬町の農業委員の中で推進員を兼ねておられるという方はおられないですか。わかりました。

なるほど、わかりました。特に委員の中から声が上がっているとか、そんなこともないということですね。能率給についての決め方、考え方はそれぞれの市町村の農業委員会に任されているという理解でいいですか。わかりました。理解いたしました。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 これで農林水産業費の質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。決算書162ページから167ページをごらんください。質疑はございませんか。中原委員。

中原委員 決算書163ページの商工費、節7、報償費の消費相談員活動費についてお尋ねいたします。

これは消費相談員というように書かれておりますが、消費生活相談員のことを指しているのかどうか。要は、資格がある人を消費生活相談員ということですのでけれども、その方のことを指すのかお聞きしたいということ。不用額が1万円出ておりますけれども、この事情をお聞きしておきたいと思います。

次の165ページの質問もあわせてさせていただこうと思います。上のほうの節18、負担金、補助及び交付金の中で、事業者支援金事業委託料とあります。ごめんなさい。今のは節12の委託料の中であります。それから、その下の節18、負担金、補助及び交付金の中に事業者支援金そのものです。これは支給された額のことかと思うのですが、この二つにかかわってお尋ねしたいと思います。件数が実績で何件であったのか。念のため確認させていただきたいというのと。それから、当初はこの事業は対象が65の事業者となっていたと思うのですが、実績としてはそれを上回るものであったと思うので、そこは上乘せしたというか、申請のあった方が全て受け取っていただけるように努力をなされたということか、お聞きしたいと思います。

それから、もう一つお聞きしておきます。同じ節18の今、事業者支援金の話をしましたが、その二つ下に商工会事業費補助金というのがありますけれども、これは以前の審査のときに古代米の商品開発とか、観光関連のPR活動等のためという説明がありました。昨年度においてはその事業の中身がどうであったのかお聞きしておきたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、一点目の消費生活の部分ですけれども、こちらのほうは委員のご指摘のとおり、消費生活相談員の方でございまして、認定された相談員の方に委嘱をし

ております。こちらの不用額の内容ですけれども、令和4年2月、年明けの2月の相談日が祝日であったため、その日の相談がなかったということで報償費が未執行ということで不用額が生じているというのが、まず消費生活のお答えになります。

次に、事業者支援金ですけれども、こちらの件数ですけれども、96件になっております。こちらは申請していただいた方は全て支給しておるという形になっております。委託料は商工会への委託料になっております。

商工会の事業費補助金ですけれども、こちらの内容につきましては、昨年度同様、古代米の事業。こちらのものと、観光関連PR事業、この2件についての補助事業になっておるんですけれども、実際にこのお金を使ったものにつきましては、去年は新型コロナウイルスの影響があったということで、観光関連についてはお金を使わなくてもいける内容のホームページへの掲載とか、そういうようなところにして、実際にこの補助金を活用したのは、古代米事業の消耗品でありますとか、ラベルシールとか、PR費、こういったところに使っておるということでございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 一点目、消費生活相談員の配置をなさっているということで、これは祝日と重なれば振り替えて必ず一月に一回は消費生活相談員に相談できるという機会を設けるということはしていないのですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらにつきましては、毎月決まった日ということで、第2金曜日に実施しておりまして、振替を行っていなかったということで、未執行で不用額が生じているという形になっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 この相談の利用状況はいかがですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 令和3年度の相談件数ですけれども、8件となっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 年間で8件ということは、毎月1件あるかないかというぐらいかと。平均するとというように思いますので、そういう点からいきますと、先ほどお聞きしたよ

うな祝日で無くなりましたというような月があってもそれほど支障はないのかと思うのですが、相談は大体それぐらいの件数ですか。年間。同じような水準でしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 近年の状況をご説明しますと、平成29年が2件で、平成30年が5件、令和元年が1件、令和2年が3件となっておりますので、年間を通じても非常に少ない件数となっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 わかりました。そうすると、昨年度が多かったのですね。この間の相談実績からすると。もし、これは増えてくるようであれば、機会を必ず月に一回はというように、機会を設ける必要があるのかと思ったのですが、来てくださる方のご都合もおありでしょうから、無理にどうしてもというわけではありませんが、相談が増えてきた場合はそのようなことも検討いただく必要があるかと思いました。

それから、事業者支援金については、これは柔軟な対応をされて、もともと決めていた予算額を上回る数の申し込みがあったけれども、全て応える努力を尽くされたということなのだと思います。この制度は本当に1%以上の減少で対象にするということですので、非常によくできた制度だと思いますし、金額も一律で20万円ということではほかの市町村と比較しても全く見劣りしない制度の中身も金額もというように、私はずっと評価をしてきています。

ただ、仕組みとして、前にも言ったのですけれども、昨年度は一時支援金の対象外という考え方だったのです。一時支援金というのは、1月、2月、3月と比較するものですから、そこでは50%以上落ち込んでいれば一時支援金の対象になるということで国から支援金がもらえるわけですが、それ以外の月で対象になるというようなケースもあるのではないかと考えていて、これはもう質問はしませんけれども、ほかの場でも言ってきましたので繰り返しません、対象を広く。私はいつも言うのは、国の支援金を知らずに自分が対象だと知らずに申請していなかったという人が。そういう人も対象にできるようにぜひ、考えてもらいたい。これは要望にとどめておきたいと思います。

今は、167。もう少し聞いていいですか。同じ165ページの一番下の節12、委託料の中に道の駅みさき事業活用調査何某という予算があり、47万3、

000円というのが記載されていました。それがここにはないということはどういう理由かと思ひまして。ほかの名前でここに書いてある事業なのですよということなのか。その調査の委託料でしたよね。その調査そのものをしなかったということなのか。そのあたりをお聞きしておきたいと思ひます。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えします。

お問い合わせのありました委託料ですけれども、そちらにつきましては、道の駅の完成したときに国のほうにどれだけ道の駅が認知されているかというところを報告していくために必要なものとなっております、道の駅みさきの関係で防災イベントを実施して、その結果で周知、どの程度道の駅が周知されているかというのを図っていくようなそういう調査をする予定でおったんですけれども、そちらにつきましては、昨年、新型コロナウイルス感染症が蔓延しておりましたので、イベントを実施するのは難しいだろうということもございまして、予算については未執行となっております。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 これで商工費の質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。決算書166ページから189ページをご覧ください。

ただし、180ページから183ページの目3、コミュニティバス運行費、生活環境課はほかの委員会の所管ですので除きます。

質疑はございませんか。瀧見委員。

瀧見委員 179ページ、区分18負担金、補助及び交付金の中で、備考欄に記載されています、ブロック塀撤去改修補助金66万3,000円なのですけれども、令和3年度の予算書を見させていただくと、予算書143ページにうたっているのですけれども、約300万円計上されております。予算執行率は約22%なのですけれども、要因を教えてください。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 瀧見委員のご質問にお答えいたします。

ブロック塀補助につきましては、当初予算として20件分、300万円の予算

計上をしておりました。実際のところとして、ブロック塀を民間の方が撤去等するに当たって、町の方から補助するということで申請があった分に対して補助をするのですが、実際のところ令和3年度で申請のあったのが4件ありました。内訳としては、撤去が4件、その内1件は撤去して改修というところの撤去改修としては合計5件分というところの申請となっております。予算の枠に対して申請の件数が少なかったから執行率というところでは少なかったのかなとは思いますが。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 決算書173ページの12委託料の中ほどに、弁護士委託料35万円が入っていますけれども、この委託料の内容を教えてください。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 奥野委員の質問にお答えします。

こちらの弁護士委託料ですけれども、今、淡輪19区のほうで以前に、災害復旧をやった現場にはなるのですけれども、鴻ノ巣台のところ個人で法面が崩れた現場。町道のほうに土砂が崩れた現場がございました。こちらのほうにつきましては、再三町のほうから指導はしていたのですけれども、適正に管理していただけなかったことにより、法面が崩れましたので、今現在、裁判にて係争中の案件でございます。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 係争の委託料ということですね。

もう一点、決算書177ページ、14工事請負費で、排水ポンプ場改修工事北出地区と兵庫地区の2つのポンプ改修。これは確か発電機の老朽化の交換であったと思うのですけれども、高額な発電機を交換していただいたら、発電機だから排出の水の量が変わらないのかもしれないのですけれども、以前から深日漁港、ふれあい広場の内水排除の問題があるから、それとは排水の量というのか何というのですか。出す量は変わらないのですか。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 奥野委員の質問にお答えします。

こちらの北出と兵庫に内水排除をするためにポンプ室がございまして、そちらの発電機が老朽化によりまして不調であったりとか、かからない状態になっており

ましたので、災害時に関西電力の電気が停止したときのために発電機を交換しました。排水量につきましては、ポンプ自身は同じポンプになりますので、能力は変わりございません。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の173ページは範囲ですね。173ページ、節14工事請負費の中でお尋ねします。

下から二つ目、町道大日岬沿線側溝改修工事、これの説明をいただきたい。予算のときにはなかったと見ているのですが、それをご説明いただきたいのと。

それから、その上の孝子の中孝子3号線路肩改修工事というのがありますけれども、これは予算書を見たら上孝子東3号線というのがあるのだけれども、路肩補修工事となっていたかな。それとはまた違う工事なのではないかというのを聞きたいのと。その枠の中の一番下の区画線設置工事、これについてもご説明をいただきたいと思います。予算は50万円で組んでいたようですが、111万1,000円という結果になったようですので、そのこともあわせてお聞きしたいと思います。

それから、この節の中では最後ですが、美化センターの連絡道路整備工事費は予算のときはあったのですけれども、もしかしたら、これは補正か何かで聞いているかもしれませんが、昨年度予算の中での執行はなかったのか。そのあたりをお聞きしておこうと思います。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず一つ目の町道大日岬沿線側溝改修工事になりますけれども、こちらは8月の議会で補正させていただいた案件になりますので、当初予算には出ておりませんでした。

次に、二つ目の町道中孝子3号線路肩改修工事ですけれども、当初は上孝子になっていた件ですけれども、当初の予算書のほうが中と上が間違っておりました。申し訳ございません。こちらの中孝子3号線が正しい名称になります。

続きまして、区画線設置工事が当初予算より増えているという件になるのですけれども、当初50万円の予算だったんですけれども、区画線が消えている箇所では危険な箇所がありまして、追加で執行して今回の決算額111万1,000円

になっております。

四つ目の質問の美化センター連絡線ですけれども、令和3年度当初予算で計上させていただいて、令和3年度中に終わることができなかったのも、令和4年度に全額繰越をしておりますので、決算書には出てきておりません。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 いろいろ既にお聞きをしているはずなのに忘れていてすみません。

今の節14の上から6番目の町道岬海岸湾岸線車両防護壁補修工事の進捗状況といえますか。これは三カ年計画であったかと思っておりますけれども、海沿いですので、塩の影響などもあり、なかなか大変だと思うし、長さも一定距離を計画されていると思うので、順調に昨年度中の計画している範囲については工事ができたのかどうか確認しておきたいと思います。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 町道岬海岸線車両防護柵補修工事なんですけれども、令和3年度の分につきましては、予定どおり進捗しております、36メートル施工しております。今年度につきましても、悪い箇所を優先的に進めていく予定であります。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 決算書175ページ、河川費の中で一番下の節12委託料がありまして、この中の西川護岸かさ上げ測量設計業務委託料、これも予算ではお見受けしなかったんですけれども、またあれかな。補正で何月の補正であったのかお聞きしておきたいと思います。

それから、その下の多奈川の楠木地区水路清掃業務委託料とありますが、この業務の委託先を教えてくださいたいと思います。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 まず、西川護岸かさ上げ測量設計業務補正時期ですけれども、こちらも令和3年8月議会で補正させていただいております。

続きまして、多奈川楠木地区水路清掃業務委託料ですけれども、こちらは大阪府水道企業団から負担金を頂いている分になりまして、水路の管路敷きの草刈り及び清掃業務になっております。

委託先につきましては、多奈川楠木地区の地元の方になります。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 今、楠木地区の水路清掃業務委託料についてお答えを頂きました。これは水道企業団から全額出しているということですね。水路ということは、住宅地内の水路のイメージでしょうか。それから、委託先は個人ですか。それとも団体。何というか。ボランティアグループ的なことも含めて複数人なのか。地元の方ということなのですから、もう少し詳しく説明をいただければと思います。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 この水路ですけれども、住宅地ではなくて、山の中の水道管が埋設されている水路敷きになります。こちらの委託先は個人の方になります。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 ということは、私がイメージしている楠木地区の中に山の中もあるのですか。また後で、地図で教えてもらいましょう。わかりました。もう少し、私ばかりお聞きしてもいいですか。もう少しだけ。

谷地委員長 ほかの委員は特にないですか。中原委員。

中原委員 177ページの一番上のところは、12委託料です。委託料の中で上から三つ目、朝日川というべきかな。樹木伐採ということで、これは地元の要望か何かがあり行った件という気がしているのですが、そうでしたか。うんうんといってくれていえるので、わかりました。理解いたしました。

それから、節14、工事請負費のこの枠の中で一番下の淡輪17区水路改修工事とあるのですが、これは私がさきほど聞いた件の関わりですか。また、違う。昨年8月補正ですね。わかりました。

それから、もう少し下にいきまして、節18、負担金、補助及び交付金の中でこれも予算書にあって決算書にないので、これは事業化できなかったのかと思っているのですが、土砂災害特別警戒区域内家屋移転事業補助金。これは執行されていないということなのか。念のため確認いたします。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 ご質問の土砂災害家屋移転の補助金ですけれども、令和3年度につきましては、相談等は2件あったんですけれども、どちらも要件等が

あわず、補助金を執行するに至りませんでした。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 要件があわないということは、危険だというふうにされている区域から家の位置が外れていたということなのですね。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 1件は補助金の対象が土砂災害特別警戒区域になるのですけれども、そちらの区域内ではなかったという分になります。もう一件は、今住んでいる方が引っ越し等をされる場合に補助金の対象になるんですけれども、空き家を壊したいというお話だったので、ちょっと対象になりませんでした。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 この事業は非常に難しいですけれども、粘り強く進めていただくと同時に、これは実効あるものにしようと思ったら、補助金の引き上げなども考えていかないといけないのではないだろうかと思っていますので、安全安心のまちづくりのために引き続きこの事業は取り組むべきだと思いますけれども、これは実際には執行されなかったので、決算には載っていないけれども、ずっと引き続き取り組んでいこうというようにお考えですか。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 引き続き府や国からも取り組むように言われておりまして、令和4年度も予算計上しておりまして、引き続き安全を守るために進めていきたいと思います。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 決算書179ページ、先ほど瀧見委員から質問がありましたブロック塀撤去改修補助金について、私からも質問いたします。

この事業は始めてから一定期間がたって、年々実際の申請は減ってきているところかと思います。ただ、減ってはきているけれども、ずっと事業化をし、当てはまる場所には補助金も支出しというその姿勢は、私は評価をしたいと思っています。ただ、高槻市でしたか。小学校の塀がばたんと倒れてというあの事件が端緒であったのかと思うのですけれども、人間は私も含めて忘れやすいもので、そのときは本当にたくさんの方が自分の家のブロック塀は大丈夫だろうか。あの地震が起こったときに誰かに危害を加えないだろうかということでたくさん

の方が利用されたと思うのですけれども、一定期間がたっていますので、申請も減ってきているというところからすると、再度少し工夫を凝らした周知をしようかというように思うのです。皆さん、覚えておられますか。高槻市でこういう悲しい出来事がありましたよねと、安全安心のまちづくりのためにこういう制度がありますよと。ぜひ、ご活用くださいというそういった再周知といいですか。周知はもちろんずっとホームページ上に載せているわけですから行っていることになるのですけれども、喚起するというような工夫が必要ではないのかと思いますので、その辺りのお考えはいかがでしょうかお尋ねいたします。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

ブロック塀の補助につきましては、委員のおっしゃるとおり高槻市の事故があった平成30年のときから要綱を策定しまして補助を実施しております。確かに、年々件数等減っているところではあります。その中で町の方から委員もおっしゃったように、ホームページで周知させていただいたり、広報紙に載せていただいたり、納税通知のところにチラシを入れさせていただいたり、道の駅とか、公民館等でもチラシを置かせていただいて補助金のPR等はさせていただいている状況ではあります。ただ、残念ながら件数というところが今の実際のところの数字等ぐらいになっている状況です。工夫を凝らした周知をというところでご提案いただいておりますので、今後につきましては、今までの広報の仕方も含めてあわせて検討させていただきたいと思います。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 一層の努力をしていただきたいと思います。

今のブロック塀のところの三つ下なのですけれども、既存民間建築物耐震診断等補助金。これは毎年予算額に達しないのです。予算に対する執行の金額が近ければそれでいいというものでも単純にはないとは思いますが、これも安心安全のまちづくりにつながるものであると思いますので、利用を広げられたらというも思っているのですけれども、これはどうしてもいつも、いつも構えた予算より結構少ない額になってしまうものなんでしょうか。ちなみに、昨年度でいいますと、予算としては190万円の支出の枠をとっていたわけですが、実際の決算としては5万円の支出にとどまったと。これは別にこれまでもそんなに大きく変わら

ないような利用状況だったと思います。これの利用を広げるにはどうしたらいいのでしょうか。担当課としてはどのようにお考えになりますか。制度を変えるほうがいいのか。補助金の額を増やすほうがいいのか。打つ手がないのでしょうか。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

令和3年度につきましては、委員のおっしゃるとおり、当初予算としては190万円の予算を計上させていただいていまして、決算としましては、5万円というところで内容としましては耐震診断の1件の申請がありまして、その補助を実施している状況にあります。

予算につきましては、金額は高い状況ではあるんですが、なかなか内訳としましては、住宅でいいますと診断をして、診断の結果がわるければ改修に向かっての設計改修というところにはなるんですが、タイミングとして、診断でとまっている場合や、結果として診断でOKの場合では設計改修に進まなかったりというところもあるのが事実ではあります。

また、実際、改修にあたっては個人が改修するとしたらかなりの費用がかかりますので、診断して業者が見積もり等を出されてどれぐらいかかるかというところで金額を見た中でなかなか実行に移せてない方も中にはいらっしゃるのかなとは思っています。

あと、当初予算の金額の中で大きな金額としては個人住宅の診断の補助は5万円とかそういうところもあるんですけども、大きい建物、特定建築物といわれる例えば、病院とか、そういう大きい規模のやつとかの補助というのも補助項目としてはあるんです。そちらについては、1件当たり100万円の補助とかの金額になっていますので、当初予算の金額190万円の中での割合としてはちょっと占めるところになって出てこなければ、その分が執行されないというところになってきたりするのかなと思います。

今後についても、先ほどのブロック塀と同じ状況ではありますが、できる限り周知に努めさせていただいてできるだけ補助金を使っていただけるようにしていきたいと思います。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 制度の充実も含めて周知には努めていただきたいと思います。

決算書の180ページ、この質問は担当課に直接聞きます。みさき公園費についても聞いていいのかしら、そうか。では183ページです。

みさき公園費の節7報償費ですが、新たなみさき公園の運営事業者選定委員報償費と委員会学識経験者報償費という二つが書かれていて、その違いは何だったかと思い教えていただきたいと思います。

それから、その下の節8で、普通旅費が設けられておりますけれども、これは予算のときには特に旅費は設けられていなかったように思うのですが、補正で何か提案があり、また聞いていたら申し訳ないのですが、ご説明をいただきたいと思います。

それから、需用費なのですが、節10需用費なのですが、これは需用費の中で四つ項目が設けられております。一つ目のこれは実際は何がどう違ったのかと。予算を組んで計画を立ててみたけれども、結果として決算はこうなりましたと。その決算が出る根拠の事業内容としてはこうでしたということなのだけれども、一つ目の消耗品費です。これは予算としては100万円を組んでいたのです。それが半額以下で済んだということがあります。その下の燃料費。これは予算を設けられていなかったのですけれども、そんなに大きな金額ではないですが、発生したと。それから、光熱水費これは69万円の予算だったのが97万円になりましたと。最後の修繕料については、122万円の予算を計上していたのですが、76万円幾らで足りたということですので、この中身の説明をお聞きしたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、報償費の内容ですけれども、これは二つあるということで、選定委員会の委員の報償費と学識経験者の報償費ということですが、この選定委員会の報償費につきましては、令和3年度に6回の会議をやっています、それに伴う報償費になっています。委員が会長を一人1万300円と委員が7,900円の4人いまして、それらを足しました合計がまず25万1,400円になっています。それと委員長については、委員会開催に当たって事前の打ち合わせをやったりとか、委員長は公園の専門というところもございまして、いろいろなタイミングといいですか、いろいろ意見を聞きたいタイミングというのが昨年いろいろ

事業を進めていく中でありましたので、そういうところで委員長のほうに意見聴取に伺っています。それが11回ありまして、11万3,300円になっているというのが36万4,700円の内訳になってまして、それと学識経験者の報償費ですけれども、これは2万4,000円取らせていただいているんですけれども、これは選定審査委員会のほうに建築分野に関する有識者がおりませんでしたので、その建築分野の有識者に意見聴取に行ったときの報償費になってまして、これが2回行っておりますので、一回当たり、1万2,000円の2回分という形になっております。

続きまして、旅費ですけれども、こちらにつきましては、補正対応させていただいたような気がするんですけれども、この中身といたしましては、選定委員会にかかる選定委員の旅費と町職員がみさき公園の関係で大阪府に協議に行ったりとか、関係機関に出向くということもございますので、そういった旅費の合計額になっております。

続きまして、需用費ですけれども、こちらのほうは予算要求時につきましては、南海電鉄が運営していたときの経費というのを参考に予算要求をしておりました。

ただ、実際に町が先行開園したときというのは、施設の数も非常に減っておりますし、規模も縮小されておりましたので、当初の見込みに比べ、大幅に減少しているというのが前提としてあります。消耗品ですけれども、これはそういった事情もありまして、実際に先行開園するに当たって必要な消耗品ということで、殺虫剤でありますとか、清掃用具でありますとか、そういったものを購入しておるところでございます。

あと、燃料費につきましては、園内の草刈りとかもやったりしてますので、そういったものに必要な燃料費になっております。光熱水費につきましては、これは南海電鉄のときのをもとにやって得たところというものもあるんですけれども、実際に電気代とかが特にあるんですけれども、電気代というのは南海電鉄がやっておられたときは高圧で非常に電気代もたくさんかかっておったりというものもあったんですけれども、先行開園に当たって使わない部分の電気というのは使用できないように線を切って料金もかからないようにしているという状況がありますので、そういうところで差額とかが生じてきたのかなというところなんです。水道代とかも非常に安くなっておりますので、こういった形になっております。

また、修繕料ですけれども、こちらにつきましては、みさき公園を維持管理していく中で必要な修繕ということで、駅前ロータリーのアスファルト舗装が劣化したので、その修繕工事をやったり、これが39万6,000円と。駐車場のゲートがあるんですけれども、そこの垂れ幕というのが老朽化で修繕が必要になりましたので、その修繕ということで3万9,600円と草刈り機があるんですけれども、そちらのほうに故障しまして修繕料というのが3,300円と。みさき公園駐車場の料金機といいますか。料金を払うところの機械が老朽化で故障しましたので、その修繕で32万4,500円ということでこの76万3,400円になっているところでございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 先にお答えいただいた選定委員会の報償費。これは委員長と委員4人でしたか。全部で5人でしたものね。その下の学識経験者、建築分野の人がいなかったのかということでしたが、これは昨年度の決算なのですけれども、昨年度中にも建築分野の専門家の意見を聞く機会を設けていたということなのですか。そうなんです。そうですか。わかりました。建築分野の方の意見を聞くというのは、今年度以降、そういうことを聞いてきた気がしたのですけれども、そうでもなかったのですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 建築分野の専門家には事業者からの応募提案の第二次審査があったときに、計画の中にいろいろな建築物が含まれておりましたので、そういったところについて建築の視点から意見を頂きたいということで昨年もご意見を伺っておるところです。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 その方にこの選定委員になってもらうということは考えなかったのですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらの学識経験者につきましては、一定、選定委員会の審査も進んでおる状況の中でのお話でありましたので、新たに委員に加わっていただくという形はとらなかつたんですけれども、今後、設置を予定しております協議会。こちらのほうにつきましては、建築がご専門ということでそちらのほうでまた、加わっていただければなというふうに担当としては考えています。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 委員長、すみません。私、さきほど言い間違えたのではなかろうかと思っているのです。というのは、10の需用費のところでは光熱水費を私はさきほど69万円と言いましたね。予算では690万円でした。失礼いたしました。さきほどの説明を聞いていてどうもつじつまがあわないと思ったら私の見間違いでした。そこは自分の発言を訂正したいと思います。

それから、引き続きなのですが、節11役務費の中で予算のときにし尿くみ取り料の89万円ぐらいのものがあつたのですが、それが役務費の中にはないのです。これはどうなったのかということ。それから、役務費の真ん中の回覧配送手数料。これは何でしょうかということをお聞きしたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまのご質問にお答えします。

まず、し尿くみ取り料につきましては、予算のときにこういう形でとっておつたんですけれども、実際、開園に当たって園内の状況を調べましたら、浄化槽の維持管理でいけるということでそちらに振替えて委託料でしているということです。二点目、回覧配送委託料ですけれども、これは先行開園を行うときに確なお知らせを各戸配付しまして、それにかかった費用というところになっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 今説明いただいたし尿くみ取り料のことがよくわからないのですけれども、浄化槽が設置されていたことがわかったということですか。それでどこかの費目で対応できたのでということかと思うのですけれども、もう一度説明をいただきたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 もともと予算要求のときは、し尿くみ取りということで、何ていいますか。みさき公園内のトイレで使った汚物とかを対応するという形で予算要求しておつたんですけれども、実際、みさき公園内のトイレというのは浄化槽が設置されてまして、そちらの維持管理をしていくというようなところで管理をしていくということで、先行開園を進めていく中で、そういう形で進めていくのがいいであろうということでありましたので、ここの役務費でとつていたし尿くみ

取り料から委託料に変えて執行したというところでございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 そうしましたら、委託料に変えて執行したということの意味がよくわからないのですけれども、節12の委託料のどこに、結局そのお金は、浄化槽維持管理清掃委託料ということかな。そこに使うことになったということですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 すみません。僕の説明が少し悪くて申し訳ないんですけれども、し尿のくみ取りということで一定、南海がやっていたときは、園内のし尿のくみ取りをやっていたんですけれども、南海が撤退するに当たって全部からにしてくれて、きれいな状態にしてくれてやってくれていたんで、そのし尿のくみ取りというのは不要になって、浄化槽の維持管理で対応できたので、そちらで対応しているという状況なんですけれども。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 なんかよくわからないのですけれども、し尿のくみ取りということだから、トイレだね。幾つかあるトイレのことを言っているのか。南海が撤退するとき空っぽにしていって、私にわかる説明を。意味。これはトイレが複数あるからややこしいということなのでしょうか。先行開園の範囲とかの関係かな。もう少し教えてください。

谷地委員長 吉田都市整備部理事。

吉田都市整備部理事 各所のトイレを残していただいたんですけれども、先行開園するエリアの中にトイレが5カ所ありました。そのし尿くみ取り料というのは支出の必要はなくゼロ円となってまして、別に、浄化槽維持管理清掃業務委託料というのは、その5カ所のトイレの浄化槽に対しての清掃業務の委託料になっていますので、トイレ清掃としては、それが必要でありましたのでそれは支出しているということでございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 理解ができました。要するに、先行開園をする範囲のトイレはくみ取りではなく、浄化槽が設置されているトイレであったということで、このし尿くみ取り料89万円という予算化は必要がそもそもなかったということなのですね。わかりました。理解いたしました。

それから、その下の節12委託料なのですが、時間が長くなっておりますから、これは資料で請求したいと思います。以前も資料を請求してこの委託料に係る委託先の一覧表を配付していただきました。その配付していただいた資料には、これは予算の当時だったんですね。昨年度予算。3月のときでしたので、かなりというか。圧倒的に未定だとか、協議予定、前までやっていた事業者をお願いしたいと思って協議しているところなのだというような記載が非常に多くて、それを一つ一つどうなったのと聞こうかと思ったけれども、すごく時間がかかると思うので、昨年3月に頂いた資料を補充する。要は、決定した委託先、それがわかればいいかな。そういう一覧表を作って提出していただきたいと思います。これはコピーで渡したほうがいいかな。データはありますか。そういう形で対応をお願いしたいと思います。

それから、一番下の節14工事請負費。そこに行く前に節13機器リース料というのがあったのです。予算のときは。それはトイレを借りるということになっていたのだけれども、それが無いということは借りなくて済んだのかとと思っているのですが、そのあたりのご事情をお聞きしたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えします。

ご質問いただいた機器リース料なんですけれども、予算要求時は南海の実績で要求しておりましたけれども、実際の先行開園時に当方で中身を確認した結果、不用であると判断しまして、未執行となっております。

谷地委員長 ほかの委員、質疑は特にないですか。中原委員。

中原委員 決算書の189ページ、先ほども質問が出ていた不良空家と除却補助金について、少しお尋ねしたいと思います。これは先ほど質問も出て、先ほどというのは午前中だったのかな。この事業についての説明があったところでもありますけれども、何かあったら言ってくださいね。大丈夫ですか。これは一軒当たり最大50万円の補助を出すと。予算としては10件分ということでもともと500万円の補助金を設けていたけれども、執行したのは450万円でしたよということだと理解をしています。この補助金を活用して、いわゆる危険空家と位置付けられる家屋の除却が進んでいるというように思っています。件数としては9件実施されたということかと思うのですが、その理解でいいのか。9件分と考えたらいいの

かという念のための確認と。

それから、空家の除却にかかわって以前も申し上げましたが、その建物の中にあるごみの処分の問題で提起をしたことがありました。要は、不良空家なので誰も住んでいないところが結構あるのではないかというように思うのです。長期にわたって空家という状態なので傷みも激しいと。長期にわたって空家ということはその家の持ち主は遠方にいる場合があるということで、出たごみの受入れについて町で何か手だてができないだろうかということをいつてきたことが、これは厚生委員会で聞かないといけないな。委員長、失礼いたしました。ごみ行政は厚生委員会なので、厚生委員会で聞きます。そうします。この事業9件分ということですよ。勘定したらそうですので、この事業は意見だけ言っておきます。

これからもこの必要性ということは、多分、担当課はよく理解されていると思うのですけれども、引き続き増額も含めてこの事業を活用したい方が活用でき、これも安全安心のまちづくりにつながればというふうに望んでおります。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 これで土木費の質疑を終わります。

続いて、災害復旧費に入ります。決算書220ページから223ページをごらんください。ただし、公用施設災害復旧費(総務課)はほかの委員会所管ですので除きます。それでは、質疑はございませんか。瀧見委員。

瀧見委員 項農林水産業施設災害復旧費、目林業施設災害復旧費として、工事請負費としまして、1,290万6,000円が計上されました。

谷地委員長 ページ数とかは。

瀧見委員 223ページです。

区分、工事請負費223ページ、工事請負費です。金額が1,290万6,000円、令和3年度の決算で270万6,000円と記載されているのですけれども、繰越明許費として903万3,000円という形になっております。これは林道長谷線外災害復旧費工事が本年度にわたって行われていると思うのですけれども、これは本年度で完了するのでしょうか。また、もしくは、次年度に及ぶような工事になるのでしょうか。よければ、現在の詳細を教えてください。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 瀧見委員のご質問にお答えいたします。

こちらの工事請負費ですけれども、予算額が1,290万6,000円に対して、執行額は270万6,000円で予算の繰り越しということで990万円程度あるんですけれども、この予算の繰り越しにつきましては、林道逢帰線の災害復旧工事の繰り分となっております。合計したのから引いて不用額が出ておるとい形になっているんですけれども、林道逢帰線の災害復旧工事につきましては、令和3年度に実施したもので令和3年8月の豪雨で崩落した林道逢帰線の復旧工事ですけれども、これは令和3年度に執行したんですけれども、令和4年度に繰り越ししまして、現在としては工事は完了しておるような状況になっております。

谷地委員長 吉田都市整備部理事。

吉田都市整備部理事 すみません。補足させていただきます。この270万6,000円は林道路線4路線の実際に令和3年度に実施した工事になります。災害復旧工事になります。繰り分の903万3,000円というのは、先ほど新保課長が申し上げた林道逢帰線の災害復旧に係る繰り分になります。

瀧見委員 ありがとうございます。

谷地委員長 ほかに質疑はありませんか。中原委員。

中原委員 決算書221ページ、ここの一番下に書いてある繰り明許費というのは、逢帰線のことだと思うのです。それで私が聞きたいのは、予算審査のときに河川災害復旧費、多奈川地区多目的公園法面災害復旧工事設計業務委託料。これについて少しお聞きしたいのです。223ページの節12委託料です。これは地滑り対策が必要だということになったけれども、調査が必要というか、一定の雨がしっかり降らないと必要なデータが得られないとかで、事業が先送りされていたものだったのですが、昨年度中に適切に執行がなされたというふうに考えていいのか。

それから、予算よりも少ない執行額となっておりますが、これは落札減等の影響だというふうに見ていいのか。お聞きします。

谷地委員長 西部長。

西総務部長 多奈川多目的公園の法面災害の件でございますが、これは平成29年、30年の大雨によりまして、多目的公園の法面の3カ所で地滑りの確認されたものでございます。平成30年から観測を続けておりますが、なかなか必要なデータが得られず、今日に至ったという状況でございます。ただ、いつまでも法面をその

まま放置することはできないということで、わずかではありますけれども、変状が観測できた2カ所につきまして、災害査定に必要な設計を昨年に行い、府と共に国に査定に向けた相談を行っているところでございます。

当初3カ所分の設計費をあげておりましたが、変動が確認されました2カ所について実施したということでその分の発注の減額を行ったというところでございます。国との協議の中でいつまでも放置するのは好ましくないであろうということで、国のほうも査定に向けた動きを見せていただいておりますので、今年度の6月補正で残り1カ所分の設計予算をあげさせていただいて、現在、発注して今年度中に3カ所の設計を行い、国に対して査定の続きに向けた協議を改めて行う準備をしているところでございます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 これで災害復旧費の質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

決算書224ページ、225ページの目4海釣り公園管理基金費、目5多奈川地区多目的公園管理基金費、目7森林経営管理基金費をごらんください。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 質疑なしと認めます。これで諸支出金の質疑を終わります。

以上で一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第1号、「令和3年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託された案件について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

谷地委員長 満場一致であります。

よって、認定第1号のうち、本委員会に付託された案件は認定することに決定

しました。

続いて、認定第4号、「令和3年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷地委員長 決算書273ページから288ページをごらんください。質疑はございませんか。中原委員。

中原委員 決算書285ページの真ん中より少し下あたり、節12委託料というのが設けられています。淡輪中継ポンプ場の維持管理委託料ということで、樹木等の維持管理。草刈りだとか、樹木の選定、また、トイレ清掃などを担ってくださっていると聞いているのですが、それはグループであるのか、個人であるのか、委託先をお聞きしたいと思います。

谷地委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 お答えさせていただきます。

地元住民であります下水道対策委員会と契約を結んでおります。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 下水道対策委員会という名前のグループがあるということなんですね。その方々がということですね。この対策委員会のことはご存じですか。何人ぐらいいるとか、いつ頃からあるとか、いつからはこのポンプ場ができてからかな。委員会の構成員のこととか、もしご存じでしたらお聞きしたいと思います。今すぐわからなかったらまた後で聞こうと思いますけれどもどうしましょう。

谷地委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 申し訳ございません。即答できませんので、後日回答させていただきます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 わかりました。また、わかった段階で。また、後でいいです。時間短縮。ほら辻下副委員長が深くうなずいている。後でまた教えてください。わかったらお電話ください。

谷地委員長 後ほど回答を頂くということで、ほかに、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第4号、令和3年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

谷地委員長 満場一致であります。

よって、認定第4号は、本委員会において認定することに決定しました。

続いて、認定第5号、「令和3年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷地委員長 決算書289ページから298ページをごらんください。

質疑はございませんか。中原委員。

中原委員 接続率をお聞きしたいと思うのですが、大きな変化はありませんか。でしたら、先程の件とあわせてまた別の機会にお聞きしたいと思いますので、そのときよろしくお願ひします。大きな変化はないということだけ確認させていたければ、この場ではありがとうございます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 討論なしと認めます。討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第5号、令和3年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について、

原案のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

谷地委員長 満場一致であります。

よって、認定第5号は、本委員会において認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案7件については全て議了いたしました。

続いて、案件2、その他に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございませんか。中原委員。

中原委員 ストレートに委員長のおっしゃるその他ではないのですけれども、一番、初めこの会議が始まる時に、委員長がご自身が質問や討論をするときは、副委員長に代わってもらおうのでよろしくという一言があったのですけれども、私は委員長職になったことは少ないけれども、委員会の。討論というのはしたことがないのです。それはあえて私が避けてきたというか。しないほうがいいと思ってしていなかったのだけれども、そこはどうなのでしょう。もし、発言の訂正が必要なら、この委員会はまだ閉じていませんので、その中で確認しておくほうがいいのかと思ったので、この機会にお聞きしようと思いました。

谷地委員長 すみません。私の発言について訂正のほうをさせていただきます。

委員長2回目で不慣れなもので申し訳ありません。この委員会が始まる最初の方に、中原委員のご指摘のとおり、また、私が質疑、討論するときは副委員長に委員長の職務を代わっていただき、委員長席のまま質疑討論することをご了承願いますという発言をしましたが、こちらを訂正させていただきます。

また、私が質疑するときは、副委員長に委員長職務を代わっていただき、委員長席のまま質疑することをご了承願いますという形に訂正をさせていただきます。申し訳ありません。

次は、本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで事業委員会を閉会します。

(午後6時50分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和4年9月9日

岬町議会

事業委員長 谷地 泰平